

## 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（2月18日）（水曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 令和 8 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 0
日程第 6 承認第 2 号 専決処分（令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 2 号））につき承認 を求めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 7 議案第 4 号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 2
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 2
日程第 8 議案第 5 号 平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて	1 3
永山市長提案理由説明	1 3
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 3
日程第 9 議案第 6 号 市道の路線の認定について	1 4
永山市長提案理由説明	1 4
田口産業建設部長兼建設課長	1 4
日程第 1 0 議案第 7 号 日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	1 4
永山市長提案理由説明	1 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 5
日程第 1 1 議案第 8 号 日置市男女共同参画条例の一部改正について	1 6
永山市長提案理由説明	1 6
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 6
日程第 1 2 議案第 9 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 7

永山市長提案理由説明	17
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	17
日程第13 議案第10号 日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	18
日程第14 議案第11号 日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	18
日程第15 議案第12号 日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	18
永山市長提案理由説明	18
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	19
黒田澄子さん	20
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	21
黒田澄子さん	21
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	21
休憩	22
日程第16 議案第13号 日置市農村センター条例の一部改正について	22
日程第17 議案第14号 日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	22
永山市長提案理由説明	22
田口産業建設部長兼建設課長	24
佐多申至君	24
成田農林水産課長	24
佐多申至君	24
成田農林水産課長	24
日程第18 議案第15号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	24
永山市長提案理由説明	25
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	25
日程第19 議案第16号 日置市火災予防条例の一部改正について	26
永山市長提案理由説明	26
福田消防本部消防長	26
日程第20 議案第17号 令和7年度日置市一般会計補正予算(第13号)	27
日程第21 議案第18号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	27

日程第 2 2	議案第 1 9 号	令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）	……	2 7
日程第 2 3	議案第 2 0 号	令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	……	2 7
日程第 2 4	議案第 2 1 号	令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	……	2 7
日程第 2 5	議案第 2 2 号	令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）	……	2 7
日程第 2 6	議案第 2 3 号	令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	……	2 7
	永山市長提案理由説明		……	2 7
日程第 2 7	議案第 2 4 号	令和 8 年度日置市一般会計予算	……	2 9
日程第 2 8	議案第 2 5 号	令和 8 年度日置市国民健康保険特別会計予算	……	2 9
日程第 2 9	議案第 2 6 号	令和 8 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	……	2 9
日程第 3 0	議案第 2 7 号	令和 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	……	3 0
日程第 3 1	議案第 2 8 号	令和 8 年度日置市介護保険特別会計予算	……	3 0
日程第 3 2	議案第 2 9 号	令和 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	……	3 0
日程第 3 3	議案第 3 0 号	令和 8 年度日置市水道事業会計予算	……	3 0
日程第 3 4	議案第 3 1 号	令和 8 年度日置市下水道事業会計予算	……	3 0
	永山市長提案理由説明		……	3 0
日程第 3 5	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		……	3 4
散 会			……	3 5

---

第 2 号（3 月 4 日）（水曜日）

開 議			……	4 0
日程第 1	議案第 1 7 号	令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 3 号）	……	4 0
日程第 2	議案第 1 8 号	令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	……	4 0
日程第 3	議案第 1 9 号	令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 4 号）	……	4 0
日程第 4	議案第 2 0 号	令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	……	4 0
日程第 5	議案第 2 1 号	令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	……	4 0
日程第 6	議案第 2 2 号	令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）	……	4 0
日程第 7	議案第 2 3 号	令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	……	4 0
	下園予算審査特別委員長報告		……	4 0
日程第 8	議案第 2 4 号	令和 8 年度日置市一般会計予算	……	4 4
日程第 9	議案第 2 5 号	令和 8 年度日置市国民健康保険特別会計予算	……	4 4
日程第 1 0	議案第 2 6 号	令和 8 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	……	4 4
日程第 1 1	議案第 2 7 号	令和 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	……	4 5

日程第 1 2	議案第 2 8 号	令和 8 年度日置市介護保険特別会計予算	4 5
日程第 1 3	議案第 2 9 号	令和 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	4 5
日程第 1 4	議案第 3 0 号	令和 8 年度日置市水道事業会計予算	4 5
日程第 1 5	議案第 3 1 号	令和 8 年度日置市下水道事業会計予算	4 5
	池満 渉君		4 5
	園田企画課長		4 6
	永山市長		4 6
	奥教育長		4 6
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長		4 7
	田口産業建設部長兼建設課長		4 7
	佐多申至君		4 7
	入佐社会教育課長		4 7
	宮前福祉課長		4 8
	成田農林水産課長		4 8
	瀬戸口市民生活課長		4 8
	佐多申至君		4 9
	宮前福祉課長		4 9
	成田農林水産課長		4 9
	福田晋拓君		4 9
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長		5 0
	福田晋拓君		5 0
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長		5 1
	福田晋拓君		5 1
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長		5 1
	黒田澄子さん		5 1
休	憩		5 2
	宮前福祉課長		5 2
	園田企画課長		5 3
	小園財政管財課長		5 3
	上村商工観光課長		5 3
	宇都健康保険課長		5 4
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長		5 4

黒田澄子さん	5 4
宮前福祉課長	5 5
小園財政管財課長	5 5
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	5 6
阿多聖弥君	5 6
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 6
小園財政管財課長	5 6
園田企画課長	5 6
神之門地域づくり課長	5 7
阿多聖弥君	5 7
神之門地域づくり課長	5 7
阿多聖弥君	5 7
神之門地域づくり課長	5 7
日程第 1 6 議案第 3 2 号 令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 4 号）	5 8
日程第 1 7 議案第 3 3 号 令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	5 8
永山市長提案理由説明	5 8
散 会	5 9

---

第 3 号（3 月 9 日）（月曜日）

開 議	6 4
日程第 1 一般質問	6 4
大川畑宏一君	6 4
永山市長	6 4
大川畑宏一君	6 5
園田企画課長	6 5
大川畑宏一君	6 5
成田農林水産課長	6 6
大川畑宏一君	6 6
園田企画課長	6 7
阿多聖弥君	6 7
永山市長	6 8
阿多聖弥君	6 9

瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 9
阿多聖弥君	6 9
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 9
阿多聖弥君	6 9
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 9
阿多聖弥君	6 9
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 9
阿多聖弥君	7 0
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 0
阿多聖弥君	7 0
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 0
阿多聖弥君	7 0
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 0
阿多聖弥君	7 0
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 0
阿多聖弥君	7 0
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 0
阿多聖弥君	7 1
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 1
永山市長	7 1
阿多聖弥君	7 1
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 1
阿多聖弥君	7 1
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	7 1
阿多聖弥君	7 1
上村商工観光課長	7 2
阿多聖弥君	7 2
上村商工観光課長	7 2
阿多聖弥君	7 2
上村商工観光課長	7 2
阿多聖弥君	7 2
上村商工観光課長	7 2

阿多聖弥君	7 3
神之門地域づくり課長	7 3
阿多聖弥君	7 3
上村商工観光課長	7 3
阿多聖弥君	7 3
上村商工観光課長	7 3
阿多聖弥君	7 3
上村商工観光課長	7 3
阿多聖弥君	7 4
上村商工観光課長	7 4
黒田澄子さん	7 4
永山市長	7 5
奥教育長	7 7
休 憩	7 8
奥教育長	7 8
黒田澄子さん	7 8
段原学校教育課長	7 9
黒田澄子さん	7 9
段原学校教育課長	7 9
黒田澄子さん	7 9
段原学校教育課長	7 9
黒田澄子さん	7 9
段原学校教育課長	7 9
黒田澄子さん	7 9
段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0

段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
段原学校教育課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
段原学校教育課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
段原学校教育課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
段原学校教育課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
段原学校教育課長	8 2
黒田澄子さん	8 2
奥教育長	8 2
永山市長	8 2
黒田澄子さん	8 2
入佐社会教育課長	8 2
黒田澄子さん	8 2
入佐社会教育課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
上村商工観光課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
入佐社会教育課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
入佐社会教育課長	8 4
黒田澄子さん	8 4
入佐社会教育課長	8 4
黒田澄子さん	8 4
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	8 5
黒田澄子さん	8 5
段原学校教育課長	8 5
黒田澄子さん	8 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	8 5

黒田澄子さん	8 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	8 5
黒田澄子さん	8 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	8 6
黒田澄子さん	8 6
園田企画課長	8 6
休 憩	8 6
黒田澄子さん	8 6
園田企画課長	8 6
段原学校教育課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
段原学校教育課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
段原学校教育課長	8 7
黒田澄子さん	8 8
段原学校教育課長	8 8
黒田澄子さん	8 8
瀬戸口市民生活課長	8 8
黒田澄子さん	8 8
園田企画課長	8 8
黒田澄子さん	8 8
園田企画課長	8 9
黒田澄子さん	8 9
園田企画課長	8 9
黒田澄子さん	8 9
永山市長	8 9
黒田澄子さん	8 9
上村商工観光課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
上村商工観光課長	9 0

黒田澄子さん	9 0
上村商工観光課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
上村商工観光課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
上村商工観光課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
上村商工観光課長	9 1
黒田澄子さん	9 1
上村商工観光課長	9 1
坂口洋之君	9 1
永山市長	9 2
奥教育長	9 4
坂口洋之君	9 5
奥田介護保険課長	9 5
坂口洋之君	9 5
奥田介護保険課長	9 5
坂口洋之君	9 5
奥田介護保険課長	9 5
坂口洋之君	9 6
奥田介護保険課長	9 6
坂口洋之君	9 6
奥田介護保険課長	9 6
坂口洋之君	9 6
奥田介護保険課長	9 7
坂口洋之君	9 7
永山市長	9 7
坂口洋之君	9 7
奥田介護保険課長	9 7
坂口洋之君	9 7
永山市長	9 8
坂口洋之君	9 8

奥田介護保険課長 .....	9 8
坂口洋之君 .....	9 8
永山市長 .....	9 8
坂口洋之君 .....	9 8
奥田介護保険課長 .....	9 8
坂口洋之君 .....	9 8
奥田介護保険課長 .....	9 9
休 憩 .....	9 9
坂口洋之君 .....	9 9
奥田介護保険課長 .....	9 9
坂口洋之君 .....	9 9
奥田介護保険課長 .....	9 9
坂口洋之君 .....	1 0 0
奥田介護保険課長 .....	1 0 0
坂口洋之君 .....	1 0 0
奥田介護保険課長 .....	1 0 0
坂口洋之君 .....	1 0 0
永山市長 .....	1 0 0
坂口洋之君 .....	1 0 0
永山市長 .....	1 0 1
坂口洋之君 .....	1 0 1
永山市長 .....	1 0 1
坂口洋之君 .....	1 0 1
段原学校教育課長 .....	1 0 1
坂口洋之君 .....	1 0 2
奥教育長 .....	1 0 2
坂口洋之君 .....	1 0 2
奥教育長 .....	1 0 2
坂口洋之君 .....	1 0 3
段原学校教育課長 .....	1 0 3
坂口洋之君 .....	1 0 3
奥教育長 .....	1 0 3

坂口洋之君	103
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	103
坂口洋之君	103
田代吹上支所長	104
坂口洋之君	104
神之門地域づくり課長	104
散 会	104

---

第4号（3月10日）（火曜日）

開 議	108
日程第1 一般質問	108
是枝みゆきさん	108
永山市長	109
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	109
是枝みゆきさん	110
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	110
是枝みゆきさん	110
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	110
是枝みゆきさん	110
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	111
是枝みゆきさん	111
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	111
是枝みゆきさん	111
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	112
是枝みゆきさん	112
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	112
是枝みゆきさん	112
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	112
是枝みゆきさん	112
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	112
是枝みゆきさん	112
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	112

是枝みゆきさん	1 1 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 3
是枝みゆきさん	1 1 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 3
是枝みゆきさん	1 1 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 3
是枝みゆきさん	1 1 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 5
小園財政管財課長	1 1 6
是枝みゆきさん	1 1 6
小園財政管財課長	1 1 6
是枝みゆきさん	1 1 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 6
是枝みゆきさん	1 1 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 7
是枝みゆきさん	1 1 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 7
福元 悟君	1 1 7
永山市長	1 1 8

奥教育長 .....	1 1 9
休 憩 .....	1 2 0
福元 悟君 .....	1 2 0
神之門地域づくり課長 .....	1 2 0
福元 悟君 .....	1 2 0
神之門地域づくり課長 .....	1 2 0
福元 悟君 .....	1 2 0
神之門地域づくり課長 .....	1 2 0
福元 悟君 .....	1 2 0
神之門地域づくり課長 .....	1 2 1
福元 悟君 .....	1 2 1
神之門地域づくり課長 .....	1 2 1
福元 悟君 .....	1 2 1
神之門地域づくり課長 .....	1 2 1
福元 悟君 .....	1 2 1
神之門地域づくり課長 .....	1 2 1
福元 悟君 .....	1 2 1
神之門地域づくり課長 .....	1 2 2
福元 悟君 .....	1 2 2
神之門地域づくり課長 .....	1 2 2
福元 悟君 .....	1 2 2
神之門地域づくり課長 .....	1 2 3
福元 悟君 .....	1 2 3
神之門地域づくり課長 .....	1 2 3
福元 悟君 .....	1 2 3
神之門地域づくり課長 .....	1 2 3
福元 悟君 .....	1 2 4
神之門地域づくり課長 .....	1 2 4
永山市長 .....	1 2 4
福元 悟君 .....	1 2 4
神之門地域づくり課長 .....	1 2 5
福元 悟君 .....	1 2 5
永山市長 .....	1 2 5
福元 悟君 .....	1 2 5

永山市長	1 2 5
福元 悟君	1 2 5
入佐社会教育課長	1 2 6
福元 悟君	1 2 6
田口産業建設部長兼建設課長	1 2 6
福元 悟君	1 2 6
上農地整備課長	1 2 7
福元 悟君	1 2 7
上農地整備課長	1 2 7
福元 悟君	1 2 7
上農地整備課長	1 2 8
福元 悟君	1 2 8
上農地整備課長	1 2 8
福元 悟君	1 2 8
上農地整備課長	1 2 8
福元 悟君	1 2 8
永山市長	1 2 9
休 憩	1 2 9
佐多申至君	1 2 9
永山市長	1 3 0
奥教育長	1 3 1
佐多申至君	1 3 1
段原学校教育課長	1 3 1
佐多申至君	1 3 1
段原学校教育課長	1 3 3
佐多申至君	1 3 3
園田企画課長	1 3 3
佐多申至君	1 3 4
園田企画課長	1 3 4
永山市長	1 3 4
佐多申至君	1 3 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 4

佐多申至君	1 3 4
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
園田企画課長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
段原学校教育課長	1 3 5
佐多申至君	1 3 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
園田企画課長	1 3 7
永山市長	1 3 7
奥教育長	1 3 7
佐多申至君	1 3 7
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 3 8
佐多申至君	1 3 8
田口産業建設部長兼建設課長	1 3 8
佐多申至君	1 3 8
永山市長	1 3 9
散 会	1 3 9

---

第5号（3月30日）（月曜日）

開 議	1 4 4
日程第1 同意第1号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	1 4 4
永山市長提案理由説明	1 4 4
日程第2 議案第4号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	1 4 4
長倉総務企画常任委員長報告	1 4 4
日程第3 議案第6号 市道の路線の認定について	1 4 5
福元産業建設常任委員長報告	1 4 5

日程第 4	議案第 7 号	日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	146
日程第 5	議案第 9 号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について	146
		長倉総務企画常任委員長報告	146
日程第 6	議案第 13 号	日置市農村センター条例の一部改正について	148
日程第 7	議案第 14 号	日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	148
		福元産業建設常任委員長報告	148
日程第 8	議案第 24 号	令和 8 年度日置市一般会計予算	150
日程第 9	議案第 25 号	令和 8 年度日置市国民健康保険特別会計予算	150
日程第 10	議案第 26 号	令和 8 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	150
日程第 11	議案第 27 号	令和 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	150
日程第 12	議案第 28 号	令和 8 年度日置市介護保険特別会計予算	150
日程第 13	議案第 29 号	令和 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	150
日程第 14	議案第 30 号	令和 8 年度日置市水道事業会計予算	150
日程第 15	議案第 31 号	令和 8 年度日置市下水道事業会計予算	150
		下園予算審査特別委員長報告	150
休 憩			157
日程第 16	議案第 32 号	令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 14 号）	157
日程第 17	議案第 33 号	令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	157
		下園予算審査特別委員長報告	157
日程第 18	議案第 34 号	日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結について	159
日程第 19	議案第 35 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	159
		永山市長提案理由説明	159
		馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	159
		佐多申至君	160
		小園財政管財課長	161
日程第 20	発議第 2 号	日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について	161
		長倉総務企画常任委員長報告	161

中村清栄君 .....	163
休 憩 .....	164
日程第21 閉会中の継続審査の申し出について .....	164
日程第22 閉会中の継続調査の申し出について .....	165
日程第23 所管事務調査結果報告について .....	165
日程第24 行政視察結果報告について .....	165
閉 会 .....	165
永山市長 .....	165

---

令和8年第2回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月18日	水	本 会 議	全員協議会、議案等上程、質疑、表決、付託
2月19日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月20日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月21日	土	休 会	
2月22日	日	休 会	
2月23日	月	休 会	天皇誕生日
2月24日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備日）
2月25日	水	休 会	
2月26日	木	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会、議案等配布
2月27日	金	休 会	
2月28日	土	休 会	
3月 1日	日	休 会	
3月 2日	月	休 会	
3月 3日	火	休 会	
3月 4日	水	本 会 議	全員協議会、補正予算等採決、当初予算総括質疑
3月 5日	木	休 会	
3月 6日	金	休 会	
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	本 会 議	一般質問
3月10日	火	本 会 議	一般質問
3月11日	水	休 会	中学校卒業式・日吉学園卒業式
3月12日	木	休 会	
3月13日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）

3月17日	火	委員会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月18日	水	委員会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備日）
3月19日	木	休会	
3月20日	金	休会	春分の日
3月21日	土	休会	
3月22日	日	休会	
3月23日	月	委員会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会、議案等配信
3月24日	火	休会	小学校卒業式
3月25日	水	休会	定例全員協議会
3月26日	木	休会	
3月27日	金	休会	
3月28日	土	休会	
3月29日	日	休会	
3月30日	月	本会議	全員協議会、付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 1 号	令和 8 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
承認第 2 号	専決処分（令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 2 号））につき承認を求めることについて
議案第 4 号	日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
議案第 5 号	平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて
議案第 6 号	市道の路線の認定について
議案第 7 号	日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第 8 号	日置市男女共同参画条例の一部改正について
議案第 9 号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 1 0 号	日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 1 1 号	日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 1 2 号	日置市子ども・子育て支援法第 8 2 条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
議案第 1 3 号	日置市農村センター条例の一部改正について

- 議案第14号 日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 議案第15号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 議案第17号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第18号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第21号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和8年度日置市一般会計予算
- 議案第25号 令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和8年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第27号 令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第28号 令和8年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度日置市水道事業会計予算
- 議案第31号 令和8年度日置市下水道事業会計予算
- 議案第32号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第14号）
- 議案第33号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第34号 日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結について
- 議案第35号 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 同意第1号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 発議第2号 日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について



第 1 号 ( 2 月 1 8 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 令和8年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	承認第 2号 専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて
日程第 7	議案第 4号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
日程第 8	議案第 5号 平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて
日程第 9	議案第 6号 市道の路線の認定について
日程第10	議案第 7号 日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第11	議案第 8号 日置市男女共同参画条例の一部改正について
日程第12	議案第 9号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第10号 日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第11号 日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第15	議案第12号 日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第13号 日置市農村センター条例の一部改正について
日程第17	議案第14号 日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
日程第18	議案第15号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第16号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第20	議案第17号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）
日程第21	議案第18号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第19号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第20号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第21号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第22号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第26	議案第23号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 8 年度日置市一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 8 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 8 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 8 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 8 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 8 年度日置市下水道事業会計予算
- 日程第 3 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（2月18日）（水曜）

出席議員 20名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	16番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満渉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
健康保険課長	宇都敏君	福祉課長	宮前美紀さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	段原修司君	社会教育課長	入佐好彦君

監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君  
会計管理者兼会計課長 今 村 幸 代さん  
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎 君

農業委員会事務局長 有 島 春 己 君  
消防本部次長兼警防課長 久保園 幸 一 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（富迫克彦君）

ただいまから令和8年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（富迫克彦君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富迫克彦君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、福元悟議員、山口政夫議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（富迫克彦君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの41日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの41日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告、例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告、随時監査結果報告、財政援助団体に対する監査結果報告及び公の施設の管理監査結果報告に対する監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしましたので、資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第4、行政報告を行います。市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

1月10日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

1月10日から12日にかけて、国土交通省道路局など関係省庁および県選出国會議員への要望活動を行いました。

次に、12月5日に、市内企業20社、31人が参加し「ひおき共創コンソーシアム設立総会」を開催しました。従業員一人一人が尊重される職場環境づくりを推進し、「ここでなら、働き続けたい」と思える「働き方先進地」の実現を目指してまいります。

次に、12月11日に、「日置市医師会、日置地区歯科医師会、日置薬剤師会の3師会」と災害時の協定を締結しました。これは、災害発生時に、被災者の医療救護活動を協力して行うことで、住民の安全安心を確保する目的で締結したものです。

次に、12月29日に、消防団年末特別警戒に伴う市長巡視を行い、献身的に地域を巡回し、火災予防活動を行う消防団員を激励しました。

次に、新年1月3日に、フラゴラアリーナ日置において、「令和8年二十歳を祝う式」を挙行し、本年度に二十歳を迎える402人をお祝いしました。

次に、1月8日に、「日置市子ども民生委員委嘱状交付式」として、伊集院地域の下方限自治会で高齢者の方々と交流を図りながら、ごみ出しや清掃の手伝いなど、地域福祉の推

進に尽力している14人の子どもたちに、子ども民生委員の委嘱状を交付しました。

次に、1月11日、強風とみぞれ混じりの中、あいハウジング陸上競技場において、「令和8年日置市消防出初式」を挙行し、消防団の観閲を行い、地域防災の要となる消防団員の連携強化と士気の向上を図りました。

次に、1月28日に、コトブキサッカーフィールド吹上で、日置市グラウンド・ゴルフ協会主催の「第1回日置市市長杯グラウンド・ゴルフ大会」が初めて開催され、出席しました。

次に、1月29日から30日にかけて、関係省庁への特別交付税の要望と、NHK大河ドラマの誘致活動を行いました。

次に、2月7日に、国、県、関係事業者等と合同で、原子力防災訓練を実施しました。川内原発から30キロメートルのUPZ圏内に居住する市民が、避難退域時検査場所である日吉総合運動公園を經由し、避難先の南さつま市田布施地区公民館へ、バスを利用した広域避難訓練を実施しました。このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

#### ○議長（富迫克彦君）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第1号令和8年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

#### ○議長（富迫克彦君）

日程第5、報告第1号令和8年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

報告第1号は、令和8年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。令

和8年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、報告第1号令和8年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、補足説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。表の左側、収益的収入は、1億4,474万5,000円で、内訳は、事業収益では、清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料及び住宅団地の販売等を見込み1億4,445万4,000円を、事業外収益では、受取利息や雑収益の合計29万1,000円を計上しております。

表の右側の収益的支出は、1億1,535万2,000円で、内訳は、土地造成事業原価1億657万6,000円、吹上地域住宅団地などの販売見込額を計上し、販売費及び一般管理費用827万6,000円、予備費用50万円計上しております。

4ページの資本的収入について、令和8年度においても新たな借入れを予定しておりませんので、予算計上はしておりません。

資本的支出は、450万円で、内訳は、土地造成事業費で伐採委託料や工事費など土地管理に必要な費用とその他の住宅団地造成事業の関連費など350万円、予備費として100万円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対して不足する450万円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填しております。

5ページから16ページまでは、6団地の事業計画でございます。

17ページ、18ページが事業計画の一覧表になっております。

19ページをご覧ください。当初資金計画

で、受入資金の合計で6億371万4,000円、支払資金の合計で1,327万6,000円となっており、差引き5億9,043万8,000円の繰越しを予定しております。

20ページ以降につきましては、これらの内訳であります。

以上、報告申し上げます。

○議長（富迫克彦君）

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これで報告第1号の報告を終わります。

---

△日程第6 承認第2号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第6、承認第2号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第2号は、専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙実施による総務費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。内容としましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,567万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を344億1,755万1,000円とするものであります。

まず、歳入では、県支出金につきまして、

衆議院議員選挙費委託金の増額により、2,567万5,000円を増額計上いたしました。次に、歳出では、総務費につきまして、衆議院議員選挙費の増額により2,567万5,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについては、承認すること決定しました。

---

△日程第7 議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第7、議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

議案第4号は、日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてであります。過疎地域持続的発展方針に基づき、日置市過疎地域持続的発展計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、補足説明を申し上げます。

令和13年3月31日までの10年間の時限立法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定する現行の計画が、令和7年度をもって期間満了となることから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を期間とする、日置市過疎地域持続発展計画を策定するものでございます。

なお、策定にあたっては、計画（案）を日置市総合計画審議会へ諮問、パブリックコメント手続きを経た答申を、法に基づき鹿児島県と協議し、異議はないとの回答を得ています。

別紙をご覧ください。本計画は、第1章から第13章までで構成をされております。1ページからの第1章の「基本的な事項」では、本市の概況や、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、計画期間などを記載してございます。その中で、1、（1）の経過

に記載のとおり、本市においては、合併前の旧東市来町、旧日吉町及び旧吹上町の区域が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象地域となっております。

8ページをご覧ください。4の基本方針につきましては、第3次総合計画と方向性を一にした取組を土台として、社会全体の変化も見据えながら、社会基盤の整備や移住・定住の取組をはじめ、多様な働き方や新たな雇用の場の創出など、地域の資源や人材を生かした地域づくりを推進することを定めています。

5の基本目標につきましては、人口に関する目標としまして、令和7年4月に策定いたしました「第3期人口ビジョン」と合わせて設定をしています。

9ページをご覧ください。本ページの第2章から、48ページの第13章までは、地域の持続的発展のために実施する施策に関する事項としまして、それぞれの分野ごとの現況と問題点、その対策、具体的な事業計画などについて、記載しています。

第2章では、「移住・定住、地域間交流の促進、人材育成」を、12ページからの第3章では、「産業の振興」を、22ページからの第4章では、「地域における情報化」を、同じく、22ページからの第5章では、「交通施設の整備、交通手段の確保」を、28ページからの第6章では、「生活環境の整備」を、33ページからの第7章は、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」を、38ページからの第8章では、「医療の確保」を、39ページからの第9章では、「教育の振興」を、44ページからの第10章では、「集落の整備」を、46ページからの第11章では、「地域文化の振興等」を、47ページからの第12章では、「再生可能エネルギーの利用の促進」を、48ページからの第13章では、「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」としまし

て、男女共同参画と公共施設マネジメントについて、それぞれ記載をしています。

最後に、本計画を策定することにより、本計画に基づいて行う事業については、過疎対策事業債を活用することが可能となるなど、財政上やその他の必要な特別措置を受けることができることになっています。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務企画常任委員会へ付託します。

---

△日程第8 議案第5号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて

**○議長（富迫克彦君）**

日程第8、議案第5号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第5号は、平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてであります。

現計画が令和7年度をもって満了することに伴い、次期計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

それでは、議案第5号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて、補足説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律は、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差の是正を図ることを目的としているところでございます。

別紙をご覧ください。辺地の名称は、鹿児島県平鹿倉辺地で、人口117人、面積19.6平方キロメートルでございます。

1、辺地の概況について、辺地を構成する字の名称は、吹上町湯之浦の一部及び和田の一部で、地域の中心の位置は、日置市吹上町湯之浦5673番地、医療機関や郵便局、小・中学校等までの距離が遠隔であるなどにより、当該地域について算定されたへんぴな程度を示す、辺地度数は169点でございます。

2、公共施設の整備を必要とする事情について、他の地域と平鹿倉辺地を結ぶ市道につきましては、急坂・急カーブや幅員が狭い箇所が多く、安全な交通に支障を来していることから、市道竜之瀬平鹿倉線の改良・舗装工事を引き続き行うことにより、地域住民の生活環境の改善及び利便性の向上を図るものでございます。

3、公共的施設の整備計画について、令和8年度から令和12年度までの5年間で予定し、全体の事業費は、1億5,000万円、財源としましては、辺地対策事業債を活用する計画でございます。

次のページをご覧ください。平鹿倉辺地の位置図であります。

次のページをご覧ください。整備計画の年度別事業内容について、令和8年度と9年度は、各120メートル、令和10年度から12年度は、各100メートル、全体計画の総延長は540メートルの整備になります。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第6号市道の路線の認定について

○議長（富迫克彦君）

日程第9、議案第6号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第6号は、市道の路線の認定についてであります。集落道からの移管に伴い3路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

議案第6号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。今回、市道の認定をしたい路線は3路線になります。3路線とも農地整備課が狭あい道路整備等促進事業で整備した集落道になります。

まず、市道認定路線、番号1、城之町鶴城寺線は、延長を206メートル、番号2、皆田東外堀線は、延長を339メートル、番号3、南宮内線は、延長を428メートルとするものです。それぞれの路線の起点・終点は、記載のとおりでありますので、説明は省略いたします。

資料として、市道認定路線位置図及び市道認定路線図があります。市道認定路線を朱色の実線で表示してあります。丸が起点、矢印が終点になります。今回、市道認定し、市道として供用・管理を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、産業建設常任委員会へ付託します。

---

△日程第10 議案第7号日置市一般職

の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（富迫克彦君）

日程第10、議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第7号は、日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。一般職の任期付職員の採用等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本市において専門的な知識経験を有する人材や、一時的に増大する業務に対応できる人材を、任期を定めて採用できる仕組みを整え、多様化・高度化する行政課題に対し、柔軟かつ機動的な人員配置を可能にするとともに、組織の活性化と行政運営の効率化を図ることを目的としています。

別紙をご覧ください。第1条は、本条例の趣旨で、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、任期付職員の採用、給与等に関し必要な事項を定めるものであることを規定するものでございます。

第2条は、本条例における用語の意義を定

めるものでございます。

第3条は、職員の任期を定めた採用に関する規定で、第1項は、高度な専門的知識経験または優れた識見を有する者を選考により任期を定めて採用できることを規定するもので、弁護士、公認会計士、高度な情報セキュリティ専門家等を想定しております。

第2項は、第1項ほどの高度さは求められません。専門的な知識経験が必要とされる業務を行う際、行政部内では業務に必要な専門的な知識経験を有する人材の確保・育成に時間がかかる場合や、当該専門的な知識経験が有効に活用できる期間が一定の期間に限られるような場合等において、専門的な知識経験を有する者を選考により任期を定めて採用できることを規定するもので、メタバース、大規模プロジェクトのマネージャーなどの特定の分野、科学技術の進歩や民間のビジネスモデルへの対応について、専門・得意とする者等を想定しております。

第4条は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に任期を定めて専門的知識経験等を有しない職員を採用できることとする規定で、例えば国民スポーツ大会等のスタッフを想定しております。

第5条は、第4条の規定により職員の任期付採用をすることができることとされた業務と同様の業務について、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができることを規定するものでございます。

第6条は、第4条及び第5条の職員の任期は、法律により原則3年以内とされていますが、条例で定める場合は5年以内とすることができることとされており、当該条例で定める場合を規定するものでございます。

第7条は、任期の更新に関する規定です。

第8条は、特定任期付職員の給与に関する特例で、第3条第1項の規定により採用され

た特定任期付職員の給与について、別表で国家公務員と同様に1号給から7号給まで定めるものでございます。

第9条は、日置市職員の給与に関する条例の適用除外等に関する規定で、第1項は、当該給与条例に規定している手当について、特定任期付職員の支給の対象外とするものを列記しており、具体的には、通勤手当、退職手当、期末手当及び勤勉手当以外の手当を支給しないこととします。

第2項は、特定任期付職員に給与条例の規定を適用する場合における期末・勤勉手当の率等の読替規定を、第3項は、任期付短時間勤務職員に扶養手当及び住居手当を支給しないことを、第4項は、任期付短時間勤務職員に給与条例の規定を適用する場合における読替規定を定めるものでございます。

第10条は技能・労務職員給与条例の適用除外について、第11条は企業職員給与条例の適用除外について規定するものでございます。

第12条は、任期付短時間勤務職員に退職手当を支給しないことを規定するものでございます。

第13条は、勤続期間を基準として定める勤務条件等の勤続期間の計算について、当該任期付職員に採用される前の地方公務員としての勤続期間を算入しないことを規定するものでございます。

第14条は、必要な事項を規則で定めることを規定するものでございます。

附則としまして、附則第1項は、この条例は令和8年4月1日から施行することとするものでございます。附則第2項は日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、附則第3項は日置市職員の育児休業等に関する条例について、本条例の制定に伴う所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろ

しくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第11 議案第8号日置市男女共同参画条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第11、議案第8号日置市男女共同参画条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第8号は、日置市男女共同参画条例の一部改正についてであります。組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第8号日置市男女共同参画推進条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。第26条中、日置市男女共同参画審議会の庶務を新たに設置する総務企画部地域共創課で処理するため、条例の一部を改正するものであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市男女共同参画条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第12、議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第9号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保

険の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率及び税額を見直すことに関し、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険の健全な財政運営を図るため、令和8年度の国民健康保険税の税率及び税額を見直すものでございます。

改定の内容につきましては、令和8年度の国民健康保険事業運営における歳入・歳出の見込み、基金の積み立て状況等を精査した結果、一定の税率引き下げが可能であると判断したものでございます。具体的には、鹿児島県が算定いたしました「標準保険料率」を重要な指標として活用し、本市の税率を当該標準保険料率に準じた水準へと、所得割・均等割・平等割の各項目にわたり引き下げる改定を行うものでございます。

本改正に当たりましては、令和8年1月に開催いたしました日置市国民健康保険運営協議会に対し、令和8年度の税率改定について諮問を行い、慎重な審議を経て、適当である旨の答申をいただいたところでございます。

別紙をご覧ください。第3条、第5条及び第5条の2は、基礎課税額に係る税率及び税額の規定で、所得割率を100分の9.0から100分の7.5へ、被保険者均等割額を3万6,000円から3万2,000円へ、世帯別平等割額を一般世帯は2万4,000円から2万1,000円へ、特定世帯は1万2,000円から1万500円へ、特定継続世帯は1万8,000円から1万5,750円

へそれぞれ引き下げるものがございます。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額に係る税率の規定で、所得割率を100分の3.5から100分の2.8へ引き下げるものがございます。なお、被保険者均等割額及び世帯別平等割額につきましては、現行どおり据え置くこととしております。

第8条及び第9条の3は、介護納付金課税額に係る税率及び税額の規定で、所得割率を100分の2.5から100分の2.3へ、世帯別平等割額を8,000円から6,000円へそれぞれ引き下げるものがございます。被保険者均等割額については、据え置くこととしております。

第23条は、低所得者世帯に対する減額措置及び未就学児に係る均等割額の減額措置につきまして、税額改定に伴い、所要の規定の整理を行うものがございます。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第10号日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第14 議案第11号日置市特定乳児等通園支援事業の運

営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第15 議案第12号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について

**○議長（富迫克彦君）**

日程第13、議案第10号日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第15、議案第12号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第10号は、日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第11号は、日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第12号は、日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）**

それでは、議案第10号日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、議案第11号日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定、議案第12号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の条例制定の趣旨といたしまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月一定時間、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日から本格実施されるためのものでございます。

こども誰でも通園制度創設の背景でございますが、幼稚園や保育園、認定こども園等に通っていない未就学児のいる家庭では、親が孤独な子育てに陥りやすく、孤独な子育てに追い込まれて、誰にも相談できない状況下での育児は、子どもへの虐待リスクが高まるおそれもあることから、子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、週一、二回でも、子どもの心身の発達に大きなプラス効果があるとし、全ての子どもの育ちを応援することを目的に創設されたものでございます。

初めに、議案第10号日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、改正法による改正後の児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定

めなければならないとされており、同条第2項において、その条例は、内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされているところでございます。

その内閣府令で定める基準として、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が定められたものでございます。

よって、今回の条例案は、市内事業者が乳児等通園支援事業実施施設となるための認可基準でございます。

それでは、別紙を御覧ください。

内容につきましては、それぞれの基準に対応する内閣府令が定められており、内閣府令の一部は、参酌基準となっているところでございますが、本市条例案につきましては、全て、内閣府令と同内容となっているところでございます。

条文は、第1章から第3章までの28の条文で構成されており、第1章は、総則として、本条例の趣旨、定義、一般原則等で、次のページの下部になります、第2章は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、第1節が通則、2ページめくりまして、中段に第2節、乳児等通園支援事業の区分、その下、第3節、区分の詳細で、一般型乳児等通園支援事業について、2ページめくりまして、第4節で余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しており、そして第3章が雑則となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するもので、ただし第23条の設備及び職員の基準の特例は、令和8年4月1日から施行するものとしております。

以上が、議案第10号の補足でございます。

次に、議案第11号日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、今回の条例案は、市内事業者が乳児等のための支援給付の対象施設となるための確認基準を制定するも

のでございます。

別紙を御覧ください。先日の全員協議会でもご説明し、重複する部分もございますが、ご了承願います。

先ほどご説明申し上げました議案第10号と同様、基準に対応する内閣府令が定められており、内閣府令の一部は、参酌基準となっているところであり、本市条例案につきましては、全て内閣府令と同内容となっております。

第1章から第3章までの33の条文で構成されており、第1章は、総則、趣旨と一般原則、次のページの中段、第2章は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、第1節に利用定員に関する基準を規定し、第2節に運営に関する基準で第4条から第32条を規定してございます。

そして第3章で雑則、電磁的記録等を規定してございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしています。

以上が、議案第11号の補足でございます。

次に、議案第12号日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

本条例は、こども誰でも通園制度を利用した保護者への給付である乳児等のための支援給付についても、妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、これらと同様に、質問検査の忌避や支給認定証の返還拒否等をした者に対して、過料を科すことができるようにするために、現行の「日置市子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例」に「乳児等のための支援給付」について追加するための改正でございます。

別紙及び新旧対照表を御覧ください。

第2条第1号及び第2号中「第30条の

3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加えるとしているところでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとしています。

以上が、第12号の補足説明でございます。

以上で、議案第10号から第12号についての補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（富迫克彦君）

これから、議案第10号から議案第12号までの3件について、一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、黒田澄子議員の発言を許可します。

#### ○15番（黒田澄子さん）

初めに、通告では10号だけを出しておりましたけれども、併せて11号まで質疑をさせていただきたいと思っております。

これが先ほど説明がございました、保育所に通っていない子どもたちを対象のというふうに関部から説明がございました。いわゆるこども誰でも通園制度がいよいよ始まる、その前の条例が制定されるものと思っております。

そこで、2点ほどお尋ねをします。

本市には、既に一時預かりの制度もあって、大変充実したものであると考えています。今回、国が決めたもので、市町村も条例をつくらないといけないという中で、この条例が上がってきたということは十分理解をしています。

今回、この条例が制定されることでのメリットをどのように考えるのか。それと、これが今後施行される中で、事業者の募集もしていかないといけない、公募もしていかない

いけないと思います。その辺は大体いつ頃を予定して考えておられるのか、まずはお尋ねをいたします。

**○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）**

まず、メリットについて回答させていただきます。

こども誰でも通園制度は、一時預かり事業と異なり、制度の対象となる家庭が限定されていないことから、生後6か月から満3歳未満の全てのお子様は家庭とは異なる経験ができる機会を得られることがメリットであると考えています。

次に、事業者の募集についてですが、誰でも通園制度は、市内で教育・保育を提供している事業者を実施していただきたいと考えているところでございます。これまでに周知等を行ってきましたが、現下の保育所等の入所状況から、幼稚園、保育園、認定こども園での実施は困難な状況であると考えています。

このことから、現在、地域子育て支援センターなど保育所等以外の子育て支援施設で実施することができないか、検討・協議を行っているところでございます。

その上で、なお事業者が見つからない場合は、募集についても検討していきたいと考えています。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

市内事業所は、一生懸命、保育のキャパがある中で、一生懸命、雇用のほうもなかなか難しい現実もある中で、なかなか応じていただけない現状があるということの中で、地域子育て支援センターとなると、市内4地域のそれぞれにある、そこを利用してできるようになってほしいなと思うところでございますけれども、既にこの条例制定をされている全国各地の条例を見ますと、例えば時間も、国は大体一月10時間というふうに行

ますけれども、中には経過措置として、初めは一月3時間から始めている行政もござい

ます。そして、利用料も1人大体1時間300円程度が基準とあって、基準にはなってますけど、おやつ代などは別途ということでプラスアルファで、その中にも保育料もそうですけれども、非課税世帯とか所得額などで利用料金を減免されていることが載っております。

本市としては、このあたり、例えば時間と言うと一月10時間あたりなのか、それよりも少し下がるものなのか。さらに法律で言って、この10時間が上げることもできるものなのか。そして、この利用料金も基本300円程度となっておりますが、本市での決まりもそういうふうになっていくのか、お尋ねをします。

**○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）**

お答えいたします。

まず、時間についてですけれども、国に準じて上限を10時間で考えております。それから利用料につきましても、国に準じて300円で考えているところでございます。

**○議長（富迫克彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第10号から議案第12号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第12号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第10号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号日置市子ども・子育て支援法第82条

の規定に基づく過料に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16 議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について

△日程第17 議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第16、議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について及び日程第17、議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第13号は、日置市農村センター条例の一部改正についてであります。

日置市農村センターの使用区分を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第14号は、日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてであります。

連帯保証人の取扱いを見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

それでは初めに、議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙を御覧ください。

第4条に次の1項を加え、第3項、市長は、センターの管理上支障のない範囲内で、第1条に規定するセンターの設置目的以外の使用について、使用許可をすることができるものといたします。

別表第2中「午後5時」を「午後10時」に改める。

別表第3の1、会議室等使用料の部、日置市伊集院農産物加工センターの項から日置市深固院施設の項までを次のように改めるとしまして、表にあります、各施設の休憩室の使用料を設定しております。

使用料は1時間当たりとし、午前8時30分から午後5時までと午後5時から午後10時までの区分をしております。

また、空調設備のある施設におきましては、1時間当たり110円を設定するものであります。

別表第3備考2中「及び備考1」を「、備考1及び備考2」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1中「この表」の次に「及び備考1」を加え、同表備考1を同表備考2とし、同表備考2の前に次の備考を加える。

1、日置市伊集院農産物加工センター、日置市伊集院農村生活センター、日置市飯牟礼農産物加工センター、日置市日吉農村センター、日置市日吉農産加工センター又は日置市深固院施設の休憩室の使用料（冷暖房に係る使用料を除く。）は、それぞれのセンターの休憩室以外の会議室等と併せて使用する場

合は、無料とする。

なお、附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

今回の改正は、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居の手続において、これまで連帯保証人を2人としていたものを、人数制限を改め、「市長が適当と認める法人」を加え、家賃保証債務会社なども利用可能とし、入居者にとって柔軟な対応が可能となることとしました。

別紙を御覧ください。

第1条は、日置市営住宅条例の一部を次のように改正するものです。

第11条第1項第1号中「連帯保証人」を「もの又は市長が適当と認める法人」に、「2人の連署する」を「との連署による」に改める。

第12条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

第5号、前条第1項第1号の誓約書に基づき、市営住宅の入居者に代わって負担した額が極度額に達したとき、第12条第2項中「勤務先」の次に「（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）」を加える。

第18条第3項中「（明治29年法律第89号）」を削るとします。

第2条は、日置市特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正するものです。

第11条第1項第1号中「2人の連帯保証人」を「もの又は市長が適当と認める法人」に、「の連署する」を「との連署による」に改める。

第12条第1項中第5号を6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

第5号、前条第1項第1号の誓約書に基づき特定公共賃貸住宅の入居者に代わって負担

した額が極度額に達したとき、第12条第2項中「勤務先」の次に「（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）」を加える。

第19条第3項中「（明治29年法律第89号）」を削るとします。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いたします。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、議案第13号及び議案第14号の2件について、一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至議員の発言を許可します。

**○8番（佐多申至君）**

議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について質疑いたします。

農村センターに管理上支障のない範囲で、設置目的外の使用を許可する休憩室が設置され、さらには使用時間の配慮もあることで、市民が多様に利用する範囲が広がると考えます。

今回の改正の意図は、市民にどのような活用を期待しているのか、また想定している活用事例は何か。休憩室を利用する場合、市民はどこにどのような手続をすれば利用できるのか、お尋ねします。

**○農林水産課長（成田 郷君）**

お答えいたします。

今回の改正によりまして、コミュニティ活動や市民活動に活用いただくことで、施設の有効活用や地域活性化を図ることができると考えております。

また、活動事例としましては、地域住民の会合や打合せ、各種サークル活動やグループ活動、地域イベントの準備や打合せなどを想定しております。

なお、利用に当たっての手続は、事前に本庁農林水産課、または各支所産業建設課に施

設の空き状況を確認いただいた上で、使用許可申請書を提出し、使用許可を得る必要があります。

以上です。

**○8番（佐多申至君）**

ただいま使用許可等の手続もありました。実際記述がなかったのでお尋ねしますが、休憩室は、平日もちろん、土日利用もできると理解してよろしいのでしょうか、お尋ねします。

また一つ、学習室として利用する場合も、やはりその手続が要るのでしょうか、お尋ねします。

**○農林水産課長（成田 郷君）**

お答えいたします。

休館日につきましては、毎週月曜日と祝日、12月29日から1月3日までと定められておりますので、それ以外、土日については利用可能と考えております。

あと学習の場としての考え方ですが、やはりここには安全面の関係、子ども、児童生徒だけで利用するというのは、管理者がいない関係もありますので、安全面の関係が少し課題かなというふうに思っているところであります。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号及び議案第14号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第18 議案第15号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

**○議長（富迫克彦君）**

日程第18、議案第15号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第15号は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

学校医等の報酬を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）**

それでは、議案第15号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について補足説明します。

今回の改正は、合併当初から据え置かれていた学校医等の報酬につきまして、この間の診療報酬改定の推移ですとか、近年の物価上昇を勘案した上で、小・中・義務教育学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬を引き上げるものであります。

次に、報酬額の算定についてですが、平成18年度と令和7年度の地方交付税算定の基礎となる学校医等の単位費用の上昇率約20%をその根拠としたところでございます。

それでは、別紙をお開きください。

改正の内容についてでございます。別表の学校医及び学校歯科医に係るものとしまして、報酬のうち均等割に相当する年額「10万8,333円」を「13万円」に、人数割に相当する年額「207円」を「240円」にそれぞれ改めるものであります。

次に、学校薬剤師に係るものとして、報酬を年額「6万6,000円」から「7万

9,000円」に改めるものであります。

また、小・中・義務教育学校及び幼稚園の学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師につきましては、同一の額がそれぞれ別表で規定されておりましたので、種別ごとに一つの項にまとめることによりまして、学校歯科医、幼稚園医及び幼稚園歯科医の項を削る改正をしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議、よろしく願います。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第15号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決さ

れました。

---

△日程第19 議案第16号日置市火災  
予防条例の一部改正につ  
いて

○議長（富迫克彦君）

日程第19、議案第16号日置市火災予防  
条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第16号は、日置市火災予防条例の一  
部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並び  
に対象火気器具等の取扱いに関する条例の制  
定に関する基準を定める省令の一部改正等に  
伴い、条例の一部を改正したいので、地方自  
治法第96条第1項第1号の規定により提案  
するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説  
明させますので、ご審議をよろしく願いい  
たします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

それでは、議案第16号日置市火災予防条  
例の一部改正について、補足説明を申し上げ  
ます。

今回の改正は、近年のサウナブームを背景  
に、従来の浴場等の建物内に設置されている  
サウナ設備とは異なり、屋外等のテント等に  
放熱設備を設置する事例が全国で増加してお  
り、こうした屋外等のテント等に設置される  
消費熱量が小さいサウナ設備は、従来の消防  
法令上のサウナ設備と特性が異なることから、  
新たに簡易サウナ設備として位置づけ、その  
特性に応じた内容となるよう所要の見直しを  
行うものです。

また、令和6年1月1日に発生した輪島市  
大規模火災を受けて開催した、輪島市大規模  
火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関す

る検討会報告書において、大規模地震等の電  
気火災対策が重要であるとされたことを踏ま  
え、住宅における火災予防を推進するため、  
条例について所要の見直しを行うものです。

それでは、別紙を御覧ください。

条例第7条の2に規定する「サウナ設備」  
を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条  
の3とし、新たに第7条の2に「簡易サウナ  
設備」を追加、当該設備の定義及び構造等の  
基準について規定するとともに、第44条に  
「当該設備の設置の届出」について規定しま  
す。

また、第29条の7では、住宅における火  
災の予防の推進について、「感震ブレー  
カー」を加えるため、所要の改正を行うもの  
です。

なお、附則としまして、施行日を令和8年  
3月31日とします。

以上で説明を終わります。ご審議、よろし  
くお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、会議規則  
第37条第3項の規定により、委員会付託を  
省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第  
16号は、委員会付託を省略することに決定  
しました。

これから、議案第16号について討論を行  
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第16号日置市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）

△日程第21 議案第18号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第22 議案第19号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第23 議案第20号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第24 議案第21号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第25 議案第22号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第26 議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

**○議長（富迫克彦君）**

日程第20、議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）から、日程第26、議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの7件を一括議題とします。

7件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第17号は、令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ9億5,947万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を334億5,807万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、保育所運営に関する予算の増額、国の補正予算に伴う小中学校特別教室等の空調設備工事の増額などの予算措置のほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定や、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、地方交付税につきまして、普通交付税の増額により、3億9,345万8,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、児童手当国庫負担金の減額、国庫財源組替えに伴う特定地域脱炭素移行加速化交付金の減額及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の増額などにより、3億8,807万5,000円を減額計上いたしました。

県支出金につきまして、保育所運営費県負担金や現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより、1億1,600万6,000円を増額計上いたしました。

財産収入につきまして、立木売却収入の増額などにより、841万2,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、一般寄附金及び指定寄附金の減額により、3億781万4,000円を減額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより、9億1,427万2,000円を減額計上いたしました。

市債につきまして、学校教育施設等整備事業債の増額や現年補助農地農業用施設災害復

旧事業債の減額などにより、1億4,240万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして、議会管理費の減額により、252万円を減額計上いたしました。

総務費につきまして、減債基金費積立金や土地開発基金費積立金の増額、脱炭素先行地域づくり事業費の減額などにより、4億9,488万1,000円を減額計上いたしました。

民生費につきまして、保育所運営費の増額や児童手当支給事業費の減額などにより、4,124万6,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、浄化槽設置整備事業費やクリーン・リサイクルセンター運営費の減額などにより、1億7,648万1,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、中山間地域等直接支払交付金事業費や農山漁村発イノベーション整備事業費の減額などにより、7,724万4,000円を減額計上いたしました。

商工費につきまして、寄附金の減額に伴うふるさと納税推進事業費の減額などにより、3億4,865万6,000円を減額計上いたしました。

土木費につきまして、公園管理費の増額や土地区画整理事業費の減額などにより、3,645万7,000円を減額計上いたしました。

消防費につきまして、消防本部費や災害対策費の減額などにより、775万9,000円を減額計上いたしました。

教育費につきまして、小中学校維持補修費の増額や小中学校教育振興費の減額などにより、1億7,834万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農

業用施設災害復旧費や現年補助林道災害復旧費の減額などにより、3,506万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第18号は、令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億4,655万円とするものであります。

歳入では、保険給付費等交付金の増額を計上いたしました。

歳出では、療養給付費の増額や高額療養費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第19号は、令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ373万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,039万7,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

歳出では、管理事業費の減額を計上いたしました。

次に、議案第20号は、令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,522万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億8,726万8,000円とするものであります。

歳入では、地域支援事業費支援交付金の減額などを計上いたしました。

歳出では、介護給付費準備基金積立金の増額や介護予防・生活支援サービス事業費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第21号は、令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,203万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億8,070万4,000円とするものであります。

歳入では、特別徴収保険料の増額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第22号は、令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

資本的収入及び支出について、収入は、総額から4,495万円を減額し、総額を1億5,420万円とし、支出は、総額から5,000万円を減額し、総額を7億1,732万7,000円とするものであります。

収入では、企業債や国庫補助金の減額などを計上いたしました。

支出では、建設改良費につきまして、工事請負費の減額を計上いたしました。

次に、議案第23号は、令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出について、収入は、総額に259万3,000円を追加し、総額を8億3,384万4,000円とし、支出は、総額に27万4,000円を追加し、総額を6億7,855万7,000円とするものであります。

収入では、国庫補助金の増額を計上いたしました。

支出では、下水道事業費用の営業費用につきまして、報償費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出について、収入では、総額から6,831万1,000円を減額し、総額を1億5,818万9,000円とし、支出では、総額から6,666万円を減額し、

総額を3億8,042万8,000円とするものであります。

収入では、企業債や国庫補助金の減額などを計上いたしました。

支出では、下水道事業資本的支出の建設改良費につきまして、委託料の減額を計上いたしました。

以上7件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、議案第17号から議案第23号までの7件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第17号から議案第23号までの7件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。委員長に下園和己議員、副委員長に長倉浩二議員、坂口洋之議員、福元悟議員、以上であります。

△日程第27 議案第24号令和8年度日置市一般会計予算

△日程第28 議案第25号令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第29 議案第26号令和8年度

日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第30 議案第27号令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第31 議案第28号令和8年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第32 議案第29号令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第33 議案第30号令和8年度日置市水道事業会計予算

△日程第34 議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算

#### ○議長（富迫克彦君）

日程第27、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算から、日程第34、議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。市長から、提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は、3月4日の第2本会議で行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。

それでは、8件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

本日、令和8年第2回日置市議会定例会に当たり、市政運営に臨む所信と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました令和8年度当初予算案等の概要をご説明いたします。

令和8年度は、本市の未来を描く指針とな

る「第3次日置市総合計画」のスタートを切る、重要な年です。

「わたしから、はじまる。仲間とつながる。思いが、魅力が、活力が、めぐり広がるまち。」という目指す未来の姿の実現に向け、一人一人の挑戦がまちの活力へとつながるよう、未来への投資に重点を置いた予算を編成いたしました。

まず、住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、令和8年度より「重層の支援体制整備事業」を本格的に展開いたします。

属性や世代を問わず、既存の相談支援の枠組みを超えて、包括的に受け止める体制を整備し、誰もが地域の中で孤立することなく、安心して暮らし続けられる共生社会の実現に力を注いでまいります。

次に、環境分野においては、令和7年度に稼働した「資源循環プラザアクロスひおき」を核とした資源循環をさらに深化させます。

加えて、脱炭素先行地域づくり事業を引き続き推進し、エネルギーの地産地消による「地域内経済循環」の強化を目指してまいります。

そして、市内企業などの共同体である「ひおき共創コンソーシアム」を通じて、個を生かす組織経営の知恵を互いに学び合い、誰もが「ここでなら、働きたい」と思える「働き方先進地」の実現を目指してまいります。

こうした脱炭素や、ひおき共創コンソーシアムなどの取組の着実な推進のため、令和8年度より、新たに「地域共創課」を設置し、取組を強化してまいります。

以上、主要な施策の一端を申し上げましたが、市民一人一人の思いがつながり、大きな活力となって巡り広がる市政運営に邁進する所存でございます。

次に、令和8年度の予算編成の大綱につい

て申し上げます。

総合計画では、目指す未来を「日置のありたい姿」とし、その実現のために6つの「市民の暮らし」を掲げています。

これらの実現に向け、総合計画に示す取組の方向性に沿った事業に取り組み、長期的な視点に立った持続可能な施策を展開してまいります。

あわせて、令和8年度は「新たな日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のスタートとなる年でもあります。

これまでの成果を次なる歩みへとつなげるべく、これまで実施した事業の効果を検証するとともに、新たに設定した基本目標及びKPI（重要業績評価指標）の達成に向け、地方創生の取組をより一層推進してまいります。

一方で、本市を取り巻く財政環境は、社会保障関係費の増加や物価高騰による歳出の増加など、依然として厳しい状況にあります。

そのため、国や県の動向を的確に捉え、財政規律の維持を常に念頭に置かなければなりません。

将来にわたって、持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、一層の歳出削減と歳入確保を推進してまいります。

次に、総合計画に掲げる6つの「市民の暮らし」に基づき、主要施策の概要について申し上げます。

1つ目、「日置の未来は「わたし」からはじまる」です。

令和8年度は「第3次元気な市民づくり運動推進計画」の策定を進めるとともに、市民、地域、関係機関及び行政の協働による健康づくり活動を推進してまいります。

その一環として、市民の健康寿命を延ばすため、後期高齢者医療保険の保健事業を通じて、フレイル対策や疾病の予防・重症化予防に取り組めます。

加えて、各種がん検診の土日実施や無料クーポン配布等により、受診しやすい環境を整備するとともに、国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導を通じて、生活習慣病の改善と医療費の適正化を図ることで、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、子ども議会や子ども民生委員など、社会の活動に子どもたちが参加する取組を、こどもまんなか宣言とともに、引き続き推進してまいります。

次に、2つ目、「多様な世代の学びから挑戦と応援がひろがる」です。

児童生徒が、「礼節」、「郷土愛」、「自然愛」、「奉仕」の道德性を身につけられるよう引き続き、ひおきふるさと教育に取り組んでまいります。

あわせて、食料品価格の高騰に伴う保護者の負担を軽減するため、公立小学校の給食費につきましては、食材購入費への助成により実質無償化いたします。

幼稚園及び中学校の給食費につきましても、同様に食材購入費への助成を行うことで、保護者の皆様の負担軽減を図り、栄養バランスや量を確保した学校給食を継続して提供してまいります。

さらに、次世代を担う子どもたちが近年の猛暑下においても健やかに、かつ、集中して学べる環境を確保するため、小・中・義務教育学校の特別教室への空調整備を進めるとともに、学校設備等の計画的な改修を行い、安全で快適な学習環境の構築を進めます。

加えて、校務支援システムのクラウド化やICT機器の更新により、教職員の業務効率化と情報教育の質の向上に努めてまいります。

また、新たに文化芸術活動に係る全国大会等に出場する個人または団体へ奨励金を交付することにより、地域文化活動の活性化を図ります。

加えて、市民の学びの拠点である東市来図書館・保健センターの施設改修やLED化を行い、施設の維持保全を図るとともに、図書資料の充実を通じて読書活動や学びの機会を創出してまいります。

次に、3つ目、「社会の変化と日置の未来に向き合う」です。

公共交通では、乗合送迎サービス「ひお吉号」の運行により、市民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、湯之元駅のバリアフリー化を推進し、誰もが移動しやすい環境を整備してまいります。

また、市民の安全・安心な暮らしのため、防災意識の向上と、自主防災組織の支援による地域防災体制の強化を図るとともに、安全な都市基盤整備として、通学路などの安全対策を推進してまいります。さらに、自治会文書の電子回覧板アプリ導入を進め、自治会業務の負担軽減と情報伝達の効率化に努めてまいります。行財政運営では、市役所業務へのAI活用により、業務の迅速化・効率化を推進します。公有財産においては、未利用資産の有効活用を進め、歳入の確保と持続可能な財政基盤の確立を目指してまいります。

次に、4つ目、「一人一人の違いと個性を認めて他者と共生する」です。高齢、障がい、子ども、生活困窮など、市民の多様な課題に対応するため、分野や属性を問わず、包括的に支援する重層的支援体制を本格的に展開してまいります。子育て支援では、低出生体重児のご家族への経済的・精神的負担軽減を図るとともに、医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう、保育所等における受け入れ体制の整備や、ご家族の負担軽減を図ることを目的とした支援を実施します。

併せて、ファミリーサポートセンター等により、地域でお互いに助け合いながら子育てを行える環境づくりを進めてまいります。また、国籍や文化を超えた多文化共生社会の実

現に向け、市民向けのやさしい日本語講座や外国人向け日本語教室、多文化の理解促進講座などを通じて、誰もが自分らしく輝ける共生社会を推進してまいります。

次に、5つ目、「地域資源が生かされ、経済と魅力が循環する」です。市内企業等の共同体であるひおき共創コンソーシアムを通じて、従業員一人一人のウェルビーイングが尊重される職場環境づくりを推進し、ここでもなら、働き続けたいと思える働き方先進地の実現を目指します。

観光につきましては、観光戦略5本の柱の一つである伝統工芸アンドアート観光に基づき、美山地区をモデルとした事業展開により、観光データの継続的な収集と事業者の販売力強化を推進します。併せて、伝統工芸の後継者確保に向けて、産地PRや学生と窯元の対話の機会を創出するなど、薩摩焼を軸とした持続可能な観光まちづくりを支援します。また、近年、深刻な問題となっているイノシシや鹿などの被害に対し、本市の基幹産業である農業や市民の安全な生活を守るため、有害鳥獣対策を一層強化し、侵入防止柵の設置や捕獲活動への支援拡充に取り組んでまいります。

次に、6つ目、「豊かな自然環境と共生し、未来の世代につなげる」です。森林環境譲与税を活用し、松林での遊びを通じて森の大切さを学ぶことができる森林体験施設の整備を支援することで、自然を生かした挑戦を後押しし、未来を担う子どもたちへとつなぐ環境づくりを進めてまいります。

環境施策では、令和7年度に稼働した資源循環プラザアクロスひおきを核とし、ごみの減量化とリサイクルの推進を一層図ることで、循環型社会の構築を目指します。また、引き続き、脱炭素先行地域づくり事業を推進し、太陽光発電や小水力発電設備の導入を推進するとともに、再生可能エネルギーに対する理

解促進を図ってまいります。

さらに、省エネ性能に優れた家電製品への買い替えを支援することで、光熱費高騰等への家計への負担軽減を図るとともに、家庭における電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を削減し、脱炭素社会の実現につなげてまいります。

次に、令和8年度一般会計の予算規模について申し上げます。令和8年度の当初予算は、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式により編成しました。市民サービスの維持・向上等を図りつつ、緊急性や重要性の高い施策、事業等を選択し、一般会計当初予算額は320億9,300万円となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。なお、前年度の当初予算を骨格予算として編成したことから、6月補正予算後の予算額と比較いたしました。まず、歳入の市税につきましては、直近における経済の動向や市税収入の状況、税制改正の影響などを踏まえ、1億5,245万8,000円増の52億6,612万5,000円を計上しました。地方交付税につきましては、5億円増の93億円を計上しました。市債につきましては、将来世代に過度な負担を残さないよう、交付税措置のある有利な地方債の活用を図りました。

次に、歳出を性質別で見ると、扶助費につきましては、保育所運営費や障害者自立支援給付費等の増により、1億9,572万8,000円の増となりました。

普通建設事業費につきましては、通学路交通安全事業費や小中学校維持補修費等の増により、4億708万7,000円の増となりました。また、維持補修費につきましては、公営住宅管理費等の増により、4,591万2,000円の増となりました。

次に、特別会計及び公営企業会計の予算規模について申し上げます。まず、国民健康保

険特別会計予算であります。医療費の適正化対策や保険税の収納率向上対策など、国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めるための予算を計上し、56億5,451万4,000円となりました。

次に、健康交流館事業特別会計予算であります。職員の人件費、施設の運営費等を計上し、1億3,370万5,000円となりました。温泉やプールを安心してご利用いただけるよう、適正な施設管理に努めるとともに、近隣の各種施設との補完関係を強化してまいります。

次に、温泉給湯事業特別会計予算であります。維持管理委託料、電気料などの管理運営費を計上し、643万5,000円となりました。

次に、介護保険特別会計予算であります。第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護予防の推進及び認知症対策の強化、介護給付の適正化を図り、安定的な介護保険事業の運営に努めるための予算を計上し、56億3,397万5,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。保険料や低所得者の軽減保険料相当分の、保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、10億9,762万2,000円となりました。後期高齢者医療保険の保健事業として、長寿健診、人間ドック等受診費助成を実施し、疾病予防、重症化予防に取り組んでまいります。

次に、水道事業会計予算です。収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額10億1,670万3,000円、支出額9億8,753万8,000円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億6,370万円、支出額7億5,848万9,000円となりました。今後とも計画的に水道施設整備等を実施し、安全な

水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算です。収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額 8 億 4,046 万 9,000 円、支出額 6 億 6,877 万 7,000 円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額 1 億 3,910 万円、支出額 3 億 3,699 万 3,000 円となりました。今後も公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健全な水環境の創出に向けて、効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と令和 8 年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては、議会をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

**○議長（富迫克彦君）**

これで、議案第 24 号から議案第 31 号までの、8 件の説明を終わります。

---

△日程第 35 鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合議会議員の選挙

**○議長（富迫克彦君）**

日程第 35、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分 6 人、市議会議員区分 6 人、町村長区分 4 人、町村議会議員区分 4 人で構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について 2 人の欠員が生じているため、広域連合規約第 9 条第 3 項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を越える 3 人の候補者がいましたので、広域連合規約第 8 条第 2 項の規定に

より、選挙を行います。

この選挙は、同条第 4 項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第 32 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第 32 条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第 32 条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

**○議長（富迫克彦君）**

ただいまの出席議員数は、20 人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

**○議長（富迫克彦君）**

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

**○議長（富迫克彦君）**

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局長の点呼に応じて、順次記載台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票

をお願いします。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（富迫克彦君）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に是枝みゆき議員、重留健朗議員を指名します。両名の開票立会いを、お願いします。

〔開票〕

○議長（富迫克彦君）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票数20票、無効投票数0票です。

有効投票のうち、松元正明議員17票、畑中香子議員3票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月4日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後0時23分散会



第 2 号 ( 3 月 4 日 )



## 議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 17号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）
日程第 2	議案第 18号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 3	議案第 19号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 4	議案第 20号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 5	議案第 21号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第 22号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第 7	議案第 23号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 8	議案第 24号 令和8年度日置市一般会計予算
日程第 9	議案第 25号 令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 10	議案第 26号 令和8年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 11	議案第 27号 令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 12	議案第 28号 令和8年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 13	議案第 29号 令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 14	議案第 30号 令和8年度日置市水道事業会計予算
日程第 15	議案第 31号 令和8年度日置市下水道事業会計予算
日程第 16	議案第 32号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第14号）
日程第 17	議案第 33号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

本会議（3月4日）（水曜）

出席議員 20名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	16番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満涉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
健康保険課長	宇都敏君	福祉課長	宮前美紀さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	段原修司君	社会教育課長	入佐好彦君

監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君  
会計管理者兼会計課長 今 村 幸 代さん  
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎 君

農業委員会事務局長 有 島 春 己 君  
消防本部次長兼警防課長 久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）

△日程第2 議案第18号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第3 議案第19号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第4 議案第20号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第5 議案第21号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第6 議案第22号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第7 議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（富迫克彦君）

日程第1、議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）から日程第7、議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの7件を一括議題とします。

7件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下園和己君登壇〕

○予算審査特別委員長（下園和己君）

ただいま一括議題となっております議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）から議案第23号令和7年度日

置市下水道事業会計補正予算（第4号）の7件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る2月18日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、2月19日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行ないました。その結果を受けて2月26日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議いたしました。

初めに、議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）について報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億5,947万6,000円を減額し、総額を334億5,807万5,000円とするものであります。

今回の補正予算は、保育所運営に関する予算の増額、国の補正予算に伴う小中学校特別教室等の空調設備工事の増額などの予算措置のほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定や年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成するものであります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では委員より、会計年度任用職員の報酬で、1,671万2,000円減額だが、想定していた部分に応募がなく減額になったのかとの問いに、市民課窓口の職員については、今回マイナンバーカードの補助金が使えた関係で、4名分は総務費予算ではなくて、補助事業に振替ができた。なので、総務一般管理費の会計年度任用職員として採用すべき人数については、全部採用できているとの答弁。

企画課所管では委員より、マレーシア国際交流員が退職され誰も居ない状態だが、今後はどのような予定か伺うとの問いに、次の方

を自治体国際化協会に申請をしており、令和8年度当初予算で後任の方の予算について計上している。国によって着任時期がそれぞれあるので、マレーシアについては、8月の着任を予定しているとの答弁。

地域づくり課所管では委員より、廃止路線代替タクシー予算残が多いが、利用者の現状はどうだったのかとの問いに、妙円寺団地と伊集院駅を繋ぐ路線バスの廃止に伴う代替タクシーを運行していたが、利用者がここ数カ月はゼロだった現状がある。来年度については、地域公共交通会議の中で、廃止が決定しているとの答弁。

商工観光課所管では委員より、一般と指定寄付金と合わせて3億6,000万ほど歳入が減額となっているが、ふるさと納税自体が低調になった理由をどう分析しているか。との問いに、制度改正でのポイント付与の禁止等による影響、競合の自治体の台頭、また、人気のある商品が、本市の主力の商品である肉類、焼酎から、全体の市場においても日常生活必需品に構成が変わってきていることにより、減額の要因が重なっていると思っっているとの答弁。

市民生活課所管では、クリーン・リサイクルセンター運営費の施設解体撤去工事について、入札には何社参加したのかとの問いに、JVによる共同企業体3社であったとの答弁。

福祉課所管では、障害児通所給付費の減額について、今年度取り組まれた放課後等デイサービスの基準見直しによるものなのかとの問いに、利用者数は昨年度がピークであったが、これまで曖昧な部分があった基準を見直し、新たに診断書の提出や評価基準を設けるなど適正化を図ったことによる効果と児童数の自然減により給付費の減少に繋がったとの答弁。

こども未来課所管では、児童手当支給事業費の減額理由を伺うとの問いに、令和6年

10月施行の法改正に伴う対象者の増加分の把握が見込めなかったことが一番の要因である。具体的には、予測よりも新たな受給者となる公務員世帯が多く、本市からの受給対象者が少なかったことと、大学生世代の第三者加算対象となる児童が少なかったことが要因であるとの答弁。

健康保険課所管では、子ども子育て支援事業費と出産子育て応援事業費の減額について、近年の出生数とその推移について伺うとの問いに、昨年10月末現在で147人、年度末時点で244人を見込んでいる。令和6度の実績は249人であったことから推移は横ばい傾向であると考えられるとの答弁。

学校教育課・教育総務課所管では、教育振興費の教育用コンピュータ賃借料の減額理由は契約期間の短縮によるものなのかとの問いに、当初計画していた契約の開始月を5か月後ろ倒ししたことにより賃借期間が短縮され減額となった。理由としては、Windows 10のサポート終了の関係上、後ろ倒ししたほうがコスト削減に繋がることからであるとの答弁。

社会教育課所管では、文化財費の民俗芸能等伝承活動支援事業費の補助金及び交付金が減額になっているが、何団体から申請があったのかとの問いに、令和6年度の要綱改正に伴い、62団体から50団体になった。今年度はすでに40団体から申請があり、3月中にあと1団体から申請がある予定であるとの答弁。

農業委員会所管では委員より、タブレットの通信費については県からの指導によって、農地利用最適化交付金が減額となっている。一般財源の負担は増えるのかとの問いに、農業委員会の事業費の実績により支払うため、一般財源に影響はないとの答弁。

農林水産課所管では、さつま半島グリーン・ツーリズム推進協議会を脱会による減額

とあるが、協議会自体は残り、本市は脱会するという理解でよいかとの問いに、枕崎市、南さつま市、南九州市の枠組みで本市も加盟していたが、この協議会から脱会し、連携中枢都市圏域の鹿児島市と連携し、新たにグリーン・ツーリズムの強化をすることになったとの答弁。

農地整備課所管では、8月豪雨については激甚災害の指定があったが、通常の災害の場合と激甚災害ではどれほど差が出るのかとの問いに、通常の場合、基本補助率が農地の場合は50%、施設災害は65%であるが、個人1人当たりの負担額に応じて補助率が増嵩している。今回の場合、5月、6月のその他の災害では農地災害が87.1%、施設災害は97.4%、これが8月の台風12号災害は激甚災害により農地災害が96.5%、施設災害は99.3%になっているとの答弁。

建設課所管では、市道の法面に対する防草シート張りは、長い目で見るとブッシュチョッパーを購入し対応した方がよいのではないかと。今後、いろんな場所にも使えていいのではないかと思うが、今後購入する予定はないかとの問いに、機械を購入するとすると、作業を行う場合、職員を確保できるのか、免許を持った職員が何人いるか、配置をどうするかという点も出てくる。作業班の中でも、機械を扱える者が何人いるかということもある。機械購入した場合、どうしてもメンテナンス、車検代、その他消耗品が必要となるので、購入は現在のところ考えていないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、農業委員会の質疑でタブレットの通信費については、県からの指導によって、農地利用最適化交付金が減額となったとのことだが、県からの指導の内容はどういったものだったのかとの問いに、タブレッ

トの通信費については、農地利用最適化交付金ではなく農業委員会費補助事業県補助金の対象経費とするように指導があったとの説明であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億4,655万円とするものであります。

歳入では、保険給付費等交付金の増額、歳出では、療養給付費の増額や、高額療養費の減額補正であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第18号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ373万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,039万7,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金金の増額、歳出では、管理事業費の減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、プール利用料の減額があるが、プールの利用ができなかった期間は何か月あったのかとの問いに、12月の末から2月16日まで休業していたとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第19号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,522万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億8,726万8,000円とするものであります。

歳入では、地域支援事業費支援交付金の減額、歳出では、介護給付費準備基金積立金の増額や、介護予防・生活支援サービス事業費等の減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、報酬改定等に伴うシステム改修について、その内容を伺うとの問いに、「令和7年度の税制改正に伴うものであり、給与所得控除の最低補償額の引き上げの影響を受けないようにするためのプログラム改修であるとの答弁。

この他に質疑はなく、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第20号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,203万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、9億8,070万4,000円とするものであります。

歳入では、特別徴収保険料などの増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などの増額補正であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第21号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）について報告いたします。

資本的収入及び支出で、収入は総額から4,495万円を減額し、総額を1億5,420万円とし、支出は総額から5,000万円を減額し、総額を7億1,732万7,000円とするものであります。

収入では、企業債、国庫補助金などの減額、支出では、建設改良費について、工事請負費の減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、事業が不採択になるときは、理由が明示されるのか。単純に要望する内容が、他自治体のほうが優れていたということなのかとの問いに、国から不採択理由等は明示されていない。同じ時期に要望している自治体の内容を見ると、耐震化や国土強靱化の内容を絡めたものが採択されている傾向だと考えているとの答弁。

このほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ、

討論もなく、採決の結果、議案第22号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について報告いたします。

収益的収入及び支出では、収入は総額に259万3,000円を追加し、総額を8億3,384万4,000円とし、支出は総額に27万4,000円を追加し、総額を6億7,855万7,000円とするものであります。

収入では、国庫補助金等の増額、支出では、下水道事業費用の営業費用について、報償費の減額補正であります。

次に、資本的収入及び支出については、収入は総額から6,831万1,000円を減額し、総額を1億5,818万9,000円とし、支出は総額から6,666万円を減額し、総額を3億8,042万8,000円とするものであります。

収入では、企業債、国庫補助金の減額等、支出では、建設改良費について、委託料の減額補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、受益者負担金猶予地の猶予取消し件数は何件程度かとの問いに、猶予取消が8件あり、そのうち7件が負担金を一括納付されたため、収入の受益者負担金が増加し、一括納付に伴う支出の前納報奨金も増加となり、今回の補正となったとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いましたが、質疑はなく、討論に付したところ、討論もなく、採決の結果、議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、議案第17号から議案第23号までの7件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第17号から議案第23号までの7件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、7件について採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第17号から議案第23号までの7件を採決します。

お諮りします。7件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号令和7年度日置市一般会計補正予算（第13号）から議案第23号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの7件の議案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第24号令和8年度日置市一般会計予算

△日程第9 議案第25号令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第10 議案第26号令和8年度日置市健康交流館事業特

別会計予算

- △日程第11 議案第27号令和8年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計予算
- △日程第12 議案第28号令和8年度  
日置市介護保険特別会計  
予算
- △日程第13 議案第29号令和8年度  
日置市後期高齢者医療特  
別会計予算
- △日程第14 議案第30号令和8年度  
日置市水道事業会計予算
- △日程第15 議案第31号令和8年度  
日置市下水道事業会計予  
算

○議長（富迫克彦君）

日程第8、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算から日程第15、議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

発言通告がありますので、まず、池満渉議員の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

それでは、お示しをいただきました令和8年度の施政方針、そして予算の総括的な方針もお示しをいただきましたけれども、2つのことについて施政方針から基本的なお考えを総括的に抱負なども含めてお伺いをしたいと思います。

初めに、主要施策の概要の中で、多文化共生社会の実現に向けて誰もが自分らしく輝ける共生社会を推進していくとあります。また、働き方先進地の実現を目指し、ひおき共創コンソーシアムの取組も今年から始まったところであります。

一方、児童・生徒向けには、道徳性を身につけられるように、引き続き、ひおきふるさと教育に取り組みますとあります。

つまり、この日置市に暮らす全ての人々が

笑顔で挨拶をして、仲良く、そして楽しく、気持ちよく生活ができるウェルビーイングな社会、職場を目指しますということでもあります。まさに、究極な目標といたしますか、そういったことでもあります。

ただ、当然、その根底には、市民全てに道徳性の涵養が必要であります。権利の主張だけでなく、義務の遂行があり、社会生活における最低限度のルールがあります。このことは、今取り組んでいる共創コンソーシアムの成果を上げるためにも不可欠であって、まさに取組自体は表裏一体のものであるというふうに思います。いかなる場合もならんものはならんというような最低限度のルールをどう身につけ、そのことを市民全体にどのように広げていかれるのか。これは市長、そして特に児童・生徒において、教育長のお考えもそれぞれ取組の方向性などを少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

次に、安全安心な暮らしのための地域防災体制と被災現場等への応急対応についてであります。

ご承知のように、異常気象などによる予期しない集中豪雨、台風、地震など、災害は多発する傾向にあります。

また、過疎、高齢化と自治の低下は進行をしておりますし、市民の自助努力にも限界があります。

そんな中で、私たちが頼りにしている市内建設事業者は、技術者、作業員の高齢化、人手不足、資材の高騰などで、その経営は深刻な状況にあると耳にしております。災害現場への応急対応、災害復旧など前途はますます多難となります。ちょうど国も防災庁の設置を検討していると聞いております。私たちに地震や台風などの発生をもちろん止めることはできません。行政と市民の危機意識の高揚と被災現場等への応急対応など、安全安心な日置市の構築に今年度どう取り組んでいかれ

るのか。これは市長にお伺いをいたします。

質疑をいたしますこの2つのことについて、もちろんこれまでも、そしてこれから、まさに通年を通して取り組んでいかなければならないことでありますけれども、特にこの令和8年度、どう取り組むかということの抱負も含めてお伺いをしたいと思えます。

#### ○企画課長（園田賢一君）

それでは、ウェルビーイングな社会、職場を目指すために、社会生活における最低限度のルールをどのように広げ、身につけさせていくのか、具体例も含めて取り組む方向性につきまして、お答えをさせていただきます。

文科省の教育振興基本計画によりますと、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」のことで、また、「個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」とされているところでございます。

市といたしましては、多文化共生事業及びひおき共創コンソーシアムなどの取組を通じまして、自分らしく生きられるまち、ひいては、市民の皆さまにとって、住みやすいまちづくりを目指し、お互いを認めあい、個々のウェルビーイングが尊重される環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○市長（永山由高君）

議員のご質問、これはそのウェルビーイングという点について、権利の主張とその公共の福祉とのバランスが求められる局面があるのではないかとという問題意識に立っての御質問かというふうに認識をいたしております。

一人一人が自分の生きやすさや暮らしやすさに固執をしてしまいますと、社会の秩序が失われてしまうという点はあるかと思いま

す。だからこそ、これは一定のルールがやはり必要になってくると考えております。そして、そのルールが、なぜそのルールが生まれて何のためにそのルールが守られているのかということ当事者間でしっかりと共有することが同様に大切であると認識をしています。例えば、地域におけるごみ出しにおいて、これは地域内の環境美化という点で集団を維持する上で必要なルールであると同時に、循環型社会の形成を目指す個人や企業の皆さんにとっては、これは自己実現の場でもあるというふうに捉えることもできようかと考えます。

こういった地域のルールの重要性を規範意識のみで強制することではなく、その価値や意味も含めて伝えていくことが大切であると。方向性としてはこのように考えているところでございます。

#### ○教育長（奥善一君）

それでは、引き続きまして、児童・生徒の道徳性の涵養という部分についてお答えをいたします。

本年度からスタートした第4期教育振興基本計画の中で、基本方針といたしまして、郷土ひおきの資源を生かした「風格ある教育」の推進を掲げているところでございますけれども、その計画の中で、ひおき版郷中教育を1つの柱として掲げております。子供たちはまわりの様々な年齢の人たちと一緒に過ごす中で、礼節、郷土愛、そして自然愛、奉仕などの心を育むことを目指しています。

具体的には、学校においては、これはいざずれも学校教育活動全般を通して培うべきことではございますけれども、特に、小中一貫教育を基盤とした、ひおきふるさと教育の学習に取り組む中で育てていくということを考えておりますし、地域においては、子ども会活動や地域に伝わる伝統芸能等の伝承活動に取り組む中で、地域の大人や異年齢集団で協働し、成功したり、失敗したりする中で、郷土

の良さを知り、人と関わることの大切さを味わいながら、夢をもって日置市の未来を切り拓く子どもが育っていくことを目指しているところでございます。

以上でございます。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

自主防災意識の向上につきましてご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、高齢化による自主防災力の低下は懸念されます。今後におきましても、自主防災組織の結成や活動に向けた啓発支援を継続いたしまして、さらに、地域防災力の低下に対応するため中核を担う消防団や自治会等と連携いたしまして、地域防災意識の向上・啓発を図る人材育成について検討を行っているところでございます。

以上です。

**○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）**

市内建設業者の状況、被災現場等への応急対応についてお答えいたします。

市内建設業者においては、人手不足や資材の高騰などは認識しているところでございます。災害時の応急対応につきましては、緊急性を伴いますので、応急復旧に対し、建設業関係団体と連携を密にしていきたいと思います。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

次に、佐多申至議員の発言を許可します。

**○8番（佐多申至君）**

議案第24号令和8年度日置市一般会計予算についてお尋ねします。5項目、発言通告を出しておりますので、一つ一つ述べたいと思います。

まず1つ、新規事業として主要施策を挙げられている文化系全国大会出場等奨励金交付事業について、36万円が計上されています。今回の奨励金交付の規定内容と改めて今後の

奨励金交付事業への方針を説明してください。

2番目に、新規事業として主要施策に挙げられている重層的支援体制整備事業。1つは、地域づくり事業分、そして多機関協働事業分について、社会福祉費の報酬、そして委託料等に、各専門員等の日数と報酬及びセンターや参加事業者への委託料が計上されています。各専門員の主な役割、日数の根拠、そしてまたそのセンターや事業所の主な役割を説明してください。

3つ目、オリーブ産業プロジェクトについて、お尋ねします。農業振興費、新産業創出事業費としてオリーブ実証圃場管理における刈払いや剪定作業の委託料、そして木杭等の補助金などが挙げられていますが、オリーブ実証圃場の維持管理に、市の職員の動員を想定しているのか。まず、想定しているのであれば何人を想定しているのか説明してください。

4つ目、新規事業として主要施策に挙げられている付加価値創造支援事業について、農業振興費の投資的経費に担い手個人や法人、その他27件が計上されています。要望などあつての件数なのか、その件数の根拠を説明してください。

最後に、今回新規事業として主要施策にも挙げている一般廃棄物と災害廃棄物の処理計画策定事業についてお尋ねします。

環境衛生総務管理費の委託料で、一般廃棄物に1,914万円、災害廃棄物に710万6,000円が計上されていますが、新たな計画策定の経緯と予算の根拠を説明してください。

以上です。

**○社会教育課長（入佐好彦君）**

それでは、文化系全国大会出場等奨励金交付事業について、ご回答させていただきます。

市民のスポーツ活動を含む、文化芸術活動等も奨励したいため、これらの活動等に係る

全国大会等に出場し、または出品する個人、または団体に対する奨励金を交付する事業で、市内に住所を有する者が交付対象者となり、小中学生は、九州大会または全国大会出場で1人当たり1万円円または1万5,000円、高校生以上は、全国大会出場で1人当たり1万5,000円、1団体当たり、20万円を上限としています。

従来の全国大会等出場補助金額に比べ、奨励金額が低い場合もありますが、文化系の対象者も交付できるようになるため、スポーツ及び文化活動の活性化と発展に貢献できると考えています。

以上でございます。

#### ○福祉課長（宮前美紀さん）

それでは、重層的支援体制整備事業に係る専門員や事業所等役割の詳細についてお答えします。

まず、専門員の役割と日数の根拠になりますが、多機関協働事業に配置する健康福祉支援専門員等は、複雑・複合化した世帯への相談対応や関係機関との調整、社会資源の開発等を担ってまいります。DVや精神疾患等の緊急対応に加え、地域に出向いた継続的な支援が必要となるため、月18日の雇用としているところでございます。

次に、センターの役割については、本事業により新たな施設等を設置するものではなく、既存の、例えば地域活動支援センターや基幹相談支援センターの機能を本事業に位置付け、分野を超えた連携体制を強化するというようなものになってまいります。

最後に、事業所の役割についてですが、参加支援事業として「ひきこもり」等の方への居場所づくりや就労体験を委託するほか、地域づくり事業として、生活困窮世帯の子どもや家族が交流できる居場所運営のほうを委託しまして、社会参加の機会を創出していく予定としております。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（成田 郷君）

それでは、まず1つ目のオリーブ産業プロジェクトの職員の動員の想定数ということでまずお答えいたします。

現時点では、オリーブ推進係の職員2名を想定しているところでございます。

続いて、付加価値創造支援事業についての件数の根拠についての説明ということでお答えいたします。

要望につきましては、担い手から省力化等に資するスマート農業機器等の導入や農産物の付加価値を向上させる加工設備等の導入に対する相談を受けております。担い手以外の方では、中山間地域で水田を守り耕作されている方々から少人数で地域を守る省力化が可能な機械設備等の導入に支援ができないか相談を受けております。

本事業の件数につきましては、これらの相談件数を積み上げての根拠としております。

以上です。

#### ○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

それでは、一般廃棄物と災害廃棄物の処理計画策定事業についての経緯と予算の根拠についてお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第6条第1項の規定により、計画策定が義務付けられております。なお、ごみ処理と生活排水処理の2つの分野の策定となります。

また、災害廃棄物処理計画は、近年における災害の激甚化などを踏まえながら、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものです。

経緯としましては、いずれの処理計画も見直しの時期を迎えており、加えて、なんさつE C Oの杜やアクロスひおきの供用開始、次期最終処分場の整備計画など、本市の一般廃棄物処理における環境が大きく変化している

ことから、計画の全体的な見直しが必要となったため、令和8年度を初年度として10年間の処理計画を策定するものです。

根拠としまして、それぞれ専門的な知見が必要であり、一般廃棄物処理基本計画では、廃棄物処理や減量化の方針及び地域特性を的確に反映させるため、現況の調査分析やごみ処理量の推計分析、環境影響評価や法的条件的な整合性の確保などの計画策定に1,914万円を計上しております。

災害廃棄物処理計画では、大規模災害を想定して、地域特性の課題整理、現行計画の点検分析や災害廃棄物の処理可能量の推計、処理の対策や方針などの計画策定に710万6,000円を計上しているところでございます。

以上となります。

#### ○8番（佐多申至君）

2問目、質問したいと思います。

まずは、先ほどの答弁の中で質問をさせていただきます。2番目の重層的支援体制整備事業の中で説明がありましたが、DV等のこれまでのいろんな話もありましたが、これまでとどう違うのか、新規事業設置の経緯の中でニーズなどあったのか、またその背景などあればお尋ねします。

それと、3番目のオリーブ事業についてです。先ほど2名ということで想定しているということでしたが、台風時に倒木処理の際にはこれまで市の職員も動員があったかと思いますが、その辺はあるとすればどの程度動員をかけられるのでしょうか、またその動員について市の職員のほうは時間外手当になるのでしょうか、お伺いします。

#### ○福祉課長（宮前美紀さん）

それでは、重層の件についてお答えいたします。

今までと何が違うのかということなんですけれども、今まで複雑、各課のいろいろな相

談部署がございますが、これを取りまとめたりコーディネートするような役割を担う職種という方がいっしょになかったというところが、一番のニーズというところになるかと思っておりますけれども、そういった今回の福祉専門員や社会福祉士を準備事業から実は配置をしておりますけれども、引き続きこの方たちが中心になりまして、そういったコーディネート機能を果たしていくという形で設置をさせていただいているところでございます。

以上です。

#### ○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

台風等での動員の考え方ですが、基本的にはオリーブ推進係と管理しているものがおりますので、そこで対応することを想定しております。仮に、被害が大きくなれば、例年同様、農林水産課の職員を中心として対応することと考えております。

仮に、その職員のほうが農林水産課等を中心に対応した場合ですが、土日等の勤務時間外ということになれば、時間外もしくは代休での対応となることと考えております。

以上です。

#### ○議長（富迫克彦君）

次に、福田晋拓議員の発言を許可します。

#### ○5番（福田晋拓君）

私は、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算について、伊作小学校屋内運動場長寿命化改良工事で1億2,831万5,000円が予算計上されている事業について伺います。

伊作小学校の体育館は、私が50年ほど前ぴっかぴっかの小学校1年生で入学したときは、まだできて間もないぴっかぴっかの体育館でしたが、出来上がってから50年ほどたって私同様老朽化が進んでいる体育館になります。1億2,800万円を超える事業であり、市民への丁寧な説明が必要と考えます。発言通告に従いまして、5点ほど質疑させて



また、太陽光発電設備などもしないのであれば、その根拠があるのであれば具体的な答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）**

まず、1つ目の学校教育活動以外への活用についてでございますけれども、これについては今後ということになると思うんですけれども、近隣の他の施設へのご案内というようなことになるかと思えます。

それから、隣の施設への移動ということでございますけれども、幸い距離が近うございますので、その辺についてはよほど天候等の問題がない限りは問題がないのではというふうに考えております。

それから、脱炭素の関係でございますけれども、この事業につきましては学校環境改善交付金という国庫事業を活用してやっている分でございますので、空調の整備とかということも含めてなんですけれども、これについても以前からご答弁させていただいており、特別教室等の空調が先というふうに考えておりますので、まずは学校からのニーズが高いそういった事業からするというようになるのでということです。

それから、脱炭素先行地域との関連がそもそもこれ関連がない事業、学校環境の改善のための事業ということでの予算計上でございます。

**○5番（福田晋拓君）**

脱炭素と関連してないということなんですけれども、このゼブ化とかすれば、初期費用がかかるかとは思いますが、最終的にランニングコストの削減効果があると思えます。

先ほど30年ほどまだ延長するということは、2050年よりも先まで使われるということであれば、ランニングコストの削減というのをゼブ化した場合とランニングコストが

どれぐらい安くなるかという試算等もされていないのでしょうか。ランニングコスト削減の試算は行ったのかお聞きします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）**

この体育館の令和8年度計上分につきましては、2期の工事でございますので、内部ということになっております。1期の工事につきましては、近々着工するというので、外壁の工事をするということになっておりまして、計画自体はもう令和6年度予算で設計をした上での施工ということになっておるところですが、その過程におきましておっしゃられたようなゼブの計算といったようなことよりも、体育館を長寿命化するというところに主眼が置かれておりましたので、試算はしていないところでございます。

**○議長（富迫克彦君）**

次に、黒田澄子議員の発言を許可します。

**○15番（黒田澄子さん）**

私も、通告しておりました当初予算の施政方針及び説明資料より、数点お尋ねをいたしたいと思えます。

多くの部署・機関が横断的かつ包括的に市民の相談を支援する重層的支援体制整備事業が、本格的に始まるという予算になっております。これは私も以前提案をしていた部分で、市民の様々な相談に丁寧寄り添っていただきたいということが、本格的に始まると喜ばしいことだと思っております。

既存体制以外の新たな体制はまずどうなるのでしょうか。また、現在既に各課係で窓口を置いて高齢者、障がい者、子ども・子育て、経済的なことやひきこもり、配偶者の暴力など様々、丸ごと相談窓口を設けて、市民のあらゆる相談を受ける体制はもうできていますが、今後は窓口をどこかに一本化していくのでしょうか。今後の相談窓口体制はどうなっていくのか、まずお尋ねをします。

次に、65歳を超える障がい者は、障害福祉事業から介護事業への移行を進められています。これは国の政策でもございます。介護保険が利用できるようになるわけですね、65歳ですね。だから、その方たちは介護事業へという、ここはよく分かります。しかし、いろいろと受けられない事業があるようです。その一つに障がい者の事業にあった就労継続支援の事業、いわゆる継続就労支援のA型とかB型といった就労というものが、介護の事業にはありません。そもそもありません。この分野の支援はどのように進めていかれるのか、お尋ねをします。

次に、新規事業の地域活性化企業人事業について、民間企業の人材活用で働き方改革推進先進地の取組を推進すると掲げておられます。どのようにこの事業を進めていかれるのかお尋ねします。

新規事業の公有財産活用アドバイザー委託事業については、未利用資産の戦略的な処分の推進とありますが、アドバイザーの日常の業務内容、また採用期間についてお尋ねをいたします。

次に、新規事業の日置市観光魅力発信強化事業の内容は、これまでと同様のように見受けられるんですけども、新規での取組という、そこはどういったものでどのように進めていかれるのかお尋ねをします。

そして、次に新規事業の低出生体重児等支援事業では、出産直後にNICUに入る赤ちゃんへ搾乳した母乳を与えるための搾乳機や母乳パックへの助成が計上されています。低出生体重児等の腸はとてもデリケートで、粉ミルクは栄養価は高いんですけども母乳ほど消化には優しくない、壊死性腸炎または感染症から守るためなど多くの医学的な理由もあって、お母さんたちは赤ちゃんのために必死に搾乳した母乳を病院に届けるわけです。

そもそも予期せぬ早期の出産等で急にいる

いろやらなければならぬ、そういったことで頭がいっぱいの中、使い捨てのパックは毎回購入するわけですので、今回の支援事業は大変喜ばれることだと思っております。産んですぐに必要になるもので、対象のお母さんからすると準備もしていない、そういった分野でございますので緊急性が高い事業となりますが、この周知はどのような方法で行っていかれるのかお尋ねをいたします。

最後に、学校給食費保護者支援事業についてお尋ねをします。大変期待をされているこの事業でございます。いわゆる国の支援で始まる小学校の給食費の無償化とっていいのではないのでしょうか。本市では、予算説明資料に小学校は1月1人当たり5,200円と予算化をされていますが、これで無償化が達成されるのかお尋ねをします。また、中学校は1月1人当たり2,350円が支給されますが、実際の保護者の負担額はどのようになるのかお尋ねをいたします。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時02分休憩

---

午前11時14分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長（宮前美紀さん）

それでは、まず重層的支援体制における相談体制についてのご質問だったかと思いますが、お答えします。

本市においては、令和6年度から移行準備事業に取り組んでおまして、令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めているところでございます。この準備期間において、各相談窓口の実態の把握や相談員同士のつながりを強化する相談支援ネットワークを構築するとともに、各種相談機関が市民から相談を

受けた際に、関係部署へつなげる体制を充実してまいりました。

具体的には、市が作成したつなぐシートを活用しまして、どの相談窓口で相談を受けても関連する窓口へつなぐことができる、いわゆる丸ごと相談の仕組みを構築しております。

ご質問の新たな相談体制及び窓口の一本化についてでございますが、新たな相談窓口を別途設置するものではなく、既存の各相談窓口の機能を最大限に生かしながら、横断的なネットワークを推進してまいります。

2つ目の障害から介護へのサービス移行についてのご質問だったかと思えますけれども、65歳以上の障がい者については、介護保険サービスが優先される考え方がある一方で、議員のおっしゃいましたとおり、就労継続支援等は一般就労に向けた訓練や、就労機会の提供を目的とする障害福祉特有のサービスであるため、65歳以上の障がい者についても利用ができることとなっております。

ただし、単なる居場所の確保や規則正しい生活を送るための利用などが主目的となる場合は、介護保険サービス等の高齢者向けサービスの活用が望ましいとの考えが基本となりますが、サービス等利用計画等というのがございますけれども、それに就労に向けた必要性を明確に記載してありましたら、65歳以上であっても内容を精査の上、支給決定を現在もしているところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（園田賢一君）

3番目の地域活性化企業人事業について事業をどう進めていくかのご質問に対してお答えをさせていただきます。

地域活性化企業人制度は、地方公共団体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れまして、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただく制度で、

その取組に対して受け入れ期間中に要する経費は、590万円を上限に特別交付税の措置があるところでございます。

本市では、令和4年度から5年度に本制度を活用いたしまして、ゼロカーボンシティ担当とブランディング担当のお二人の人材を受け入れた実績があるところでございます。

その上で、令和8年度につきましては、現在市内の企業の皆様と一緒に取組を進めております、若者や女性との対話などの知識習得の場、実践、内省等を通し働き方先進地を目指す「ひおき共創コンソーシアム」の取組について、当該制度の活用を予定しております。民間企業の視点やその企業で取り組まれてきたノウハウ、専門的知識を生かしていただき、推進役や総活役を担っていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○財政管財課長（小園秀作君）

4番目の質問、公有財産活用アドバイザー一委託事業の業務内容と採用期間についてお答えいたします。

本事業は、公共施設等総合管理計画に基づき、保有資産の最適化を加速させるための実務的な推進力を確保するものでございます。業務内容は、単なる助言にとどまらず、出口戦略に至るまでの伴走型支援を想定しており、具体的には処分条件の戦略的支援や市場性の評価とマッチングのほか、具体的な処分手法の検討・実行などを予定しています。

委託期間につきましては、令和8年度から1年間を予定しているところでございます。

以上です。

#### ○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

日置市の観光魅力強化発信事業の内容についてお答えいたします。

令和7年度においては、日置市観光戦略5本の柱に基づき、観光ポスターの制作など

を外部業者に委託して実施したところがございます。令和8年度の新規の取組といたしましては、令和7年度に作成しましたポスターを市内の観光施設はもとより、市外の主要な商業施設や公共施設、交通拠点など生活動線に合わせた掲示を、外部業者に委託して展開してまいります。

令和7年度の更新したポスターの更新にとどめず、令和8年度は市内外に本市の魅力を発信してまいります。

以上です。

#### ○健康保険課長（宇都 敏君）

6番目の低出生体重児等支援事業についてお答えいたします。

低出生体重児や身体機能が未熟で生まれてきた子を持つ母親の精神的・経済的な不安を軽減するために、養育医療対象者の母親へ搾乳機や母乳パックの助成を行います。補助金額は対象経費の2分の1以内で、1件につき2万円を上限で考えています。

周知方法としましては、養育医療の申請の際に制度の説明を行います。また、医療機関へも周知を図り、医療機関経由からも制度の周知が図れるように行ってまいりたいと考えております。また、申請漏れがないように養育医療の通知の際や、申請時訪問等の機会を活用して申請の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

学校給食費保護者支援事業費交付金の関係についてお答えをいたします。

まず、1問目の小学校給食費の無償化ということでございますが、2月25日に開催をいたしました各センターの学校給食センター運営委員会におきまして、令和8年度の小学校の給食費につきまして、月額5,200円とすることでご承認をいただきましたので、

令和8年度においては小学校では事実上無償化が達成されるということになります。

次に、中学校の給食費の保護者負担のことでございますが、同じ学校給食センター運営委員会におきまして、令和8年度の中学校の給食費につきましては、今年度の5,200円から6,100円とすることで承認をいただいたところでございます。

一方で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するわけですが、この交付金額につきまして今年度の1,450円を2,350円に引き上げることとして今、当初予算のほうに予算計上しているわけですが、これがなりますと保護者負担額は令和7年度と同額の3,750円となります。

以上です。

#### ○15番（黒田澄子さん）

今回の8年度のほうは第3次総合計画の中で、私から始まるという言葉でスタートをしている部分が掲載をされておりました。本当に一人一人が大切にされる市を目指して、いろいろな政策を今回打ってこられているというふうに理解はしているところでございます。

まず、重層的体制の窓口等については理解をいたしました。実際、市民の困りごとは突然に起こる場合が本当に多々ございます。そういった市民は、なかなか市役所に相談に行くところに行き着かない場合も多いようです。

そんな中でも何とか行き着いて、でも何をどうしたらいいのかが分からない状態でやってこられますので、その分からない人は市役所にやってこられたときに、相談窓口にどのようにして行き着いていくのか、どのようにお考えでしょうか、まずそこをお尋ねします。

そして、65歳を超える障がい者の件ですが、65歳以上でもちゃんと就労のほうは、ちゃんと手だてをしてできるようになっていますというふうでしたけれども、現場

の声の中では65歳以上の市民の新しい申請が受けてもらえなかったとか、また全てが介護事業への移行が原因だということではないと思いますけれども、もう今の状態では事業所を閉じないといけないかなという不安を持っていらっしゃる方もあるようでございます。そういった方の相談等は市としては受け止めて今後行かれるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

そして、アドバイザーですね、公有財産のアドバイザー、これまでも一生懸命4つの町が合併したわけですので、不要ではないけれども何らか精査していかなくてはならない厳しい課題が合併した市町には、特にうちの町は4つ合併してますのでたくさんあったと思います。これまでも一生懸命成果を出してこられたと評価できるところです。いよいよまた、アドバイザーの方も入れて本格的にやっていきたいという思いからの予算だったと思います。この方は委託をされるということですが、どのようなキャリアとか資格があって、アドバイザーとしての力を発揮いただけるものと考えておられるのかお尋ねをいたします。

最後に、小学校の実質無償化になる8年度ということで、今回は運営委員会が5,200円と出して、ちょうど5,200円の補助が保護者にできるということという、あえてそこを強くおっしゃったかなと思っていますので、実質今年度は無償化に小学校はなっております。この周知に対して、特に小学生の保護者への周知をどういうふうに行っていくのか。

また、できれば市の公式SNSなどでも1回だけでも、これまで近隣市がいろいろやっておられるために、日置市はあってやらないのっていうのをいろいろ言われてきた中で、やっと今年度はそれが達成される喜びもありますので、日置市もちゃんとできますよとい

うことが周知ができたらいいなかなと思うので、その点をお尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（宮前美紀さん）

それではお答えいたします。

まず、1点目の市民の方々が本当に突発的な事象があって、この問題をどこにどうご相談したらいいのかというような市民の方も多くいらっしゃるかと思いますが、そのようなときには福祉課にごじます地域共生推進係のほうに、先ほど出ましたけれども、そこに福祉専門員もおりますので、そこでまずは一旦いろいろな思いをご相談いただければ対応できる、関係機関のほうにつなぐ形になるかと思っております。

次に、2点目の障害からの移行についてですけれども、お断りをされた方がいらっしゃるというようなお声もありましたけれども、相手の方が、その相談者の方がしっかり詳細にお話しただければ、しっかりと職員のほうも受け止めて、むげにお断りをするなんていうことはまず一切ございませんので、まずは丁寧な聞き取りについても市のほうでも徹底的にさせていただきたいということと、あとこの事業自体が訓練給付という、やはり就労を見据えた給付になっておりますので、やはりプランの中にしっかりと自立に向けて、計画がしっかりと位置づけられなければならないというふうに思っております。

相談員や、またサービス事業所のほうのプランに、どのように内容を入れていくかというところで、まず部会等もごじますので、そういった中で研修等も積んでいながら行政、事業所そういったところが一体となって、その方が就労というような希望を達成できるような形で支援できればというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○財政管財課長（小園秀作君）

それでは、2問目のアドバイザー事業を

実行する方の資格等についてお答えいたします。

地方自治体の財政等に精通した行政の視点、それから民間市場の動向を読み解く経営的視点の両面を併せ持ち、総務省の地方公共団体の経営財務マネジメント強化学業のアドバイザーや、国土交通省のPPPサポーターなどの高度な専門性を有するものを想定しているところでございます。

以上です。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）**

給食費の保護者負担額の周知についてでございます。

まず、保護者の皆様につきましては、入学式の日あるいは始業式の日、子ども便で文書で各家庭に周知をする予定でございます。

それ以外のSNS等での周知ということでございますが、今のところは市の広報等で令和8年度の当初予算については市民の皆様にお知らせすることとなりますので、その中で触れていくということで対応したいというふうに考えております。

**○議長（富迫克彦君）**

次に、阿多聖弥議員の質問を許可します。

**○1番（阿多聖弥君）**

通告しておりました議案第24号令和8年度日置市一般会計予算について、簡潔明瞭に4点質疑させていただきます。

1点目、総務一般管理費において一般職時間外勤務手当が1,140万1,000円計上されているが、令和4年度当初予算と6月の補正予算の合計額が2倍近くに及んでいる理由をお尋ねします。

2点目、財産管理費に新規で公有財産活用アドバイザー業務が計上されていますが、アドバイザーの選定方法についてお尋ねいたします。また、対象施設はどこを検討しているのか、合わせてお尋ねします。

3点目、企画費に新規で地域活性化企業人事業で1,000万円が計上されているが、どのような職種の社員を何名受け入れて取り組むのかお尋ねします。

4点目、地域づくり推進費のひおきとプロジェクト事業費におけるお試し住宅家賃が、本年度より定期借家より通常借上げに変更になる住宅がありますが、変更となる理由をお尋ねします。また、今後の計画についても説明を求めます。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

総務一般管理費の一般職時間外勤務手当の増額の理由についてお答え申し上げます。

令和8年度当初予算案の予算額と令和7年度6月補正予算後の予算額の差については、働き方改革プロジェクトチームの時間外勤務手当540万円を見込んだことによるものでございます。

以上です。

**○財政管財課長（小園秀作君）**

アドバイザー事業の選定方法、それから対象施設についてお答えいたします。

本事業の遂行には、行政実務と民間経営の双方に精通した専門性が求められます。そのため、国の登録アドバイザー等の高度な専門知見を有し、本市の課題解決に資する最適な候補の選定を行ってまいります。

また、対象とする施設について、大規模な案件といたしましては、令和7年度末に用途廃止となります日置市東市来総合福祉センターが挙げられますが、委託内容については個別の施設を対象にしたものではありません。公営住宅や教職員住宅等の用途を廃止した資産のほか、公有財産の活用や処分方法等についても土地、建物を問わず、アドバイザー委託事業の対象として予定しております。

以上です。

**○企画課長（園田賢一君）**

3番目の地域活性化企業人事業で、どのよ

うな職種の社員を何名受け入れて取り組むかのご質問にお答えをさせていただきます。

地域活性化企業人制度につきましては、地方公共団体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れまして、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただく制度になっておりまして、その取組に対して受入れ期間中に要する経費は590万円を上限に特別交付税の措置があるところでございます。

令和8年度につきましては、現在取組を進めさせていただいております働き方先進地を目指しました「ひおき共創コンソーシアム」の取組につきまして、民間企業の視点やその企業で取り組まれてきたノウハウ、専門的知見を有し、当該取組の推進及び総括する役割を担っていただく人材の1名を想定しているところでございます。

以上でございます。

#### ○地域づくり課長（神之門英樹君）

お試し住宅の令和8年度の借上げの変更点と今後の計画ということでお答えしたいと思います。

お試し住宅は、伊集院、湯田、美山、日置、伊作地区の5か所に設置をしており、所住者と5か年の定期住宅賃貸借契約を締結しています。これは、初年度に5年間の家賃相当額においてリフォームを行い、住居の整備を行っております。令和8年度は湯田地区を除いた4か所が5年契約の終期を迎えます。

このようなことから、毎年使用料として計上していた金額は各物件の固定資産税や火災保険相当額を所有者にお支払いしておりました。今後は、月額使用料として賃貸借契約を所有者と締結し、お試し住宅の運営を継続してまいります。

なお、お試し住宅には年間延べで1,300名ほどが宿泊滞在しており、日置市の暮らしを

体験していただく機会につながっております。今後も、継続して運営することとし、所有者及び運営団体と協議を進めながら進めてまいります。

以上です。

#### ○1番（阿多聖弥君）

じゃあ、2問目のほうに移ります。4点目のお試し住宅についてですが、各住宅の利用状況はどのようになっているのかお尋ねします。

また、住宅利用の利用者の料金について、本市への収入が上がっていないがどのような扱いになっているのかお尋ねします。

#### ○地域づくり課長（神之門英樹君）

お試し住宅の利用状況についてですが、令和6年度の利用状況については、延べ人数で伊集院の狐火ハウスが548人、東市来のみやまとが236人、湯之元が143人、日吉の赤いえんとつのが201人、吹上の黒川どんげえが194人で、合計で1,322人の利用となっております。

そして利用料金の扱いについてですが、お試し住宅の利用料金は基本的に1棟3,000円となっております。お試し住宅の運営については、各住宅年間40万円程度の委託料を地域の団体にお支払いすることで運営をお願いしております。この委託料は、敷地や家屋などの管理と光熱水費などを基に計算しております。利用者が支払う利用料金と合わせまして運営団体が受け取っているところです。

以上です。

#### ○1番（阿多聖弥君）

先ほど答弁のあった運営団体の運営状況について、どのような状況なのかお尋ねします。

#### ○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

各運営団体については積極的な対応をいただいております。順調な運営を行っているところでございます。それぞれの運営団体は

利用料金などを基に、イベントや環境整備などを行っており、お試し住宅の利用普及に努めているところです。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第24号から議案第31号までの8件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選していただいておりますのでお知らせいたします。委員長に下園和己議員、副委員長に長倉浩二議員、坂口洋之議員、福元悟議員、以上であります。

△日程第16 議案第32号令和7年度  
日置市一般会計補正予算  
(第14号)

△日程第17 議案第33号令和7年度  
日置市国民健康保険特別  
会計補正予算(第5号)

○議長（富迫克彦君）

日程第16、議案第32号令和7年度日置市一般会計補正予算(第14号)及び日程第17、議案第33号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)までの2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第32号は、令和7年度日置市一般会計補正予算(第14号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,152万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を334億9,960万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障害児通所給付費の前年度精算返納金の増額、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰出金の増額など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、国庫支出金につきまして、国民健康保険基盤安定化等事業費国庫負担金の増額により、1,109万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、国民健康保険基盤安定化等事業費県負担金の増額により、1,831万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により、1,211万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費につきまして、障害児通所給付費の増額により、230万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、国民健康保険基盤安定化等事業費の増額により、3,922万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第33号は、令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,922万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億8,577万2,000円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金の増額を計上いたしました。歳出では、基金積立金の増

額を計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（富迫克彦君）

これから議案第32号及び議案第33号の2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第32号及び議案第33号の2件について、全20人の委員で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

---

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時46分散会



第 3 号 ( 3 月 9 日 )





本会議（3月9日）（月曜）

出席議員 19名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	15番	黒田澄子さん
16番	下御領昭博君	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	池満渉君
20番	富迫克彦君		

欠席議員 1名

14番 留盛浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
健康保険課長	宇都敏君	福祉課長	宮前美紀さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君

学校教育課長 段原修司君  
監査委員事務局長 濱崎慎一郎君  
会計管理者兼会計課長 今村幸代さん  
消防本部総務課長 藏菌健一郎君

社会教育課長 入佐好彦君  
農業委員会事務局長 有島春己君  
消防本部次長兼警防課長 久保園幸一君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ご報告申し上げます。留盛浩一郎議員から、病気療養のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、大川畑宏一議員の質問を許可します。

〔2番大川畑宏一君登壇〕

○2番（大川畑宏一君）

皆様、おはようございます。通告に従い、一般質問を行います。人口減少と高齢化が現在進行する中、本市が将来にわたり持続可能な行政サービスを提供し続けるには、あらゆる分野でのデジタル化、いわゆるDXの推進が不可欠です。そして、そのDXを加速させる最大の原動力となるのが通信インフラです。

本日は、今後のIT社会の基盤となる新技術「802.11ah」に着目し、本市の通信インフラの高度化と最新技術の実装に向けた情報収集の場として、導入の検討と推進協議会への参画を提案いたします。

質問事項、次世代無線通信基盤「802.11ah」（通称）Wi-Fi HaLowの導入について。

質問の要旨1、802.11ah推進協議会への特別会員として参画し、情報収集と実証実験を推進する考えはないか。

2、農業・鳥獣被害対策における現場負担軽減の切り札として、802.11ahの導入を検討する考えはないか。

3、防災・見守り分野など庁内横断的に本技術の活用可能性を調査研究する考えはない

かです。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えをしてみたいと思います。

質問事項の1つ目、次世代無線通信基盤802.11ahの導入についてのその1、推進協議会への参画について回答します。

当該協議会は、一般的に普及しているWi-Fi、2.4ギガヘルツ、5ギガヘルツ帯に比べ有効射程が長く、樹木や建物などの障害物に遮られにくいとされる802.11ahの国内利用拡大に向け、関係する企業・団体等で活動することを目的に組織されています。

現在のところ、特別会員となっている地方公共団体は高知県のみです。当該協議会からは、国内での事例や会員企業等の情報が広く公開されていますので、現段階では発信される情報の収集・把握に努め、今後の施策等への参考としたいと考えています。

その2、農業・鳥獣被害対策における現場負担軽減の観点から回答いたします。

議員ご提案の802.11ahについては、長距離通信が可能で低消費電力かつ画像伝送ができる点において、本市の農業振興及び鳥獣被害対策に資する可能性があるかと認識しています。

まずは、協議会や機器メーカーなどから技術情報や導入効果、費用対効果などについて情報収集するとともに、先進事例の把握に努めてまいりたいと考えます。

その3、本技術の活用可能性調査について回答します。

本技術は、1次産業のほか製造や物流、防災など、その特性を生かした様々な分野への導入拡大が期待されています。その中で、本市では令和3年度から全課で組織する日置市DX推進本部を設置し、全庁的に課題を共有

した上でデジタル技術の活用可能性や最適なデジタル技術を検討する横断的な体制を構築しています。本技術についてもデジタル技術の一つとして視野に入れ、情報収集に努めてまいります。

以上です。

## ○2番（大川畑宏一君）

本市が推進するDX政策や日置わくわくデジタル革新宣言において、広大かつ起伏に富んだ中山間地域の通信環境整備は不可欠です。一般的に普及しているWi-Fi、2.4ギガヘルツ、5ギガヘルツ帯は通信速度は高速ですが、有効射程距離は数十メートルと短く、樹木や建物などの障害物に遮られやすい弱点があります。これに対し、近年実装された802.11ahは、以下の特性を有しています。

1、長距離、広範囲。920メガヘルツ帯を使用するため、障害物を回り込む特性、回折性が高く、半径1キロ程度の通信が可能です。

2、機器の安さ。複雑な処理が必要な携帯回線通信機器に比べ、Wi-Fiをベースにした本規格のチップやモジュールは構造が単純で、機器本体の価格を大幅に安く抑えることが期待できます。

3、通信費不要。あくまでWi-Fiの一種であるため、月々の通信費が発生しません。

4、圧倒的な低消費電力。802.11ahの最大の特徴の一つは、圧倒的な低消費電力です。単3電池やコイン電池だけでも数か月から、条件によっては数年も稼働し続けることが可能です。これにより、電源の確保が困難な山奥の鳥獣わなや広大な農地の真ん中にある水位センサーにあっても、大がかりな電源工事なしにぽんと置くだけで運用が開始できます。

5、通信容量の差。LoRaWANに代表される従来のLPWAは、ごく僅かなデータ

をゆっくりと遠くまで飛ばすことに特化しています。画像データを送ろうとすると容量が小さすぎて、数十分から数時間かかってしまうか、そもそも送れない仕様になっています。

一方、Wi-Fi HaLowは、メガクラスの帯域を持っています。光回線ほど速くはありませんが、数メガバイトある高画質な現場の写真を数秒で伝達するには十分過ぎる容量を持っています。

6、一般的な製品であれば、1台の親機につき600台から675台程度の子機を接続可能です。

一方でデメリットもございます。それが通信時間の制限です。電波法の規定により1時間当たりの通信時間が累計360秒、6分間以内に制限されています。国内ではまだ製品選択肢が少ない段階ですが、この飛ぶ・安い・つながる技術は、本市の財政負担を抑えつつDXを推進する鍵となり得ます。専門知見を有する802.11推進協議会への特別会員として参画し、最新情報の入手と実証実験の検討を始めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

## ○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

先ほどの市長の答弁でもございましたとおり、当該協議会につきましては、国内での事例や会員企業等の情報が広く公開されており、また、国におきましても、本技術を活用しました取組事例が公表されているところでございます。

現段階では、まずは本市の抱える課題に照らし、IoTを活用した課題の解決手段の選択肢として、情報の収集・把握することに努めながら、今後の施策等への参考としてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（大川畑宏一君）

本市の基幹産業である農業において、高齢

化に伴う見回り労力の削減は喫緊の課題です。安価な802.11対応カメラを活用すれば、離れた場所からでも作物の生育状況や水管理、わなの作動状況を画像で確認できるようになります。

本規格には、電波法の規定により1時間当たりの送信時間は累計360秒までという制限がありますが、静止画による定点観測やセンサー検知時の短い動画送信といった用途であれば、実運用上問題ありません。

また、日置市において有害鳥獣捕獲を担っていただいている猟友会の皆様は高齢化が進む中、山間部に仕掛けたわなの見回りに多大な労力を費やしています。既存の通信センサー、LoRaWAN等もございますが、これらは、わなが作動したという信号しか送れません。そのため急いで現場に向かっても、実際には対象外動物であったり、枝が落ちただけの誤作動であるケースも多く、この空振りによる徒労感が隊員の意欲をそぐ大きな要因になっています。

そこで提案するのが、画像伝達が可能な802.11の活用です。この技術を使えば、わなが作動した瞬間に現場の静止画または短い動画を隊員のスマートフォンに直接送信することができます。そして山間部での利用において802.11はほかにない決定的な強みを持っています。

1、携帯圏外でもつながるといことです。携帯電話の電波が届かない山間や山奥でも802.11の親機を1つ置くことで、半径1キロの自営通信網を構築できます。通信費もかかりません。

2、障害物に強い。従来の家庭用Wi-Fiは、木々や起伏に弱いですが、802.11は920メガヘルツ帯という電波を使うため、障害物を回り込んで遠くまで届きます。まさに山仕事のためのWi-Fiです。

3、画像が送れる。他の長距離無線通信規

格は、文字情報しか送れません。ですが、この規格は画像を送れる通信速度を持っています。1時間当たり累計360秒という送信制限はありますが、わなにかかった瞬間の写真を数枚送る程度なら数秒で完了するため、資料用途では全く問題になりません。

農業では、機器が高くて導入できない、通信費がもったいないという農家の声を解決し、鳥獣被害対策では空振り防止を劇的に進めるため、早期に実証実験を行うべきと考えますが、農林水産課の見解を伺います。

#### ○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

機器導入コストや通信費の負担、また、わなの見回りにおける空振りの問題、課題があるということは認識しております。農業分野では、鹿児島県の事業を活用しましたスマート農業導入加速化推進事業に採択され取り組んでいるところです。

また、有害鳥獣被害対策では、わなの手段は多様にあり、複数の手法により被害防止対策を実施しております。

現在の取組や課題も踏まえながら、802.11ahの技術の有効性について検証する必要があると考えています。

まずは、802.11ah推進協議会や先進自治体の事例、機器メーカーなどからの技術情報や導入効果について情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○2番（大川畑宏一君）

802.11ahの画像、動画伝送、低電力消費、機器の安さという特性は、1次産業以外にも広範囲な活用が見込まれます。例えば、電源確保が難しい場所での農産物盗難防止カメラ、中小河川や用水路の水位監視、通学路の死角における見守りなど、市民生活の安全安心に直結するインフラを低コストで構築可能です。

特定の課にとどまらず、庁内横断的にこの新しい通信技術の活用可能性を模索し、課題解決につなげるべきと考えますが、市長の見解を伺い、私の一般質問を終わります。

#### ○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、自治体DXを進めるに当たりまして、組織横断的な体制づくりは大変重要なことであるものと認識しており、そのため本市では、市長を本部長とする「日置市DX推進本部」を設置いたしまして、それぞれが抱える課題を共有いたしまして、最適なデジタル技術を検討・協議する体制を構築しているところでございます。

その中でご提案をいただいております802.11a hについて、その特性を生かした多様な分野への波及が期待されることにつきましては承知をしております、徐々に導入が図られている状況ではございますが、現時点では、広くは普及されていないものと認識をしております。

その理由といたしまして、まずは国内での電波が一般的に開放され、実質的に商用利用が可能となってから年数が経過していないこと、また、本技術は特殊な周波数帯を使用するため、対応製品がまだ限定的であり、容易に導入・調達をできる環境が整い始めたばかりであること、競合する技術が既にIoT市場で大きなシェアを持っていることなどが推察されるところでございます。

そのため、現時点におきましては、ご紹介もいただきました本技術の特性を十分認識をした上で、国内での普及事例や機器のさらなる選択の拡大・低価格化といった市場の動向も十分注視しながら、本市が抱える課題解決できる可能性のあるデジタル技術の一つとして、今後より一層の情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（富迫克彦君）

次に、1番、阿多聖弥議員の質問を許可します。

〔1番阿多聖弥君登壇〕

#### ○1番（阿多聖弥君）

皆さん、おはようございます。本日2番手での登壇となります、1期目の阿多聖弥でございます。令和8年がスタートし2か月が過ぎました。依然として続く物価高騰や世界情勢の変動によるエネルギー価格の上昇などは、市民生活や地域経済の影響も大きい状況にあります。

こうした社会情勢の中で、地方自治体には、市民生活を守り地域の活力を維持していく役割がこれまで以上に求められていると感じております。本市においても、人口減少や地域産業の担い手不足など様々な課題に直面しております。

そうした中で地域資源を生かしたまちづくりや持続可能な地域社会の実現に向けた取組が重要であると考えております。市民にとってよりよい施策につながるよう、建設的で前向きな答弁を期待して、通告しておりました大枠2点について質問に入りたいと思います。

1点目、市職員の労働環境について伺います。

本市の職員は、行政の一員として日夜業務に携わり、ボランティアやイベント等での活動など、公私にわたり日置市の活力の担い手として動かれています。その一方で、一部の職員に負担が偏り過ぎているようにも見えます。

そこで、1、職員の時間外勤務、休日出勤の多い部署を伺います。

2、職員のイベント対応については、勤務対応なのか自主参加なのか伺います。

3、職員の働き方改革プロジェクトチームでの職員から出された意見について伺います。

4、本市の職員の働き方改革の取組状況に

ついて伺います。

2点目、日置市のPRについて伺います。

本市で議員として活動している中で、多くの市民の方から日置市のPR活動について様々な意見をいただいております。特産品についてであったり、イベント情報であったりと内容は多岐にわたるものでありますが、全体を通して言われるのが、「知るためにどうしたらよいか分からない」とのことです。

本市には多様な地域資源があり、魅力的な文化や歴史、イベント、農林水産業品など多く取りそろえられていると感じますが、その中で、1、これまでのPR活動についてどのような取組をしてきたのか伺います。

2、日置市の魅力を発信している個人や団体について、市はどの程度把握されているのか伺います。

3、ひおきPR武将隊の活動を職員中心から一般参加も加えた形態に変えていかないか伺います。

4、日置市の魅力を県内外に発信する観光大使やアンバサダーを検討していかないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えをしてみたいです。

質問事項の1つ目、市職員の労働環境についてのその1、時間外勤務、休日出勤の多い部署について回答します。

勤務形態が不規則な消防本部を除くと、時間外勤務及び休日出勤の多い部署は、イベント等の多い総務課、商工観光課、社会教育課、災害対応による一時的な繁忙期間の発生する農地整備課となっています。

2つ目、その2、職員のイベント対応について回答します。

職員が自主的にボランティアとして参加し

ているイベントもありますが、市として主催または共催するイベントは、原則勤務となります。

その3、働き方改革プロジェクトチームの職員からの意見について回答します。

プロジェクトメンバーからは、これまで接点のなかった職員を知るよい機会となった、プレゼン資料の作成や上司へのレクの仕方など先輩のやり方を学ぶことができ勉強になるという意見がある一方、思ったよりも集まりが多く、時間が割かれる、報告会があるためプレッシャーを感じるという意見もあります。

その4、実施された取組や今後実施される予定の取組について回答します。

働き方改革プロジェクトチームは、6つのチームで活動をしています。連携検討チームでは、部署を越えた交流の場づくりとして、空き会議室を利用したフリースペースを設置しました。合理化チームでは、業務改善として、旅行命令の復命書のフォームを改善し、若者・女性支援チームでは、ワーク・ライフ・マネジメントシート、研修検討チームでは、新規採用職員の研修計画を作成中です。また、給与検討チームや評価検討チームでは、職員の成長を後押しする給与制度や人事評価制度について議論をしています。

質問事項の2つ目、日置市のPR活動についてのその1、どのような取組をしてきたのかにつき回答します。

市のPRについては、市から共催・後援の許可を得た団体などのイベント情報や日置市特産品、そのほか時節のお勧めの情報などを主に広報紙や自治会文書でのチラシ配布、市公式SNS、ホームページ、防災行政無線などを利用して周知しています。また、特に市がPRしたい新たな取組やお勧め情報などは、県内のマスコミ各社へ連絡を行っています。

その2、日置市の魅力を発信している個人

や団体について回答します。

日置市の魅力は、様々な分野で多様な方々が発信してくださっています。市としてその全てを常に把握することは難しいと考えますが、各分野に関連する所管課ごとに把握に努めています。

その3、ひおきPR武将隊の一般参加について回答します。

現在、ひおきPR武将隊に登録している15名の方のうち3名は一般の方です。この3名の方は公募ではなく、活動に共感し、自発的に申し出られたボランティアとして熱意を持って参加してくださっています。

今後は、一般の方が参加できる枠組みを調査研究していきたいと考えています。

その4、観光大使、アンバサダーについて回答します。

市の魅力を発信する日置市ふるさと大使として、平成25年に3名、平成30年に1名の計4名の方を任命しておりましたが、現在は任期満了により不在の状況となっています。

ご提案いただきました観光大使やアンバサダーについては、市の魅力を広くかつ深く発信し、認知度の向上や交流人口の拡大を図る上で有効な手段であると認識しています。

今後は、効果的な情報発信を行うためのアンバサダー制度について、他自治体も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

市長より一括して答弁いただきましたので、順番に再質問をさせていただきます。

まず、残業の多い部署での時間外手当の支給がきちんとなされているか伺います。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

時間外実施申請に基づき、命令されたものにつきましては全て支給されております。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

今申請に基づくものについてはとありましたが、各部署で時間外勤務手当の申請がきちんと出されているか、確認調査等されているか伺います。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

時間外勤務命令につきましては、各所属長が行うことになっておりますので、それぞれで把握しているというふうに考えております。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

こちらは申請をしっかりと出していないと当然支給されないものですから、これについては各部署で確認をしっかりとさせていただいて、申請をされるようお願いしたいと思います。

それでは、続いてですが、休日出勤について、休日出勤した際の代休がきちんと取得できているか伺います。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

休日の勤務命令につきましても、各所属長が行うこととなっておりますので、総務課としては把握をしておりますけれども、取得されているというふうに考えております。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

こちらは職員の方にちょっとお伺いしたんですけれども、休日出勤した際に帳簿に記入をしているが、実際のところ休みを取れる状況ではないということで、そのまま代休を取れずに消失しているという事案を聞いております。こちらについては、本当に代休がきちんと支給されるよう、気兼ねなく取得できる人員配置について見直し検討が必要だと考えておりますが、見解を伺います。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

様々な行政課題に対応するために、毎年度

職員配置を含めた組織の見直しを行っているところでございます。限られた予算や職員数の中で時間外勤務縮減はもちろんのことですが、年休を取得しやすい環境づくりというのにも引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

今、やはり本市の中で人件費というのはすごく大きな部分になってくると思います。削減も大切なんですけど、しっかり職員が休める環境をつくれるよう期待しております。

次に、イベント対応についてですが、若手職員の中には、用事があっても断りにくい、または断れなかったというような事案も聞いております。どのような声かけをしているのかお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

市の職員としては、ボランティアとしての参加や勤務としての参加を問わず、様々なイベントに積極的にに関わり、地域のことを理解することが大切であるというふうに考えております。

イベントの協力につきましては、各課から協力スタッフを選出する方法、事前に協力可能かを確認する方法など、協力依頼の方法は様々ありますが、参加を強要しているということはないと認識しております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

積極的にに関わり、地域のことを理解していくことはとても重要である一方で、職員個人の生活もあるので、協力が強制にならないよう依頼方法の模索をしていただきたいと思います。

そういった中で、市民や学生の中には、イベントで日置市とつながり一緒に盛り上げていきたいとの声も聞いております。市民と一

体となり協力して進めていくこともできるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

一緒に盛り上げていきたいという声につきましては、役割を分担して確認しながら協働してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○1番（阿多聖弥君）

職員の負担軽減や市民との関わり方について様々な方法が模索できると思うので、柔軟な考えで検討して行ってほしいと思います。

では次に、働き方改革プロジェクトチームについて、まず年齢や性別、役職についてお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

23歳から52歳までの職員で働き方改革プロジェクトチームは構成されておりまして、男女比はおおむね8対2、役職については管理職はおらず、課長補佐、係長級が2割、残り8割が係員となります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

では、プロジェクトチームの動きの中で、時間が割かれて、本来の業務に支障を来していないかお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

本来業務に支障を来しているということは承知しておりません。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

それでは、このチームでの集まりや報告会がどの程度の頻度で開催されているかお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

各チームの集まり、検討会につきましては、

2月までで平均して約20回ずつとなっておりますので、1か月に4回程度、また職員向けの報告会は、12月と3月に予定しており、3か月置きの開催というふうになっております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

最初の市長の答弁の中では、よかった点、メリット、デメリットをお答えいただきましたが、時間が割かれる、報告会のプレッシャーを感じるということなどあり、今回発言通告の中で私のほうからの時間外勤務の金額が上がっていることについて質問しましたが、報告会の準備やプレゼンが重荷になっては本末転倒になりますので、そこも踏まえた修正も必要だと考えますが、当局の意見をお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

現在、本年度の活動に関するアンケート調査も実施しておりますので、その意見も参考に、今後のPTの運営につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

働き方改革プロジェクトチームのメンバーの報告会に関する準備やプレゼンが重荷であると、それが本末転倒だというご指摘を今いただきましたけれども、働き方改革プロジェクトチームのメンバーが今進めているのは、企画提案だけではなく、実際に現場でこれを実装していくという段階まで中に入った業務になっておりますので、その意味では、報告会やそこでのプレゼンテーションも本末転倒ということよりも、むしろ働き方改革のプロジェクトチームの本来業務の一助であるというふうに認識をしているところです。

○1番（阿多聖弥君）

やっぱり働き方改革で職員の方が働きやす

い環境、組織が回りやすい環境ができていくのはとてもよいことだと思いますので、今後も期待していきたいと考えております。

続いて、フリースペースの利用状況や旅行命令の復命書について、ほかの職員からの反応がどうだったかお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

フリースペースは1月末に運用を開始し、約1月で61名の利用がありました。気分転換ができるという意見がある一方で、部屋が狭く座れる場所が少ないという意見もございます。

旅行命令の復命書につきましては、3月1日からの運用としておりまして、職員からの意見というのは承知しておりませんが、使いやすいものというふうに認識しております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

このプロジェクトチームは来年度以降も継続する予定なのか、またメンバーについても継続なのかお伺いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

現在、現メンバーの継続意向調査を行っております。その結果等を基に今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

このプロジェクトチームについては、やっぱり様々な角度からの様々な意見があったほうがよりよいものになると考えておりますので、また引き続き意向調査等を行って進めていっていただければと思います。

続いて、職員の貴重な勤務時間や時間外勤務を使っているのも、ぜひとも結果として働きやすい職場になるよう頑張ってもらうとともに、費用対効果についても検証してもらえ

たらと思います。

それでは次に、PR活動について。まず、共催・後援の条件についてお伺いたします。

**○商工観光課長（上村裕文君）**

お答えします。

日置市の共催・後援を受けるには、主催者が公的な機関や文化・経済団体等であり、十分な事業遂行能力を備えている必要がございます。併せて、行事内容が市民生活の向上や産業・教育・文化・スポーツなどの振興に寄与し、市政の推進に資すると認められることなど、諸条件を満たすことが求められます。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

近年、様々なイベントが開催されてきたと思いますが、今後共催・後援を増やしたり、情報発信の後押しを行っていく予定があるのかお伺いたします。

**○商工観光課長（上村裕文君）**

お答えします。

本市では、市民生活の向上や地域振興に寄与する公益性の高い事業に対し、後援等の承認を行っています。

今後も行政と民間の皆様が手を取り合い、地域が一体となって事業推進できる体制を構築してまいります。また、単なる名義の使用承認にとどまらず、効果的な情報発信の在り方を検討し、地域活力の創出に努めてまいります。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

観光に関する各関係団体と行政、イベント関係者で協力して波及効果を大きくしていくつもりがないかお伺いたします。

**○商工観光課長（上村裕文君）**

観光協会等の関係団体やイベント主催者などと情報共有を強化してまいりたいと考えています。

また、行政の広報媒体と各団体のネット

ワークを掛け合わせ、来場者の特性に合わせた情報発信を展開し、地域経済への波及効果を最大化させる仕組みづくりに努めてまいります。

以上です。

**○1番（阿多聖弥君）**

これは高校生と語る会の中で高校生のほうから意見出されたんですけれども、日置市で行われているイベントについて、どこで情報を知ればいいのか分からない。特に本市に住まわれている日置市内の高校生については、広報紙などで情報を仕入れることができるんですけれども、なかなか市外から日置市へ通っている高校生などについては情報が入ってこない。その中でいろいろと自分たちとしては日置市と関わっていきたいという声がたくさん上がっておりましたので、ここについては情報発信のほうを強化していただければと思います。

では次に、第3次日置市総合計画の主要施策の5つ目に、「地域資源が活かされ、経済と魅力が循環する」とうたわれております。これまでの日置市の動きでは、一過性のイベントに終わり、そこに関わる人も経済も地域も連携が取れておらず、おのおのがうまく循環できてないように感じるがどうか伺います。

**○商工観光課長（上村裕文君）**

議員ご指摘のとおり、地域資源を経済活性化や魅力の循環へとつなげるためには、一過性のイベントにとどめることなく、それらを「関係人口創出」の契機として捉えることが欠かせない視点であると考えております。

こうした観点から、令和7年度におきましては、妙円寺詣りや美山CRAFTWEEK、秋の日吉路アートめぐり、さらには吹上地域の秋祭りといった、イベントの開催期間に合わせc a f eめぐりスタンプラリーを連動して実施することで、市内回遊の促進やリピーターの確保に向けた取組を展開してまいりま

した。

今後におきましても、関係団体と一丸となってイベントの成果が地域全体に波及し、活力ある経済活動が持続的に循環する体制づくりに努めてまいります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

この情報発信について、ひおきとTV、ネオ日置などを利用して、ともに魅力発信をしていくことは可能かお伺いたします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

地域づくり課の情報発信の中心は、「ウェブメディアひおきと」です。ほぼ毎日の情報発信をしており、月の閲覧数は、平均で1万2,000回と多くの方にご覧いただいております。情報発信者の多くは市の職員です。ほかに情報発信する個人や団体がいらっしゃれば記事の掲載などを提案し、ともに魅力を発信していくことは可能と考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

次に、ひおきPR武将隊について、現在15名のうち3名が一般の方との答弁でしたが、職員の負担軽減とともに市民参加型の活動とすることで、よろいの有効活用、地域とのつながりにもなると考えるがどうか伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

市民のひおきPR武将隊の参画につきましては、職員の業務負担軽減のみならず、市民の方が郷土の歴史や魅力に触れる貴重な機会となり、将来の地域活動を担う人材育成の観点からも有意義なものと考えております。参加者が増えることにより、甲冑も有効に活用できるかと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

伊集院小学校では、10月の妙円寺詣りに合わせて、紙よろいの作成をしておりますが、ちびっこ武将隊として紙よろいでの小学生や中学生の参加もできないかお伺いたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

毎年、伊集院地域では、10月の妙円寺詣りに合わせ、小学校等で紙よろい普及会の方々を講師に招き、紙よろいを作成し、妙円寺詣りに参拝していただいております。制作した紙よろいを一つの行事で終わらせることなく、ひおきPR武将隊と一緒に、市の行事などで活動できる仕組みを学校関係者と連携しながら検討してまいります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

それでは、次ですね、本市にはイベントもそうですが、様々な特産品があります。しかし、その認知度は高いとは言えないのを感じているのも一方であります。SNS発信も重要だが、発信する方の魅力も重要と考えておりますが、当局の見解をお伺いたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

特産品の認知度向上において、SNSへの情報発信をはじめ、その背景にあるストーリーや地域に根差した人の魅力を介して発言することは、消費者の共感を得る上で重要であると認識しております。

本市におきましても、タレントを起用した民放テレビ局と連携した番組制作など、インフルエンサーやメディアの伝える力を活用した施策を展開しております。これにより、従来の広告では届かなかった層へも本市の魅力がより身近なものとして伝わり始めていると実感しております。

今後も、こうした外部の力に加え、生産者など地域の方々の思いや魅力を効果的に発信できるよう、民間の方々と手を取り合ったプロモーションの充実に努めてまいります。

以上です。

#### ○1番（阿多聖弥君）

最後になります。日置市出身や日置市とゆかりのある芸能人やスポーツ選手も多くいます。人と人、町をつなぐ上で非常に高い有用性があると考えておりますので、素早い判断で前向きな検討を考えないか質問して、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ○商工観光課長（上村裕文君）

本市ゆかりの著名な方々は、本市の魅力を市内外へ発信し、人と人、そして地域をつないでいただく上で大変心強い存在であると認識しております。

新たな展開につきましては、どのような形が本市にとって最も効果的か。他の自治体の事例なども参考にしながら研究してまいりたいと考えています。

以上です。

#### ○議長（富迫克彦君）

次に、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔15番黒田澄子さん登壇〕

#### ○15番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。春は若者にとって別れと出会い、新たな出会いの季節です。古い友達も大切に、また新しく出会った友達も大切にしながら、人生を豊かに進んでいってほしいと願います。二十歳を祝う会で、愛のW i — F i で遠くにおいても友達たちに支えられてきたとの話がございました。昔はW i — F i はなかったけれども、多くの人に支えられてきたな、自分もと振り返ることでした。

世界情勢は厳しく、新たな戦争も起きて、心が痛む映像が連続して配信されていますが、対話と信頼で平和的な解決を切に願い、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、性被害ゼロの日置市の取組と決意を伺います。

1点目に、教職員の異常な盗撮事件の発生

を受けて、警察との連携について、昨年11月5日、文部科学省通知で「児童生徒性暴力等の未然防止及び早期発見等に向けた警察との連携の推進」が出ました。そこでカメラを設置しそうな箇所の画像も示されましたが、校内等での共有はされましたでしょうか。

2点目、校内点検の実施と結果はどうでしたか。

3点目、盗撮の起きにくい環境整備に、警察の学校訪問や指導助言の有効性もうたってありました。本市の考えはどうなっていますでしょうか。

4点目に、性暴力等の事件発生時に警察への通知は誰が行うのか。また、そのルールは教職員と共有されているのかお尋ねします。

5点目に、教職員等のスマホ所持のルールはどうなっていますでしょうか。

6点目に、日本版DBS、いわゆるこども性暴力防止法について、この法律の概要と導入の目的と自治体の役割を伺います。

7点目、学校、保育施設等における性犯罪事実があったでしょうか。

8点目に、この法律の対象となる事業者の職種は何か。また、非常勤、委託、派遣職員、ボランティアなど対象になるのかお尋ねします。

9点目に、確認される犯罪歴の種類は何でしょうか。

最後に、犯罪歴の照会手続の流れと誰が照会をかけるのかお尋ねします。

2番目に、高校生等の学習の居場所づくりを考えないかの1点目、市内4校で高校生と議員の語る会を実施した際に、この点の要望を多くいただきました。

1点目に、市内図書館の学習スペース数と開設時間をお尋ねします。

2点目、伊集院地域には高校が3つあります。駅利用者も多い状況です。伊集院駅南口にある観光協会の2階の一部を若者等の利用

に活用できないのかお尋ねします。

3点目、日置市中央公民館のいすのき庵で学ぶ学生をよく見かけますが、スペースが少ないようです。中央に低い大きなテーブルが設置されていますが、利活用を鑑み、高さ調整などはできないものかお尋ねします。

4点目に、農村センターの目的外使用と22時までの時間延長も提案されていますが、ここの活用はできないのかお尋ねします。

5点目に、地区公民館の一部の開設時間の延長を行い、提供できないかお尋ねします。

3番目に、非核平和都市宣言を行っている本市の取組を伺います。

1点目に、県内での非核平和都市宣言自治体数と市町村名をお尋ねします。

2点目に、宣言後の本市の取組を伺います。

3点目に、長崎が行う嘉代子桜、これは原爆により15歳で亡くなった娘をしのび、母親が現在国指定の長崎原爆遺跡になっている城山小学校に植樹した桜のことです。その接ぎ木が全国に植樹され、平和の物語を伝えていきます。本市でも平和教育の一環として植樹活動に取り組みないかお尋ねします。

4番目に、多文化共生のまちづくりへの考えをお尋ねします。

1点目、本市の外国人世帯数と人数をお尋ねします。

2点目、本市の多文化共生の取組についてお尋ねします。

3点目、総務省の示す地域における多文化共生推進プランの目的は何でしょうか。

4点目に、外国人の市民が、同じ社会の一員として住みやすいまちづくりを目指し、日置市多文化共生まちづくり計画策定に取り組まないかお尋ねします。

最後に、ひおきPR武将隊の今後についてお尋ねします。

1点目に、設置目的、効果、これまでにかかった経費は幾らでしょうか。

2点目、活動内容と年間稼働日数をお尋ねします。

3点目に、市職員だけで活動する武将隊は全国にどれくらいあるのかお尋ねします。

最後に、今後職員の業務軽減等を鑑み、高校生や大学生等の活用を考えないかお尋ねし、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。質問事項の1つ目については、教育長より回答をいたします。

質問事項の2つ目、高校生等の学習の場、居場所づくりのその1については、教育長より回答します。

その2、観光協会2階の一部を若者等の利用に活用できないかのご質問につき回答いたします。

観光案内所2階の活用については、令和8年4月からの観光案内所の機能再編に伴い、同フロアを市の観光部門と観光協会の共同執務スペースとして転換する予定です。まずは、執務環境の確保を優先する必要があると考えています。

その3については、教育長より回答いたします。

その4、農村センターの活用について回答します。

農村センターは、農産加工技術の習得及び農業後継者育成のための研修を目的に整備している施設であるため、これらの目的及び管理に支障のない範囲で高校生等が学習の場として活用することは可能です。

活用に当たっては、3日前までの申請が必要なこと、利用前後の鍵の受渡しが必要なこと、施設管理者が常駐していないことから、安全管理等に十分気をつけていただくことなどの対応が必要です。

その5、地区公民館の一部について、開設時間の延長を行い提供できないかのご質問

につき回答します。

現在、令和9年度から始まる新たな地区公民館制度に向けて検討を進めているところです。その中で、条例地区公民館の開館時間については、課題の一つとして認識しています。地域のニーズ等をしっかりと伺いながら検討してまいります。

質問事項の3つ目、非核平和都市宣言についてのその1、県内での宣言自治体数と市町村名につき回答します。

日本非核宣言自治体協議会の調査では、鹿児島県及び県内全ての自治体が、非核平和都市宣言をしています。

その2、宣言後の本市の取組について回答します。

非核平和都市宣言は、平成18年9月に議員提案により可決され宣言したものです。市としては、原爆写真パネルの展示などを実施し、近年は戦争体験者による平和講話、KKBアナウンサーによる平和朗読会、戦争体験映画上映会などを開催しています。

また、令和3年度には、議会のロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を踏まえ、非核平和宣言都市としてウクライナ避難民の支援を表明しました。

その3、平和教育について回答します。

戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、平和の尊さを学んでいくことは重要です。その方法については、引き続き調査研究してまいります。

質問事項の4つ目、多文化共生のまちづくりについてのその1、本市の外国人世帯数と人数について回答します。

本市における外国人の世帯数は、令和8年3月1日時点で406世帯、人数は478人です。

その2、本市の多文化共生の取組について回答します。

今年度、外国人住民を対象とした日本語教

室や交通安全教室、市民及び市職員を対象としたやさしい日本語講座を開催するとともに、地域住民と外国人の交流を通して文化理解を図るため、スポーツ交流イベントを開催したところです。

また、企業を対象とした育成就労・特定技能制度に関する講座を3月17日に開催する予定です。そのほか、市広報紙や市ホームページにおける多言語対応のほか、絵で分かるごみ出しチラシの作成・配布などにも取り組んでいます。

その3、総務省の示す地域における多文化共生推進プランの目的について回答します。

当該プランは、平成18年に都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から策定されています。

なお、外国人住民の増加、多国籍化、在留資格・特定技能の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2年に改定されています。

その4、日置市多文化共生まちづくり計画の策定について回答します。

多文化共生の推進は、本市に住む外国人が年々増加傾向にある中、大変重要なことと認識し、今年度も交通安全教室ややさしい日本語講座など、新たな取組を行っています。

ご指摘の計画策定につきましては、先進自治体の事例を参考に、市民や企業、外国人の皆様のご意見もいただきながら検討してまいります。

質問事項の5番目、ひおきPR武将隊の今後についてのその1、設置目的、効果、これまでにかけた経費について回答します。

ひおきPR武将隊は、島津義弘公没後400年を機に、日置市の認知度向上と交流人口増による地域活性化を図るため、「武将

になれるまち」をコンセプトに結成しました。市外でのPR活動やSNS等を通じた発信により、本市の認知度が大きく向上したものと考えています。

武将隊にかかった経費は、設立した平成30年度から令和6年度までの7年間で5,778万5,000円となっています。

その2、活動内容、年間稼働日数について回答します。

ひおきPR武将隊の主な活動内容は、県内外のイベントでの特産品PRや販売等となっています。最近では、フラゴラッド鹿児島ホームゲームにも出陣しており、大会を盛り上げています。武将隊の活動は年間約30日程度で、月平均2日から3日程度となっています。

その3、市職員だけで活動する武将隊が全国にどれほどあるかのご質問につき回答します。

全国には、甲冑を着用して活動をしている団体は数多くありますが、民間企業や観光協会、有志団体の方などで構成されていることが多く、行政職員を中心に構成されている武将隊は少ないと認識しています。

その4、高校生や大学生などの活用について回答します。

高校生や大学生等の参画は、職員の業務負担軽減を図るだけでなく、若年層ならではの柔軟な発想や拡散力を本市の観光PRに生かしていただく有効な取組であると考えます。

今後は、学校関係者との連携を含めた受入れ体制の整備に向け、安全面などの管理体制を十分に考慮しながら、新たな活動の形について、具体的な手法を調査研究してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の性被害ゼロの日置

市の取組と決意、その1、文部科学省通知の扱い・共有についてお答えします。

ご指摘の11月5日付、令和7年11月5日ですけれども、文部科学省通知は各学校とも共有しています。また、学校では本通知に基づき、職員会議等で画像をスライド投影するなどして全職員で共有しています。

その2、校内点検についてです。

管理職は毎日、教職員も1か月に1回を目安として施設点検を行っており、その際にカメラが設置されそうな箇所についても確認をしています。これまでカメラが設置されたという報告はありません。

その3、警察の訪問指導の有効性についてでございます。

各学校で現在行っている不審者対応訓練など、警察と連携する機会を有効活用するとともに、校内研修や校内点検の際に警察の協力をいただくことも有効であると考えています。

その4、通報のルールについてであります。

事件発生が確認された場合は、学校の管理職や教育委員会が警察へ通報することとしています。今後も管理職研修会などで再確認し、各学校で教職員との共有を徹底したいと考えています。

その5、教職員のスマホ所持のルールについてです。

授業時のスマホ所持についてのルールは特に設定しておりませんが、個人所有のスマホ等で児童生徒を撮影することは禁じています。

その5、日本版DBS、こども性暴力防止法についてお答えをいたします。

こども性暴力防止法は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務づけ、児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とした法律です。

この法律に基づき、学校設置者等の事業者には、日頃から子どもを性暴力から守る環境

づくりを進めること、子どもと接する業務に就く人の性犯罪前科の有無を確認すること、性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにすることに取り組むことが求められます。

続きまして、その7でございます。性犯罪事案の有無でございますけれども、本市の学校・保育施設等においては、そのような報告は受けておりません。

その8ですね、対象となる事業者、職種についてでございます。

子どもに教育・保育等を提供する立場にある事業者が対象です。職種については、教員、保育士など子どもと常に接する職種が対象であり、事務職員、送迎バスの運転手など、短時間であっても常に子どもと接する可能性がある職種は、事業者の判断で対象とできます。また、短時間の労働者やボランティアなども対象になります。

その9、確認される犯罪歴の種類でございます。

過去の性犯罪、性暴力による拘禁刑、罰金刑などの経歴の有無を確認することができます。

その10、照会手続の流れ等についてでございます。

具体的な手続としては、まず事業者から子ども家庭庁に申請を行います。また、従事者本人は自身の戸籍情報を子ども家庭庁に提出します。次に、子ども家庭庁が法務省に性犯罪前科の照会を行います。その後、法務省から子ども家庭庁に犯罪の有無の回答があり、子ども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付する流れとなっています。

引き続きまして、質問事項2の高校生の居場所づくりの市立図書館に関する部分についてお答えをいたします。

学習スペースは、中央図書館が18席、東市来図書館12席、日吉図書館6席、吹上図

書館9席です。

学習スペースの開設時間は、中央図書館が9時から13時までと14時から19時まで、他の3館が、平日は9時から18時まで、土曜・日曜・祝日は9時から17時までとなっております。

次に、その3、中央図書館のスペース、そしてテーブルについてでございますけれども、大きな低いテーブルについては、高さ調整ができないものとなっております。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時25分とします。

午前11時13分休憩

午前11時25分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長からさきの答弁の訂正申出がありましたので、許可します。

○教育長（奥善一君）

先ほどは先走りまして、申し訳ございませんでした。落ち着いていきたいと思えます。

先ほどの答弁の中で、質問事項2のその3、テーブルの高さ調整の答弁をいたしましたけれども、「中央図書館ロビー」と申し上げたようですけれども、「中央公民館ロビー」の間違いでございます。訂正をいたします。よろしく申し上げます。

○15番（黒田澄子さん）

皆さんに答弁いただきましたので、まずは1問目から行きますけれども、初めにパネルのほうで、性被害の分について皆さんにお示しをいたします。

今回の11月5日の通知によるものの中の写真です。これは、警察庁と協力をされています。

上のほうがデジタルの置き時計型カメラというもので、フック型やコンセント型のカメラ

ラもあるということ、下のほうはトイレ照明灯や天井の点検口のこの枠のところに小型カメラを差し込んでいる。私たちは通常見たこともないんですけれども、そういうものが今はもう出回っていて、こういうところで盗撮、これは設置型です。こうやって、何かかざすとか、靴の上に何かこうして見せるとか、そういうのではなくて、設置型の分でこれは載っておりました。

通知の中のものを見ると5つほどあったんですけど、今日は4つほど紹介をさせていただきます。

この上のほうは、教室の棚の扉のところ、それから、使っていない机が手前のほうに置いてあるところの机の奥のほうにカメラが置いてあるというもの、下のほうは、トイレの中にスマホを立てかけられるようなものが、何かと分からないようにできたりするんですかね。それと、トイレのバケツにスマホを隠している。バケツなどにも、またはその後ぱつと取りに来るのか。そして、教室のホワイトボードのペン立ての中にペン型カメラを仕込んである。よくこの上のほうに、籠みたいのにペンが差して、マジックで留めてある。そこにペン型カメラを差し込んである。

私は分からないんですけれども、今、このようにしてプロのようなことをやる人もいるということで、これは通知の中でしっかり画像が出ておりましたので、それでお尋ねをします。学校における性被害防止協力の実施状況はどうなっているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

小学校低学年で、プライベートパーツやN Oを伝えることの大切さを学んでおります。

また、学校では人権同和教育と関連させ、性被害も含めた総合的な観点で、児童生徒の育成を図っています。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

今度は先生方の研修で、発見とか通報、また対応方法の研修などは定期的に行われているものか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

年度当初に危機管理マニュアルを活用し、性暴力防止だけでなく、ほかの事案等も含めた対応の流れについて、学校全体で共通理解を行う機会を確保しています。

**○15番（黒田澄子さん）**

教職員と児童生徒が一对一になる場面のルールは、本市では整備されているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

危機管理マニュアルや関係通知等に基づきまして、教職員と児童生徒が一对一にならないよう指導を行っています。

**○15番（黒田澄子さん）**

一对一というか、中学校に行くと、専門のお部屋を持って先生がそこにいらっしゃったりして、よく何かで呼んでこられることが、以前私も子どものときにありました。そういったことは、中学校も今はもう専科の先生の部屋に呼ぶということはされないということでもよろしいですか。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

児童生徒とのその対話の内容によりまして、ほかに入ることを拒む必要がある場面もあるかと思えます。そういった場面も、外から見るができるような、すりガラスではない窓のある部屋でありましたり、入り口のドアを開けるなどして、密室の中に一对一になるような機会はないように指導を行っています。

**○15番（黒田澄子さん）**

児童生徒が、教職員の不適切な行為を相談

できる独立した学校外の相談窓口があるのか、もしあるとしたら、それはどのように子どもたちに周知をされているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

相談窓口としては、教育委員会学校教育課や鹿児島教育事務所、県教育委員会等があります。

周知については、年度当初に関係機関からのパンフレットや、電話番号が記載されている名刺サイズのカードを児童生徒に配布しています。

**○15番（黒田澄子さん）**

アンケートなんですけど、いじめのアンケートは毎学期、多分行われてきたと思っています。性被害での児童生徒への定期的なアンケートというのはどのようになっているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

いじめアンケートに追記する形式での実施は可能と考えます。併せて、児童生徒の変容に素早く気づき、即時対応が求められるものであるため、日頃から子どもたちと、教職員や特別支援教育支援員との対話や教育相談等、常にアンテナを高くし、見守ることが肝要と考えます。

**○15番（黒田澄子さん）**

学校の現場の話を今回はしておりますけれども、そういう児童生徒への性被害というのは、それ以外のところでも起きています。現実ですね。そういったことも併せて先生たちが把握をしてください。

私は99.99%いないと、日置市にはいないというのを明らかにするために今回はこのようにしているわけなんですけれども、実際子どもは学校以外のところにも出かけていきますので、様々なところで、例えば最悪家庭ということもあります。そういったことが

吐き出せるような場所がないと、絶対言っちゃいけないよと必ず言われているはずなので、そういった視点で今日はお尋ねをいたしたところでございます。

重大事案がもし発生したときの第三者調査体制というのは、もうできているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

まず警察への通報が最優先との認識から、現時点では考えていません。

事案に応じたその後の体制づくりについては、今後研究してまいります。

**○15番（黒田澄子さん）**

保護者向けの啓発資料とか講座の実施状況はどうなっているか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

現在、実施している状況はありません。今後、こども性暴力防止法のパンフレット等を活用しながら、啓発を図りたいと考えます。

**○15番（黒田澄子さん）**

SNSとかオンラインゲームを通じて、子どもたちがいろいろ関わり合うことも今ちょっと出てきておりますが、被害防止策を市はどのように考えておられますか。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

その危険性につきましては、管理職研修会や担当者研修会等でも話題にし、各学校では様々な取組を講じて啓発防止に取り組んでいます。

今後も、その取組を各家庭や地域にも普及させ、被害防止が図れるようにしたいと考えます。

**○15番（黒田澄子さん）**

スマホでの撮影を先生たちが、学校内ではもう禁止をされてしまいました。

しかし、先生たちはたくさん写真を撮って、

学級通信とかPTAに来た保護者に子どもの授業の内容とか活動風景を伝えるために一生懸命利用して下さっていたわけですが、頑張っていた先生ほどとても困っていらっしやるようでございます。

学校所有のデジカメが、これがもう最高使えるものかなと思いますけれども、実際本市では足りているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

スマホが今のように普及する前までは、各学校では主にデジカメを使って撮影をしておりました。そのときの状況に戻ったような感じではありますが、いかんせんもうその当時のデジカメは古いですし、使えないものも多くなっているのが今の学校の現状だと思います。

今年度、新たに学校から、7つの学校からデジカメを購入したいという申請が上がっている状況でございます。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

急にというわけではないですが、特に大規模校は1学年のクラスも多いですので、理想としては1学級1台のデジカメを設置できるように、今後検討されたいと申し添えておきます。

あと、子どもが「NOと言える力」を育てる教育の進捗状況はどうなんでしょう。断ることを、嫌だということをしっかり言えることが子どもの側にないと、どうなのかなって、小さいと分からなくて、変だなと思いつつながら応じてしまうことが実際ありますので、子どもの側のほうはどうなのか、お尋ねをします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

先ほど、小学校低学年でプライベートパーツやNOを伝えることの大切さを学んでいる

というふうにもお答えしましたが、それ以外でも、学校では人権教育を全教育活動の中心に据えておまして、様々な学習や活動を通して、自分の思いや考えを発言するアウトプットする取組を行っております。

また、関係課に協力をいただき、講師派遣事業であるSOSの出し方教室や男女共同参画事業などを通して、一人一人を大切にする取組を継続的に行っています。

**○15番（黒田澄子さん）**

プライベートパーツの動画が出ております。まず、これを見られたのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

私も動画を拝見いたしました。

**○15番（黒田澄子さん）**

これは、歌いながらプライベートパーツを、口とか、胸とか、股間とか、お尻とか、こうやりながら、今ちょっとはやっております。いろんな動画で出ていますので、ぜひ見ていただければと思います。

明るい動画ですね。だけど、それを踊りながら、こういうところは触っちゃいけないよとか、そういうのも全部その歌の中に入っております。自分は触ってもいいよ、見てもいいよ、でも人に見せちゃ駄目よって、嫌って言うていいんだよ、大人に言うていいんだよって言葉が歌の中に盛り込まれています。こういった動画などの活用、特に低学年など、幼稚園、保育園等でも活用できるのかなと思いますが、そのお考えはいかがでしょうか。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

先ほど来申し上げております小学校低学年で学ぶ機会がございますので、そちらで活用することはできるのではないかと考えます。

**○15番（黒田澄子さん）**

幼児教育の現場も似たような感じで、ぜひ日本の性教育は、文科省の中では非常に何か

仕切りがいろいろあって、私はどこからどうやって生まれたのということをきちんと、先生たちがどのように伝えられるかというような教本もあまりないのかなという中で、突然こういうことが起きることに、子どもたちは本当に信頼している先生からの性暴力ですので、心も体も、また長期間にわたって心身症を患うこともあると思っています。

そういう意味で、今回、性被害ゼロの日置市という形で、私も一度はこれをきちんとやらないといけないという思いでさせていただきました、質問を。

子どもへのケア体制は、もし発生した場合どうなるのか、お尋ねします。

#### ○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

家庭、地域、関係機関と連携し、まずは子どもが安心できる環境を整える必要があると思います。

次に、温かく見守る体制を整え、子どもへのフォローを丁寧に行ってまいります。

特に専門的な知見が必要と判断される場合には、県のスクールカウンセラーや医療機関、弁護士等との協力も考えられると思います。

#### ○15番（黒田澄子さん）

昨年の、先生たちがそういったものの映像を回していたとか、グループをつくっていたとか、もう信じられないという気持ちで、皆さん、一緒だと思っています。という意味でも、これ聞き流していい問題ではないし、継続的にチェックをしていかないと、忘れた頃にまたそういう人たちが出てきてはならない。大事な日本を支えていく子どもを育てている現場でございますので、性被害ゼロという部分で、市長、教育長に最後に決意をお尋ねいたします。

#### ○教育長（奥善一君）

学校教育におきまして、教師と子どもたちの信頼関係というのがとても不可欠であって、

ここが崩れるということはあってはならないことだと思っています。

教職員の資質向上と、それから同僚性を高めて、みんながチームを組んで子どもたちのそういう困っている事象等に気づける体制、それから、教職員同士お互い見守る体制というのを構築していった、教育の信頼性を今後とも守っていききたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○市長（永山由高君）

教育現場の取組という点においては、今、教育長が申し上げたとおりでございます。

日置市全体的話としましては、日置市子どもまんなか宣言を宣言している自治体でもございます。子どもたちが健やかに成長できる環境を、これは市を挙げて引き続き守ってまいりますと考えています。

以上です。

#### ○15番（黒田澄子さん）

決意を伺いましたので、しっかりと私たちも見守っていききたいと思います。

次に、高校生等の学習の場、居場所づくりについて、放課後に学習スペース等を要望する子どもの側の理由、これはどのように市は捉えておられるか、お尋ねします。

#### ○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

現在、子どもたちを取り巻く環境は、共働き世帯の増加や住居環境の変容により、家庭内で学習する環境の確保が難しくなっているかもしれません。加えて、友達同士での学び合いや交流の場としての利用や、交通手段及び通学時間により、帰宅までの待機時間を有効に活用したいとの思いもあると考えられます。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

私も同様です。個人的な利便性の向上では

なく、家庭環境や経済状況に左右されず、全ての高校生等が安心して学習できる、そういう環境整備が目的で、今回はお尋ねをしているところでございます。

地域の中で前向きに成長していける環境づくりとも考えています。高校生、なかなか地域に、今忙しくて、部活とか、そういうこともできないわけですがけれども、でも、地域に守られているし、自分が住んでいる地域にそういう居場所を求めていると思っています。その辺についての市のお考えはいかがでしょうか。

#### ○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

議員のお考えのとおり、高校生等学生が安心して学び、地域の中で健やかに成長できる環境づくりも必要であると認識しています。

しかし、既存施設の開館時間や管理体制、Wi-Fi環境等、課題もあり、行政のみで解決できないものと考えております。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

行政のみで解決できないものと考えていらっしゃるというのは、少し心が痛い感じで聞きました。

観光協会の中央公民館、それから農村センターについても使えないかということをお尋ねをしています。観光協会、今回、様子がガラッと変わるということで、ちょっとしばらく無理かなという感じで伺っていますけれども、駅近の公共施設としては、本当に駅出ですぐそこでございますので、今後は事務所のみの活用でいいものなのか、その辺、市民の利活用も検討されていられないのか、その点についてだけお尋ねをしたいと思います。

#### ○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

4月から、機能再編としての市及び観光協会の連携強化と、新たな指定管理者による管

理が開始されます。新しい指定管理者も、駅周辺のにぎわい創出に向けて意欲的に取り組んでいく意向がございます。

施設所管課といたしましては、まずは指定管理者と協力しながら、そちらのほうに尽力していきたいと考えております。

以上です。

#### ○15番（黒田澄子さん）

中央公民館の机は可動ができないというふうに、調整ができないと言われたんですけど、非常に重たい、椅子も重たい。多分あそこで南美展をされるときに動かされた人たちは、悲鳴を上げておられたんじゃないかというくらい重たいです。そして、分厚いです。市民の寄附のような机であるかのようなことも伺っています。

でも、とにかくただ座ってお弁当を食べたりお茶を飲む程度はいいけど、学習にはちょっと高さがやはり足りないんです。あれ、もし寄附された方に、ちらっと聞いたら、近所にいらっしゃる方みたいなんですけど、お尋ねをして、少し手を加えることが可能でしょうかというぐらいのことで改善されるということはできないものか、お尋ねをしたいと思えます。

#### ○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

今後、テーブルの件も含めて、中央公民館ロビーを学習スペースとして利用について、ロビーの景観も含め検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

前向きに取り組んでいただけるというご答弁を喜んで受けていきたいと思えます。早くそうなることを子どもと一緒に期待したいと思えます。

何せ若者が集まってくるということは、とてもいいことだと私は思えます。駅までさっ

と帰ったり、もう本当に大人と触れることもないことが日常ですね。だけど、集まって市の公共施設を使ってくれようなんていうのは、私はとてもいいことだと思っています。いろんな出会いもあるし、ぜひ頑張っていたきたいなと申し添えておきます。

あと、図書館です。図書館の座席数が出ておりますけれども、ほとんどが4人がけの机なんですよ。ここ1人、もしおぼちゃんの私が座っていると誰も来ません、きっと。私も、誰かが座っていると絶対行きません。お友達とかだったら、こんにちとはか言って行けるんですけど、何を言いたいかという、4人がけの机は使用しづらい、利用しづらい。

なので、できれば名前は言えませんが、あるカフェみたいに、ぱーっと窓向きに、壁向きにあたりして、椅子だけがだーっと並んでいるような、ああいうスペースだと、もう別に1人いても、1人ですーすー入っているんです。4人がけのテーブルっていうのは、やっぱり仲間じゃないとなかなか座りにくい。

そういったことも今後考えられて、図書館の机を捨てなさいというわけではないんですけれども、少し検討されるお考えはないのか、お尋ねをします。

#### ○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほど、教育長の答弁では、学習スペースは学習椅子の数を報告しております。学習机はスペースが広いので、各図書館ともスペースは増加することが可能ですので、席数を増やすことが可能ですので、増席等は検討していきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

高校生は、部活が終了後はもう下校させ、居残ることはできない。先生たちは早く帰りなさいと言っておられるようなので、私たち

の時代の学生の時代とは全然、もう今形態が違ってきます。

そういう中で、勉強する場所だったり友人と安心して少しの間過ごせる場所だったり、一緒に勉強しようという場所だったり、また背景には様々な家庭の環境があって、塾にも行かせてもらってはいないということとか様々、でも勉強したいというこの市民の子ども声というのは、子ども本人の努力不足ではないわけです。やっぱりそれは環境だったと、社会の問題ではないかと、そういうふうに思っています。

3つの学校が、子どもたちがもう本当に今回言ってきたんです。昨年度は、ゲームセンターはないのかとか、造ってほしいとか、そういう意見はあったんですけど、今回は学習スペースを3校から言われました。本当に子どもたちは、今、そういうものを求めているんだということがよく分かりました。

いちき串木野市では、民間の力で学習スペースをオープンしたという、写真館にそういうのも書いてありました。まずは公共施設も頑張っていたら、また民間の力も借りながら1か所でも、とにかく早めにこういう場の提供を検討できないものか、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

#### ○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

子どもたちが家庭環境に左右されることなく学べる環境を整えることも、大事なことでございますが、まずは中央公民館など既存施設の活用ができればと考えています。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

頑張って造っていただきたいと思います。

非核平和都市宣言についての嘉代子桜に移りたいと思います。

日置市は、日本非核宣言自治体協議会に入っているのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

お尋ねの協議会へは加入しておりません。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

知覧から語り部さんにも来ていただいて、講演をされています。学校の協力もいただき、せめて1校ずつでも児童生徒への平和の物語、またそういったものを、取組を学校の現場の子どもたちにも直接届けるという取組を広げることにはできないもののでしょうか。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

平和教育は大変重要でございます。学校でも、道徳の時間の相互理解、それから国際理解、生命の大切さ等を内容として学ぶ機会もございますし、特に夏休みに入る頃でしたり、1回目の8月の1日前後で行われます出校日等でも、学校長が中心となって平和教育を行っている学校が多いと考えております。そういった中で、今、議員がおっしゃったような内容につきましても、扱っていくことが考えられると思います。

○15番（黒田澄子さん）

今、世の中では核兵器を持ち込んでもいいなどという大人も少し出てきている中で、やはり同じ九州の中で、被爆を受けた長崎を持っている九州の一角の鹿児島県の議員として、やはり子どもたちにしっかり、やってはいけないことなんだ、人としてやらないんだ、戦争は起こしちゃならないんだということを伝えていかないと、誰からも教えられないと分からない、無知で育っていきますので、今語り部の方がいらっしゃっているのであればという思いで、子どもたちに直接という思いも語らせていただきました。

まず、協議会の活動や事業の詳細をお尋ねをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

協議会の活動につきましては、非核平和都市宣言に関する情報の収集、調査研究、非核平和都市宣言の呼びかけのための活動、各自治体への巡回原爆展など、平和推進事業を行っているというふうに伺っております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

事業の中には親子記者などもあって、長崎を訪れて新聞記者のように、一緒にその体験をされた方のものを文書に書くだったりとか、また、先ほど言われた巡回被爆展としているんなものを貸し出していただける、そういったものもあって、本当に核兵器の恐ろしさ、また平和の尊さを学ぶ機会がいっぱい協議会に入るとあるわけです。そんなに高いお金の協議会ではなかったので、今後そういう協議会に入っていくかのお考えはないか、ちょっとお尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

巡回原爆点などを活用し、戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、平和の尊さの啓発に取り組んでいくことは重要であるというふうに考えておりますが、協議会への加入については調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

嘉代子桜については、そのまた団体の人たちとは別の団体も一緒になって取り組まれています。

私は、城山小学校にもう10年くらい前でしょうか、見学に行かせていただきました。普通の学校なんですけど、焼け残っているその館の一角が塔のようになっていまして、当時の写真が掲示されていましたが、全部真っ黒なんです。高台にあるその小学校だけが残っていたんです。それは、鉄筋コンクリー

トの小学校が1つあったからという理由だったようでございます。

本当にこの嘉代子桜の植樹というのは、やっぱりつないでいくことに意味があるのかなと思うと、本市にもぜひ植樹を行えるような流れができてはどうかと思います。嘉代子桜の植樹についての意義を市はどのように考えられるのか、お尋ねをします。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、平和の尊さの啓発に取り組んでいくことは非常に重要であるというふうに認識しておりますが、御指摘の嘉代子桜の植樹については調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

次の多文化共生のまちづくりについて、2027年、来年から育成就労制度にもう形が変わっていきます。ということは長期間就労が可能になり、外国人の増加や家族の帯同、そして外国で生まれた児童生徒の増加などを想像して、今回はちょっとお尋ねをします。

さらなる対応が必要となっていくと考えます。技能実習生からの変更によって想像できる変化は、まずどのようなものなのか、それと日置市在住外国人の増加傾向はどのような状況か、また、どこの国の方が多いのか、お尋ねします。

**○企画課長（園田賢一君）**

お答えいたします。

育成就労支援制度は、国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消いたしまして、人手不足分野における人材の育成・確保を目的に創設され、3年間の就労を通じて特定技能1号へ移行することを前提としておりますので、企業にとりましても安定的・長期的な人材の確保につながっていくことが期待され

るとともに、外国人の皆様にとりましても、特定技能への移行というキャリアパスが明確になるのではないかとこのように考えております。

また、本市における外国人住民でございますが、令和6年4月1日時点が371人、令和7年4月1日時点が438人で、先ほど申し上げた令和8年3月1日時点が478人となっているところでございます。

令和8年3月1日時点の人数の多い国籍別では、インドネシアが141人、ベトナムが96人、ミャンマーが84人となっているところでございます。

以上でございます。

**○議長（富迫克彦君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（富迫克彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○15番（黒田澄子さん）**

多文化共生というのを市はどのような状況だと考えていらっしゃるのか、学校や地域活動に現在外国人が参加しやすい環境になっていると考えているのか、お尋ねします。

**○企画課長（園田賢一君）**

お答えいたします。

総務省の多文化共生の推進に関する研究報告書におきまして、地域における多文化共生につきましても、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことと定義をしております。定義にありますとおり、多文化共生を推進していくためには、日本人住民も外国人住民も、共に地域社会を支える主体であるという認識を持つことが大切であるというふうに

考えているところであります。

その中で、地域活動に参加しやすい環境になっているかという点でございますが、多文化共生社会を実現する上で、外国人住民が地域活動に参加しやすい環境の構築は大変重要なことであるものと認識をしており、その中で双方がコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、今年度、日本人住民向けの「やさしい日本語教室」や外国人住民向けの日本語教室を開催いたしました。

先進自治体も参考にしながら、これらの取組を一層推進することにより、外国人住民がより地域活動に参加しやすい環境構築を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○学校教育課長（段原修司君）**

学校教育課の立場からもお答えします。

運動会や「せつぺとべ」、妙円寺参りなど、学校行事や地域行事に参加している外国人の方も多く見られるようになってきていますことから、学校や地域になじみ、参加しようとする雰囲気が出てきてきていると捉えております。

**○15番（黒田澄子さん）**

共々に知り合いになって、その国の文化も学んだりしながら、友好的な関係を築いていくところから多文化共生も始まると私も思っているところです。

出水市が2月8日に多文化フェスを開きましたけれども、行きたかったんですけど、雪で帰れないと思って行けなかったんです。インスタグラムを、その多文化共生のところがつくっておられて、いろいろな参加をした外国人が、ずっとインスタ上に感想を書いているらっしゃいました。

全部翻訳ができるんですけど、ミャンマー語だけは翻訳ができなかったんです。うちのまちも、ミャンマーの方、みえているということで、先ほどありましたが、本市ではミヤ

ンマー語の翻訳ができるのか、お尋ねをします。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

現在、日置市のホームページ等については、ミャンマー語に対応しておりません。対応できるインターネットを利用する際に、使用するブラウザの機能により翻訳ができますので、その手法など周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

了解です。

あと、総務省の掲げるプランに学校の多文化教育も入っています。現在、公立の小中学校に外国の子どもたちが何人通っているのか、まず通っているのか。そして、いるとすれば、義務教育下での本市の教育支援はどのようなものになっているのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

小学校、中学校にそれぞれ3人ずつ在籍があります。1人1台端末に翻訳機能のあるアプリを入れて対応したり、別室で個別に指導をしたりすることもあります。

また、令和5年度から日本語指導教室を開設し、月に6回から7回程度、個に応じた指導を実施しています。

**○15番（黒田澄子さん）**

今後は、外国で育った人たちが、こちらの国にやってくるということも多くなるかなと思うところで、プレクラス、初期適用教室は既にこれを導入されていると考えるのか、また、ない場合今後必要と考えますけれども、検討はなされているのか、お尋ねをします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

プレクラスとしては導入はしておりませんが、先ほど申し上げました日本語指導教室に

において、児童生徒の実態に応じて平仮名や数の数え方、易しい日本語などを指導しております。

今行っております、この平仮名や数の数え方、易しい日本語、これが今初期の適用に必要な部分だと考えております。ますます児童生徒が増えてくることになりましたら、また形態を模索していく必要があるかとは思いません。

**○15番（黒田澄子さん）**

今は小中で6名ですので、今後増えていくとやはりしっかりと対応していかないとはいけませんので、ぜひ準備に備えていただきたいと申し添えておきます。

また、本市の学校での多文化理解、日本人の子どもたちの多文化理解教育はどの程度行われているのか、お尋ねをいたします。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

各学校では、国際理解に関する学習を道徳教育の中で扱ったり、国際交流員との交流やALTを活用した外国語活動、外国語の授業を行ったりしております。

また、学校によっては、地域の特色を生かした国際理解教育を行ったり、鹿児島県国際交流協会が実施している事業を活用したりしております。

**○15番（黒田澄子さん）**

いちき串木野市では、易しい日本語版の外国人住民向けのごみ分別に関する動画、6分47秒を提供しています。私も見てみましたが、易しい日本語を使って一つ一つ、あちらはペットボトルの外側を破くようになってまして、これはこうやって破くんですとか、動画でちゃんと説明をされてるんです。そして、あちらのまちは4つのパターンに分かれているので、これはここですよ、これはこのグループですよと、非常に分かりやすい動画がありました。本市でもこういったことに

は取り組めないのか、お尋ねをします。

**○市民生活課長（瀬戸口和彦君）**

お答えいたします。

ごみ出しのルールを理解していただくには、大変有意義なコンテンツだと思っております。前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

外国人の方が、やっぱり動画を見ながらよく分かるので、こうやって見るよりかは非常に何か分かりやすいなと思って見たところですので、ぜひ鋭意努力をしていただきたいと思います。

出水市の多文化共生フェス、行かなかったけど、見てみて、とても楽しそうだなと思いました。それぞれの国の人たちが、自分の国のものを紹介されたり、いろんな遊びを紹介されたりという、日本人の人とうまく時間を過ごせるような、そういうフェスになってございましたので、日置市でも今後そういったことが検討できないのか、お尋ねをします。

**○企画課長（園田賢一君）**

お答えいたします。

ご紹介をいただきました出水市の多文化共生フェスにつきましては、外国人と日本人がより一層お互いを理解するため、食や文化などを楽しむイベントであったものと承知をしているところでございます。

本市におきましても、多文化共生を推進する中で、日本人住民と外国人住民が交流する機会をつくることは、大変重要なことであるものと認識をしておりますので、例えば既存のイベントに多文化共生ブースを設置することや、スポーツ交流の開催、また双方の文化理解講座などを先進事例も参考にさせていただきながら、徐々に取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○15番（黒田澄子さん）**

私も、特別こうやってするのも大事ですけ

れども、今、市であるいろんなところに、何かそういった形でうまく組み込めていけると自然と入っていけるし、わざわざ集まってくださいっていうものはなかなか厳しいんですけども、そういう形もまずは入り口としてあっていいのかなと考えておりますので、ぜひ、近々の検討をされたいと申し添えます。

県に、多文化共生社会推進事業補助金というのがあります。この内容についてお尋ねします。

#### ○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

当該事業につきましては、国籍や民族など、異なる人々がお互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きていく多文化共生社会の実現を図るため、自治会や特定非営利活動法人等が実施する在留外国人が住みやすく、また在留外国人との地域住民との交流を促進する取組等を支援する事業となっております。

補助額は、対象となる経費の10分の10以内、上限は10万円となっております。対象となる事業は、在留外国人が日本文化や歴史、自然等を体験する取組や在留外国人の日本語能力の向上につながる取組などというふうになっているところでございます。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

出水市は、この事業を使って自治会等がそういう事業をされています。日置市も、まずはこういう補助金があることを自治会長さんたちにも、またできれば広報紙等でもちよっとお知らせして、ぜひ、どんどん使っていたけるような工夫はされないか、お尋ねします。

#### ○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

先ほどから申し上げているとおり、自治会等、そういったところが地域外国人住民と交

流することが非常に大事だというふうに認識しております。ご指摘いただいておりますとおり、まずはそういった自治会、特定非営利法人、私ども、こういった事業があることを周知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○15番（黒田澄子さん）

既に計画策定が終わっている出水市を見ますと、2024年には多文化共生推進協議会というものが発足されて、計画策定に関わってこられているようでございます。

私は丁寧に、もう出水は1,000人を超えるような外国人の方がいらっしゃるし、今後も本当にどんどん増えそうっていう要素がありますけれども、早急に策定というよりは、丁寧に丁寧にお話を聞きながら、状況を踏まえながらつくっていけばいいのかなと思うんですけども、本市でも計画策定に取りかかっていたきたいと思うので、最後に市長の思いをお尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

本件につきましては、市内の多くの団体や企業の方の中でも、今後少しずつ外国人住民の方が増えていくであろうことが想像されるといったようなご意見はいただいているところでございます。

計画策定が目的になるというよりは、計画の策定及びこの計画を検討しながら、より本質的な取組が市内で進められるように検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○議長（富迫克彦君）

黒田澄子議員、残り時間2分です。

#### ○15番（黒田澄子さん）

大変期待をしておりますので、私たちも協力しながら、みんな仲よい「オールひおき」をつくっていければと思います。

最後に、日置PR武将隊の今後についてお

尋ねをしていきます。

PR 武将隊の平均年齢は何歳でしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

現在、武将隊として活動している方の平均年齢は38歳となっています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

経費は、1問目で5,778万5,000円とあるんですけども、実際のところは、この活動費という部分ではお幾らになるのか、お尋ねしていいでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

武将隊の活動に係る経費は、県外等で開催されるイベントへの出演に係る旅費や宿泊費となっております。令和6年度は、約40万円程度となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

今出ました宿泊を伴い県外に出かけるのは、年間何日あって、また何人でどのような会に出かけていかれているのか、お尋ねします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

宿泊を伴い、県外へのPR活動ですが、年4回の10日程度となっております。それぞれのイベントに1人から3人が参加し、特産品のPRや販売などを行っています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

午前中の同僚議員の答弁で、15人中3人が市民というふうに言われました。公募もしていないとありました。自発的に熱意を持って参加とは、一体要綱ではどうなっているのか、お尋ねします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

こちらのほうは、市のPR等をしていくと

いうふうなことを目的に結成されたものでございます。

以上でございます。

お答えします。

こちらのほうは、取扱要綱というようなものは正式には定めてはございません。PR 武将隊員の「フィロソフィー」というふうなことで、活動の理念であったり、そういったものを定めながら、これまでも活動してきたところでございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

そうであれば、市の職員だけでやってきたというところも、そもそも入り口が違うのかなと思います。

他の全国のまちを見ると、市の職員はほとんどが黒子になって、表に出るのは民間の人たちでやっているところがほとんどの中で、今回初めて3人が市民とありましたので、少し不思議に思っているところです。自発的に熱意を持って参加とは、どのような手法をしたら、この3人の市民は武将隊に入れたのか、お尋ねします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

こちらの市民におきましては、職員の呼びかけ等により、これまでも職員の声かけにより武将隊の活動に興味を持っている県外の方であるとか、あるいは職員のお子さんであったり、そういった方々も参加していただいております。そういった3人の方、この活動に理解がある方がこの活動に参加していただいているところでございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

それであれば、私たちが、ほかの大学生や高校生等も活用してはどうかということ自体が、もうなくていいのかなと思う。熱意があれば入れるんですかということになるんです

けど、もう一度伺いますけど、武将隊の隊員になるには、何があって、誰に申込みをしたら入れるのでしょうか。

できれば公募という形を取りながら、職員の働き方を考えて少しずつ民間につないでいかないか、お尋ねをします。

**○商工観光課長（上村裕文君）**

お答えします。

議員、ご提案の一般公募による民間への段階的な移行につきましては、武将隊の今後の展開における選択肢の一つと認識しております。

職員の負担軽減が急務である一方、活動の趣旨を深く理解して、真摯に取り組む体制の維持が不可欠であるというふうなことで考えております。

まずは学生ボランティアや外部メンバーの参画を段階的に進め、職員の業務負担を軽減しながら、官民が一体となった新たな日置市PRの形を構築してまいりたいと思います。

その過程において、活動の質を担保しつつ、武将隊の選考の在り方とか、そのような運営の在り方についても、柔軟に調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

**○15番（黒田澄子さん）**

既に3名の市民が入っているのに、要綱もない、入り方も分からない、熱意があったら入れる、そういったことでは、市民は入りたい人も入れないんじゃないですか。しっかりそこら辺を広報活動をされて、皆入りたい人たちは、公募ができる、応募ができるような状況をつくられないのか、最後にお尋ねをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○商工観光課長（上村裕文君）**

お答えします。

武将隊が、本市の顔として直接市の魅力を伝えていくというふうなことは、今後の活動

においても重要な視点であると思います、考えております。

そういった中で、外部人材の登用とかいうようなものについても、正式にルール決め等をつくっていきまして、将来的な運営の在り方についても検討していきたいというふうなことで考えております。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

次に、17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

**○17番（坂口洋之君）**

市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、社民党の自治体議員として91回目の質問をいたします。

1つ目です。本市の高齢者介護福祉施設等の運営における現状と課題、人材確保に向けた今後の取組について質問いたします。

1つ目です。2024年度に、国からの訪問介護事業者への介護報酬が減額されました。本市の訪問介護事業者を取り巻く現状と運営、サービス提供への課題を伺います。

2つ目です。特別養護老人ホーム、通所型デイサービス等、高齢者介護に関わるサービス事業者は、人件費、食材費、物件費等の高騰に対して、介護報酬の支給が追いつかず、事業経営が厳しくなっています。これに関して、本市の現状と市の認識を伺います。

3つ目です。第9期日置市事業計画の中の介護サービスを実施する上で、市内の高齢者施設（特養・グループホーム）等の職員不足が指摘されております。どのような施設でどのような職種が不足しているのか、現時点での状況を伺います。

4つ目です。現在、いちき串木野は、介護人材確保育成支援事業を実施し、介護職員初任者研修制度の費用、介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格取得に向けた支援を

施しております。本市も検討できないか伺います。

5つ目です。第10期介護保険事業計画（令和9年から令和11年）策定における市の基本的な考えを伺います。

6つ目です。高齢者介護事業者と連携した広報・啓発活動、学生等への出前講座、高齢者福祉に関心のある方を対象とした介護人材ポイント制度の啓発やお仕事体験など、仕事への理解を高め、就労等につながるような取組の状況を伺います。

2つ目です。日置市内高等学校の存続に向けた支援策について質問いたします。

1つ目です。日置市内は、公立高校が2校、私立高校が2校あります。私学の実質的な授業料無償化により、伊集院高校、吹上高校の新年度の入学者希望者の減少が心配されております。

少子化が進み、公立高校の再編も予定され、地域経済への影響も危惧されることから、県内各自治体では、公立高校存続に向けて支援に取り組む自治体もございます。

このような高校におかれる現状について、市の認識、見解を伺います。

2つ目です。令和6年度に日置市内中学校を卒業した生徒の進学者数が多い公立高校上位10校と、私立高校への進学状況、単位制通信制高校への進学状況を伺います。

また、令和8年度高校入学予定者の公立・私立・単位制通信制高校の希望状況を伺います。

3つ目です。学校やPTAなどから幅広く意見をお聞きし、市内4校の公立・私立高校の魅力を高め、県内外から通いたくなくなるように市として連携・協力できないか、本市の見解を伺います。

4つ目です。吹上高校の活性化策として、県外・市外から学べるように、下宿等の設置等地域と連携し、生徒数の確保に向けて市も

支援できないか、本市の考えを伺います。

5つ目です。夏休み・冬休みに、中学生から高校生などが学べる市の公共施設の会議室、地区公民館等を利用した無料の自習室、学習室等が設置できないか、伺います。

6つ目です。夕方のJR伊集院駅発、日吉・吹上方面の最終路線バスは18時55分加世田行きであります。日吉・吹上地域の路線バス利用の高校生は不便であります。一般の方も乗車可能な19時以降のスクールタクシーの運行はできないか、本市の考えを市長、教育長にお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、本市の介護保険施設等の運営についてのその1、本市の訪問介護事業所を取り巻く現状と課題について回答します。

本市の訪問介護事業者は、集合住宅地が少なく、中山間地域の利用者も多いため、収支差率が都市部より低く、厳しい状況と考えます。

また、訪問介護員等の高齢化や人材不足が課題であると認識しています。

その2、物価高騰に対する現状と市の認識について回答します。

特別養護老人ホームの事業者からは、物価高騰の影響により経営が厳しくなっていると伺っており、厳しい状況にあると認識しています。

その3、職員不足について、現時点での状況につき回答します。

各介護サービスは、人員、設備及び運営に関する基準がありますので、人員不足のまま運営している事業所はないと認識していますが、訪問介護員の人材確保に苦慮していると伺っています。

その4、資格取得に向けた支援について回答します。

本市における介護人材確保策については、鹿児島県が介護職員初任者研修に対する助成を行っていることから、その周知に引き続き取り組んでまいります。

また、離職防止と定着促進の観点から、介護現場の生産性向上に向けたデータ連携システムの活用促進を図るなど、新規採用と離職防止の両面から人材確保の支援を行ってまいります。

介護支援専門員等の資格取得支援については、市内の同職種の不足状況などを踏まえながら、引き続き検討してまいります。

その5、第10期介護保険事業計画策定における市の基本的な考えについて回答します。

第10期介護保険事業計画は、令和9年度から令和11年度までの介護保険事業運営の基礎となる計画です。

策定に当たっては、第9期計画の振り返りや、高齢者等実態調査などを通して本市の実態を把握し、国の基本指針、県の施策及び本市の第3次総合計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた計画にしたいと考えています。

その6、就労等につながるような取組の状況について回答します。

介護の仕事への理解を高め、就労等につながるような取組として、中学生の職場体験学習や吹奏楽部による介護施設への慰問、高校への出前講座、介護人材確保ポイント事業の実施、啓発などに加え、広報紙で介護の仕事の魅力を発信する記事を介護事業所の協力もいただきながら掲載しています。

質問事項の2つ目、本市内高等学校の存続に向けた支援策についてのその1からその3については、教育長より回答いたします。

その4、吹上高校の活性化策として、県外・市外の生徒の確保について回答します。

市外・県外からの生徒受入れは、学校のみ

ならず地域の活性化にも資する重要な視点と考慮しており、現在、その有効な手段として、「地域みらい留学」事業について研究を行っています。

高校授業料無償化に伴い、私立高校人気の高まりが予想される中、市外からの生徒受入れには、住まいや食事の確保等に加え、豊かな自然や伝統を持つ吹上だからこそ可能な特色ある取組を打ち出すことが重要です。

県外では、空き施設などの有効活用に加え、住民が地域の子どもの生徒に関わることで、学校と地域が一体となって教育環境を構築している成功例もあります。

本市においても、地域全体で生徒を育む土壌づくりに向けて、学校・地域と連携を図りながら、引き続き事業化に向けて検討を進めてまいります。

その5、市の公共施設における自習室設置について回答します。

中高生の学習環境を整えることは、次代を担う人材育成の観点から重要と認識しています。

一方で、本市の公共施設や地区公民館は、多様な市民活動や地域コミュニティの拠点として広く利用されているため、会議室等を無料の自習室として優先的に開放するには、既存利用者との調整が必要になります。

また、見守り体制の確保や維持管理コストなど、整理すべき課題もあります。

令和6年度から、公共施設の一部を夏場に涼みどころとして開放しており、その一部では中学生や高校生が自習する姿も見られます。

今後、会議室に限定せず、広く市民が公共施設を活用できる方法等についても研究してまいります。

その6、スクールタクシーの運行について回答します。

路線バスは、運転士不足や物価高騰などにより、事業運営の厳しさが増し、日吉・吹上

地域の便も含めて、便数が減少しています。

日吉・吹上地域の高校生及びその保護者の方から、夜間の運行についてご相談を受ける機会は多いため、一定のニーズはあると考えますが、当該時間帯はタクシーの一般利用が多く、車両、運転手の確保や財政負担など、解決すべき課題があります。

来年度、地域公共交通計画の見直しを実施しますので、市公共交通会議で、本件も含めた詳細なニーズの把握と施策検討を行います。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項2の市内高等学校への支援策のその1、公立高校の置かれている現状についてお答えをいたします。

昨年7月に実施された公立高等学校生徒募集定員策定等に係る地区説明会において、令和6年度の公立高校入学者選抜の状況や、令和7年度募集定員策定に係る基本方針等について説明がありました。

鹿児島県内の公立高等学校は、鹿児島市内の一部を除いて定員割れが続いている傾向にあり、本市の伊集院高校や吹上高校においても同様の状況であると認識しています。

本市としては、この2校の存続と生徒数の確保について、県へも強く要望したところがあります。

その2、本市の令和6年度の進学状況及び令和8年度、来年度ですけれども、希望状況についてお答えいたします。

令和6年度に卒業した当時中学3年生405人の進学先の内訳は、公立高校241人、私立高校ですけれども、133人、単位制通信高校15人、その他が16人です。

進学者が多い公立高校上位10校は、伊集院高校90人、吹上高校33人、鹿児島工業高校23人、甲南高校13人、鹿児島中央高校10人、明桜館高校10人、鶴丸高校8人、

串木野高校8人、松陽高校8人、市来農芸高校5人、川内商工高校5人です。

私立高校では、鹿児島実業高校26人、鹿児島城西高校23人、鳳凰高校18人、神村学園高校18人、鹿児島高校13人、鹿児島情報高校11人、樟南高校10人、育英館高等部4人、れいめい高校3人、鹿児島純心高校2人となっています。

単位制通信高校は15人です。

令和8年度の進路希望状況は、令和7年10月現在のお答えになりますけれども、在籍数443人中、公立高校進学希望者は270人、私立高校は145人、単位制通信高校8人、その他が20人となっております。その他の内訳は、国立高専、特別支援学校、そして県外等であります。

その3でございます。通いたくなるような市としての連携・協力ということでございますけれども、日置市内4校の公立・私立高校が魅力を高め、県内外から生徒が集まることは、高等学校の存続のみならず、市の活性化や将来的な就職、人口増につながる重要な視点であると考えます。

市としては、まず市のイベントや小中学校のキャリア教育、学校行事において、高校生との交流や高校生に学ぶ機会を設けるなど、市や小中学校、高等学校が連携・協力することで、高等学校の魅力を小中学生に直接伝えることが可能になると考えます。

また、中学校の部活動の地域展開を推進するに当たり、高等学校と連携した指導や交流も魅力発信の一つとして考えられます。

続きまして、その5でございます。高校生が学べる場所についての回答でございます。

中央公民館は、社会教育法に基づき設置され、主な目的として住民の教養の向上など寄与することが定められています。

既に公民館のロビーを学習ができる場として開放しており、その他の会議室や講座室な

どの活用については、見守り体制の確保や維持管理コストなどの課題を踏まえ、今後研究してまいります。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に、1回目のご答弁をいただいたところでございます。

初めに、高齢者になり病気や障がいになっても、住み慣れた地域で暮らしたい、人生の最後を自宅で迎えたい、誰もが思うところがあります。

日置市の地域包括ケアシステムにおける在宅介護の要である訪問介護事業の果たす役割について、本市の基本的な考えを伺います。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

訪問介護事業は、医療、介護、予防、住まい生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの5つの構成要素のうち、介護という専門的なサービスの一つであり、ケアマネジメントに基づきまして提供されるものですが、在宅介護を支える上で必要なサービスであると認識しております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

昨年も、3月議会で訪問介護の厳しい経営実態について質問させていただきました。また、今3月議会におきましても、複数の訪問介護事業者の方に、実情や現状などを聞かせていただきました。

いただいたご意見を少し紹介させていただきます。訪問介護事業者のみで経営されている方です。「経営は厳しい、人材が集まりにくい、中山間地域で移動距離が長く、人口が少ない地域では訪問介護の訪問回数が限られる、在宅で高齢者を介護支援することにやりがいを感じる」というご意見いただきました。

また、介護施設と併設の訪問介護事業者の

方のご意見といたしましては、「介護事業者は単独でなく、ほかの福祉事業も併設し、経営的には何とかなっている。訪問介護事業のみでは継続性は厳しい」、最年少の訪問介護ヘルパーの方が、女性で28歳ということでした。「前向きに捉えながらも、対価に釣り合わないと感じる」というご意見をいただきました。

そこで、再度質問させていただきます。全国で訪問介護事業の4割が赤字、訪問介護事業者の倒産が過去最高と言われております。この5年間の本市の訪問介護事業者の廃業また新たな新設の状況はどうか、伺いたいと思います。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

令和3年度から現在までの5年間の状況につきましては、廃止が4事業所、新設が2事業所となっております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

この5年間におきましては、廃止が4件、また新たに新設が2件ということになっております。

そういった中で、日置市介護事業者連絡会における訪問介護事業について、今年度、日置市に対しての意見・要望の状況を2点伺います。

まず1つは、訪問介護事業者では、24年度と比較して、25年度の経営状況について、相対的にどのような意見があったのか、また訪問介護ヘルパー相談業務を担うケアマネジャーの人手不足についての状況はどうか、人員を確保することができず、対応できない事例等はなかったのか、伺います。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

日置市介護予防サービス事業所連絡会訪問介護部会におきまして、令和6年度と比較し

た経営状況の意見はありませんでしたが、人材不足や訪問介護員の高齢化に関し、人材定着のための研修の在り方や事務負担の軽減等の意見が出されました。また、人材育成、資格取得等の行政支援に係る意見をいただいています。

ヘルパーやケアマネジャーの人手不足や対応できない事例についてですが、訪問介護では事業所の人員不足や体制状況等により、支援内容や希望する時間帯でのサービス提供が難しく、他の訪問介護事業所へ対応を相談することがございました。また、ケアマネジャーについては、人員不足によりケアプランの作成ができないという事例は聞いておりません。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

2025年度については、訪問介護事業者に対して介護報酬については見直しがありませんでした。ヘルパーや介護職員の処遇改善の報酬の加算の比率が上がり、職員の賃金は上がったとお聞しております。

また、12月に2025年度国の補正予算が成立し、2026年度から国の介護分野の報酬見直しが計画されているが、訪問介護事業者に対しての支援内容は何か、伺います。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

令和8年度介護報酬改定に関しましては、例年3年ごとの改正とは異なり臨時的な改正となります。

その中で、訪問介護事業者に関わる改定としましては、政府の経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の介護処遇改善加算の措置が講じられており、介護職員のみならず介護従事者を対象に幅広く月1万円、3.3%の賃上げを実現する措置が講じられています。

また、生産性向上などに取り組む事業者の介護職員を対象に、月7,000円、2.4%

の上乗せ措置も実施されます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

国も訪問介護の報酬についても若干見直し等もあるようでございますけれども、昨今の物価高騰と今回のイランとの紛争によってますます経費が上がっていくのも、一方では心配になっております。

そういった中で、日置市としての独自の訪問介護事業者への支援メニュー等を、また今後検討しないのか、本市の考えを再度伺いたいと思います。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

介護現場の生産性向上に向け、訪問介護事業所を含む居宅介護サービス事業所を対象としたケアプランデータ連携システムの活用促進を図る支援策について、情報収集や検討を進めているところです。

また、令和8年度においても物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所を対象に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする光熱費等高騰対策支援給付金を支給する予定です。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

訪問介護事業所は全国的にも経営が厳しく、中山間地域、先ほどの答弁もございましたけれども、人口密度の低い地域、鹿児島県などの介護事業所の経営は特に厳しいと言われております。

新潟県村上市では2024年度の報酬改定で基本報酬が下がった訪問介護事業者に対し、引下げ前後の差額分や燃料費の独自支援する訪問介護事業所支援金を実施しております。自治体においては、介護報酬の減額分を一部補助する自治体もございます。訪問介護事業等経営維持サービス提供が継続できるよう、日置市独自の支援金や支援サービス等を今後

検討できないか、本市の考えを再度伺います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

訪問介護事業を含む全ての介護サービス事業に対して、効果的な支援策の検討を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、特別養護老人ホームの経営状況です。私も訪問介護事業者の厳しい経営というのは実態が分かっていたんですけども、特別養護老人ホームもかなり経営が厳しくなっているというのがあります。ネット等も調べても、当然ながら介護報酬の引き上げに対して物価高騰、人件費の上昇が追いついていないというのが最大の原因で、日置市独自で何かできるというのはなかなか難しい点もございますけれども、日置市の実情がこういった形でお聞きしましたので、少し再度伺います。

今回、特別養護老人ホームの運営について、社会福祉法人の経営に関わる方から様々なご意見をいただいております。人件費の上昇、食材費を含めた物件費の価格上昇、介護報酬増額分が価格上昇に追いついていない。経営を圧迫しているとのことです。

また、社会福祉法人が特別養護老人の赤字を、法人全体の基金を切り崩して運営している。将来的な施設の大規模改修を想定し、事業者は基金を積み立てている。しかし、近年の人件費の増加、物価上昇で赤字分を基金を切り崩して運営している事業者も本市にございます。

そういった中で、再度質問いたします。日置市は介護保険事業の保険者として、全国的に訪問介護事業者をはじめ介護事業者の事業停止、倒産が令和7年度は過去最高のことであります。介護サービス事業者の倒産が増え続けている現状について、市長はどのような思い、考えを持たれているのか伺います。

また、物価高と人件費の増加により、介護報酬の増額の伸びに対して運営コストが上がり、日置市内の高齢者介護事業者等は経営的に苦勞されているとの声もございます。市長の認識見解を伺いたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

令和7年度の介護事業者の倒産件数が過去最多を更新したということについては、報道等で拝見をいたしております。本市においても2訪問事業所を含む4事業所が令和7年度中に廃止となっており、物価高騰や人件費の増加により経営的に厳しい状況にあるという声をお聞きをいたしております。

**○17番（坂口洋之君）**

日置市は、現在5つの特別養護老人ホームがございます。運営は社会福祉法人であります。社会福祉法人の運営状況については公開する義務があります。令和6年度の状況を見ますと、5法人中3法人が赤字運営となっております。私は調べた中であったと理解しておりますけれども、そのような決算状況であると理解してよいのか、市の見解を伺います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人の事業活動内訳表によりますと、介護分野のサービス活動増減差額は、議員がお見込みのとおりであると考えています。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

5法人中3法人が、赤字運営というそういった状況になります。

社会福祉法人は毎年の現状報告書で決算状況を公開しています。これらの情報はインターネットで公開されています。ぜひとも日置市内の高齢者介護サービス事業所の収支状況についても、市長もぜひチェックしていただきたいと思っておりますけれども、市長の考えを伺いたいと思っております。

**○市長（永山由高君）**

特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人の決算状況については、収支状況を確認しております。厳しい状況にあると認識をしています。

**○17番（坂口洋之君）**

こういった形で情報公開されておりますので、ぜひ実情なども定期的に把握していただきたいと思います。

赤字が増える理由について、様々な当然要因がございます。例えば、特別養護老人ホームの食材費1日3食、国の基準額が1,445円です。2022年6月以来改定がございません。全国老人福祉協議会によりますと、昨年末での1日の食材費、人件費のコストが平均で1,788円、国の基準額に対して平均で300円以上の食材・人件費のコストがかさみ、その差額を特別養護老人ホームが負担しており、負担額の増額が施設運営に大きな影響があります。また、食事の質もこれ以上落とせない状況になっています。

全国老人福祉協議会の管理栄養士への調査結果によると、食材費の負担が施設運営の大きな負担になっております。そのような実態について、日置市として把握されているのか伺います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

特別養護老人ホームの事業者からは、食材費においても物価高騰の影響で施設側の負担額が上昇しており、国の基準額では賄い切れない実態があることを把握しております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

この問題は本当一自治体で判断できませんけれども、物件費の上昇、食材費の高騰、その差額を社会福祉法人が補填している、このような実態があります。今年8月から国の食材費に対する基準額の100円上乗せが計画

されています。それでも物価上昇に追いつけていない現状があります。この問題は一自治体で解決することができませんが、市長、国に2027年度の介護報酬改定に向けて、施設の実情と物価高騰対策について改善見直しに向け、市長も全国市長会等を通してしっかりと国に意見、要望活動に取り組んでいただきたい。そのことについて市長の見解を伺いたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

令和8年度の介護報酬改定において、食材費の基準額の引上げは決定をいたしておりますが、基準改定後の現状把握や国への要望など、鹿児島県やほかの市町村の動向も注視しながら検討してまいりたいと思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、資格取得に向けた支援制度について再度お伺いいたします。

資格取得への支援については、福祉科が設置されております鹿児島城西高校と連携協力できないのか、本市の考えを伺いたいと思います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

本市に福祉科系の学科が設置されている高校があることは、若年層の介護職離れを防ぎ、地域で働く将来の介護福祉士を育成する上でも貴重であると考えております。資格取得への支援も含め、介護人材確保の観点から連携協力の可能性について、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

昨年の3月議会でも、この福祉関係のケアマネージャー、初任者研修等の財政的な支援について質問いたしました。資格取得への支援については、鹿児島県内ではいちき串木野市、鹿屋市、薩摩川内市、出水市、またさつま町、湧水町でも自治体独自の支援があります。い

ちき串木野市介護人材確保事業支援金について紹介をいたします。

いちき串木野市の市民で高齢者福祉施設で働いている方が対象で、令和7年度でケアマネジャー資格3人、介護初任者資格研修取得が6名でした。今年度は初任者研修をいちき串木野市で実施しました。鹿児島市社団法人フォルザに委託、10名の募集に対して6名が応募し、初任者研修を受講されました。働きながら受講できるように、南九州の取組が、いちき串木野市は参考になったとのことでございます。

日置市も同様に取り組めないのか、本市の考えを再度伺いたいと思います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

資格取得の支援も含め介護人材確保について情報収集し、効果的な支援策を検討してまいります。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（富迫克彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、日置市第10期介護保険事業計画について、再度伺いたいと思います。

第10期計画の作成については、第9期介護保険事業計画のこれまでの検証が必要であると考えます。

第9期計画作成に当たって、市長は地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進を目指しますとうたわれております。この点について、取組をどう評価されているのか。第10期計画作

成に向け介護人材確保、介護現場の生産性向上は必要であります。引き続きどのように市として充実させていく考えなのか、現時点でのお考えを伺いたいと思います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

介護人材確保等の事業推進については、第9期事業計画に基づき実施しています。中でも、介護人材確保ポイント事業においては、事業に参加する人材の裾野拡大に努めており、令和6年度、令和7年度の参加者数は事業計画の目標値を上回る結果となっています。

第10期事業計画において、介護人材不足は重要課題と認識しています。国の基本指針や県の施策及び本市の第3次総合計画を踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材確保策を充実させていきたいと考えております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

今後、第10期計画に向けて少子高齢化、人口減少、それに伴う労働力の減少、また近年の物価高騰、身寄りのない高齢者、頼れる親族がいない高齢者の増加等も私は危惧いたします。

今後想定される課題をどう盛り込んでいくのか。また一方では、外国人の人材に頼らなければならない時代に入ります。第9期介護保険事業計画において外国人人材の確保も盛り込まれて、外国人介護人材の確保や受入れ、働きやすい環境の整備の支援がうたわれております。

今後、第10期計画作成に向けた外国人人材確保に向けた具体的な取組を明記すべきと考えておりますが、本市の今後のお考えを伺いたいと思います。

**○介護保険課長（奥田美穂さん）**

お答えいたします。

第10期介護保険事業計画の策定においては、地域の実情に応じたサービス提供体制を

確保するために、国が定める基本指針に沿って外国人の介護人材確保と定着に向けた具体的な取組についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

第10期計画に向けまして、当然ながら介護保険料の見直し等も当然計画されてきていると思っておりますけれども、現在日置市の介護保険料の基準額が6,100円でございます。第10期計画作成に向けた今後の介護給付費の見通しを伺います。

また、第9期介護保険料の基準額6,100円からの第10期介護保険事業計画に向けた介護保険料の設定について、現時点でのお考えを伺いたいと思っております。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

現在の基準額月額6,100円は、第7期から据え置かれた額であり、鹿児島県の平均額6,286円よりも低い水準にあります。

令和6年度の給付実績は、第9期事業計画の計画値より低く、令和7年度においても同様に低く推移すると見込んでおりますが、第10期の保険料設定につきましては、高齢者等実態調査の結果を分析し、必要なサービス量の見込みや具体的な給付実績に基づき、令和8年度に詳細な推計値を算出してまいりたいと考えています。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後、第10期に向けてなんですけれども、介護給付費はこれからもどんどん伸びていく方向なのか。大体伸びとしてはそう大きくはないのか、それについて再度伺いたいと思っております。

#### ○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

令和7年度におきましては、これまで同様

に低く推移する見込みと考えられておりますけれども、今後、団塊の世代の方たちが後期高齢者に皆さん突入されまして、80歳を超えてこられますと、今よりもサービス見込みが増えてくるといふふうに考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回の質問の最後に、高齢化社会はこれからどんどん進んでいきます。一方では労働力不足という課題が心配されます。また、人件費の上昇、運営コストの増加、日置市内の高齢者福祉施設等の経営が年々厳しくなっています。

一般の民間事業者が赤字であれば簡単に撤退できますが、高齢者福祉サービスを担う事業者がサービスを見直せば、そのしわ寄せは市民に大きな影響が出ます。介護保険あって介護サービスなし、今、高齢者介護サービス事業者は岐路に立っていると私は感じております。持続可能で安心して老後が暮らせる日置市実現に向けて、市長の考えを伺い、この質問を終わります。

#### ○市長（永山由高君）

地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と介護現場の生産性向上、非常に大切であると認識をしています。

これらの推進のために、関係機関と連携を図りながら、本市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいて施策を実施してまいりたいと考えています。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

次に、日置市内高等学校の活性化と支援策について再度伺いたいと思っております。

いちき串木野市や南九州市、伊佐市、垂水市、さつま町など、県立高校の存続に向けて財政的に支援をする自治体もあります。

南日本新聞の報道によりますと、さつま町

では唯一の県立高校である薩摩中央高校に年間4,000万円支援しております。本市は私立2校がありますが、県立高校の将来に向けて日置市が果たす役割は何なのか。また、どこまで支援するのか。関わる必要があるのか、現時点での市長の思い、考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

県立高校については、まず設置主体である県が当事者として強い危機感を持ち、将来に向けて高校魅力化などの生徒募集に資する取組を推進すべきであると考えています。

市としては、高校の存続が地域のにぎわいに大きな影響を与えること、中学生にとって地元を含めて多様な選択肢が残ること、若年層の市内就職に当たって市内の高校の存在は大きいことなどの理由から、地元の県立高校は重要な存在であると認識をしています。

加えて、市外から通学する生徒や卒業生は大切な関係人口であるとの認識に立ち、プロジェクト型のふるさと納税や国・県の事業などを活用しながら、可能な範囲で支援していくべきと捉えています。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長の発言したとおり、私は伊集院の猪鹿倉朝日ヶ丘団地に住んでおまして、近くに育英館高校がございます。市外、県外からも高校生が寮に生活をしまして、日常的に日置市で生活をしているという、そういった実態がございます。

また城西高校も、伊集院高校も、吹上高校も含めて、広域から生徒が通っておりますので、地域経済にも大きな影響がございます。

そういった中で、昨年7月9日に、鹿児島県高校教育課が令和8年度公立高等学校生徒募集定員策定等に関わる地区説明会が開催されました。毎年開催されております。本市からも市長、議長、教育長はちょっと行かれたか確認しておりませんが、参加された

とお聞きしております。いちき串木野市長も参加されております。

まず、説明会の主な内容は何なのか。また、市長も高校教育課に対して、公立高校の在り方について意見、提言されたとお聞きしております。差し支えなければ、市長はどのような意見また要望等を述べられたのか伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

県からは、長期的な県内の児童生徒数の推移が説明されるとともに、高校の魅力発信についての取組事例の紹介がありました。

私からは、通学手段に対する支援のお願いと、定数を削減される際には、現時点での倍率のみによらない、地域全体のバランスが取れた方針での検討についてお願いをしました。

#### ○17番（坂口洋之君）

鹿児島県の県立高校の再編はこれからでございます。県立高校がなくなれば、若い世代が高校通学を考え利便性の高い地域へ移り住む。一方で、小規模校では施設整備、教員の適正な配置、生徒が望む授業、部活環境に格差が生じるという問題がございます。

将来的に、再編により日置市の2校はどうなるのか分からない状況でございますが、いずれにしても、学校再編につきましては地域との協議が前提であり、再編の有無にかかわらず、市としての再編の動向を把握し、2つの県立高校の状況を注視してほしいと私は考えております。市長の見解を伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

県立高校の再編は、日置市のみでなく鹿児島県全体の問題です。本年3月にまとめられる県立高校の将来ビジョン検討委員会答申においては、今後の望ましい県立高校教育の在り方について提言がなされる予定です。

さらに、国の高等教育改革に関する基本方

針、グランドデザインの中でも、令和9年度をめどに交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築が示されております。今後も引き続き国や県の動向を注視してまいります。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどの1回目の御答弁で、日置市内の昨年中学3年生の卒業した生徒の高校の進学状況がございました。なかなか日置市内の中学3年生がどこの高校に、何人ぐらい行っているのかというのはなかなか分からず、私も今回質問をしまして初めてこういった回答をいただきました。伊集院高校が90人、吹上高校が33人、市外の鹿児島工業が23人ということで、日置市内の中学3年生は鹿児島工業に割と、距離的にはちょっと遠いと思うのですがけれども、通っている生徒が多いのかなという傾向がございました。

一方で、私立高校が、鹿児島実業が26人、鹿児島城西が23人ということで、全般的に公立高校に行く生徒もいますけれども、私立高校に通っている高校生が多いんだなというのをよく感じたところであります。

そこで、再度質問したいと思います。

まず教育長にお聞きいたします。急速な少子化が進む中での県立高校の再編が進み、本県でも避けられない状況になっております。本市中学校の卒業生も先ほどの高校の進学状況をご答弁いただきました。高等教育の進学には様々な選択肢があるのかなということをつくづく感じたところでございます。少子化の加速、生徒の多様性が叫ばれる中での高等教育、高校が果たす役割について、教育長自身のお考えを伺いたいと思います。

#### ○教育長（奥善一君）

高等教育が果たす役割という視点で、お答えをさせていただきます。

高度な知識・技能を持つ人材の育成、それから、とりわけ大学になろうかと思っておりますけれども、社会の新たな価値を生む研究の拠点、

企業・産業との連携による地域社会との活性化など、少子化が進む社会において極めて重要な役割を担っていると思います。

そのためには、将来的な学びや主体的な学習への転換など、学びの質を高めることが重要であります。また、障害のある生徒さんや外国ルーツの生徒の受入れなどの多様な学びを保障しながら、地域産業と連携した教育や地域課題解決型の学び、探求型の学びですけれども、これらが今後一層求められていくと思います。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

次に、日置市内4公立・私立高校の活性化について、再度伺いたいと思っております。

現在、日置市議会では市内4つの高校の生徒会を中心に議員と語る会を開催し、生徒の皆さんとまちづくりを含め議論し交流しております。日置市は現在4高校がございしますが、まず4つの高校とどのような関わりを持たれているのか。また、各高校の関係者等と意見、要望を聞くような取組があるのか、本市の状況を伺いたいと思います。

#### ○教育長（奥善一君）

小中学校と、それから4つの高校の関係の方々、いろんな場で協議をしたりする場というのはあるわけですが、例えばPTAの連絡協議会の場では高校も含めて一緒に関わることもあるわけでございます。

それから、高等学校の入学説明会において、保護者も交えて高等学校の先生方に来ていただいて、学校で説明する場というのも設けられております。

それから、昨年度までは、私どもも4つの高校の校長先生と、それから市長も一緒に交えて、様々な課題について協議する場を持っておりました。

今後も、市内にある4つの高校と、それから小中学校も含めた関係者が共に意見交換を

したり協議していく場を持つことは、とても重要だというふうに思っております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

市内4つの高校ともいろんな形で意見交換できればと思います。

先ほどのご答弁の中で、部活動の地域展開を推進するに当たり、高等学校と連携した指導や交流も魅力発信の一つと考えられますというご答弁をいただきましたけれども、そのことについての教育委員会としての考えを伺いたいと思います。

**○学校教育課長（段原修司君）**

お答えします。

地域の指導者の指導の下、中学校、高等学校の垣根を越え、同好の競技の練習を通じて交流を深めることが考えられます。

**○17番（坂口洋之君）**

今後とも引き続き4つの高校と連携したいんですけども、私の子どもは今、伊集院高校に行っております。私が調べた中で、公立、私立もスポーツ大会等での対戦することはあっても、生徒同士が交流することはあまりないとのことでした。市内4校の生徒同士が交流するようなスポーツ大会、文化交流会、同じ日置市内の高校が通う生徒であります。どこが中心になってこの取組をするかというのは、私も判断できないのですが、一番理想は、運営は生徒会を中心にして4つの高校が交流できればと思っておりますけれども、こういった場合、日置市としても積極的に協力していただけないでしょうか。現時点の考えを伺いたいと思います。

**○教育長（奥善一君）**

先ほどの1回目の答弁でもお答えをいたしましたけれども、子どもたちを軸に考えながら、特に中学校、高校が共にいろんな意味で交流できるような場を設けていくことが、とても重要だと思っております。

そのような場を設けるために、高校の先生方とも一緒になってまた検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

今回初めて市が中心というよりも、各高校の生徒会とか教職員の方たちが、横の連携という形でできればと思っておりますので、今回、私がこういう形で提案しました。

またあわせて、4つの高校もいろんな形で宣伝していただければと思っております。日置市のホームページに、市内4校のホームページ等がリンクできないのか、本市の考えを伺いたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

高校からの了承が得られれば可能かというふうに考えております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

ぜひ日置市のホームページの一部で構いませんので、各高校とのホームページ上でリンクできればと思って、ちょっと提案したところでございました。

次に、吹上高校の活性化についてということでございます。

今年度の募集状況を見ますと、伊集院高校はかなり希望者が少なくなってきたのかなと思います。一方で、吹上はそこまで受験される方が大きく減っていないのかなと思っております。

2026年度の状況の中で、吹上高校の活性化については、県内外から幅広く生徒を呼び込む地域みらい留学に取り組む県内でも多いです。鹿児島県の動向が分かればお答えいただければと思います。

また、場所的に学生寮が設置されることが望ましいが、そのニーズもまだ現時点では不透明でございますけれども、吹上という地域

性、市内外から呼び込むための施策、考え、学校や地域からどのような意見、要望が出されているのか、現時点の状況を伺いたいと思います。

**○吹上支所長（田代誠治君）**

それでは、回答いたします。

鹿児島県内における地域みらい留学の実施自治体は、今年度7市町が取り組んでおります。それぞれの受入れ体制といたしましては、既存の寮や施設の有効利用をはじめ、生活の見守り体制の確保策など、地域の実情に応じた対応策が講じられているようでございます。

現在、吹上高校から、市が地域みらい留学の実施に向けた検討の意向に対しご理解をいただいているところでございます。今後、具体的な特色ある取組や生活面のサポートを含めた受入れ体制について詳細が整い次第、地域を含めて意見や要望等を伺ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

坂口洋之議員、残り時間2分です。

**○17番（坂口洋之君）**

ぜひ吹上という地域性、通いたくなる。理想で言うとどういった科が必要なのかというのが、やっぱり一番人を呼ぶ込むための魅力づくりなのかと思っております。そういうのも含めて、県と連携をしながら、通いたくなるような、学びたくなるような地域活性化に向けても取り組んでいただければと思っています。

質問の中で、今回自習室の件です。もう多くの議員から質問がございましたので、私はもうそのことについてはどうこうとは申しませんが、やっぱり高校生がこういった形で学びたいという、そういった自習室で学びたいというのは、かなりニーズが高いですので、そのことについても認識していただければと思っています。

最後に、伊集院駅から19時以降のスクールタクシーです。どうしても吹上・日吉方面から高校に通うには、なかなかJRの接続がうまくいっていないのがありますし、18時55分のバスに乗るには、鹿児島中央駅を18時25分の電車に乗るのがもう最終です。最終が18時25分という状況ですので、特に日吉・吹上の高校に通わせたい世帯については、非常に負担が大きいので、今後は公共交通会議等を含めて、先ほどの答弁には、保護者から夜間の運行について相談があるということも、市として把握されているということでございますので、しっかりとしてニーズを把握していただきまして、検討していただきたいなと思っております。そのことを最後質問いたしまして、私の質問を終わります。

**○地域づくり課長（神之門英樹君）**

お答えいたします。

1回目の質問で回答いたしましたが、ひお吉号の運行そのものについては、来年度の市地域公共交通会議において検討することになっております。

ひお吉号の活用にあたっては使用時間が重複しないことから可能であるとは考えますが、運転士不足等の現状を総合的に判断しながら検討を進めていく必要があると考えております。

以上です。

△散 会

**○議長（富迫克彦君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

明日10日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時36分散会

第 4 号 ( 3 月 1 0 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（9番、11番、8番）
-------	-----------------

本会議（3月10日）（火曜）

出席議員 19名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	15番	黒田澄子さん
16番	下御領昭博君	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	池満渉君
20番	富迫克彦君		

欠席議員 1名

14番 留盛浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
健康保険課長	宇都敏君	福祉課長	宮前美紀さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君

学校教育課長 段原修司君  
監査委員事務局長 濱崎慎一郎君  
会計管理者兼会計課長 今村幸代さん  
消防本部総務課長 藏菌健一郎君

社会教育課長 入佐好彦君  
農業委員会事務局長 有島春己君  
消防本部次長兼警防課長 久保園幸一君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ご報告申し上げます。留盛浩一郎議員が病  
気療養のため本会議を欠席する旨の連絡があ  
りましたので報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

9番、是枝みゆき議員の質問を許可します。

〔9番是枝みゆきさん登壇〕

○9番（是枝みゆきさん）

皆さん、おはようございます。今回は、さ  
きに行われました衆議院議員選挙につきまし  
て質問をさせていただきます。

さて、先日、3月8日は国連が制定した女  
性の権利向上とジェンダー平等を目指す国際  
女性デイ、別名シンボルとなる花の名前から  
「ミモザの日」でした。鹿児島県のジェン  
ダーギャップ指数は、経済11位、政治  
29位、教育39位、行政は42位、4つの  
分野、いずれも指数が改善したものの、依然  
として男女の格差が根強くあるという結果が  
出ておりました。

私は、このような意思決定の場に立たせて  
いただく一人の女性として、緊張感と責任を  
感じるとともに、これから先に多くの女性が  
議員となられて、この場に立ってくださるこ  
とを強く願っております。

さて、今回、解散から投開票日まで16日  
間という戦後最短となった衆議院選挙でした。  
初の女性総理大臣の人気を示すかのように、高  
市総理大臣の動画再生回数が1億6,000超  
えという異例の数字を叩き出し、衆議院選全  
体では、切り抜き動画や解説動画などサード  
パーティーを含む再生回数は28億超えとい

う驚くべき数字が出てきております。規定で  
定められたチラシやポスターよりも、イン  
ターネットやSNSの視聴数の影響力は大き  
く、有権者が情報を得るに極めて重要な役割  
を果たしていることが伺われる選挙戦とな  
りました。

特に、若い方々の関心を引き出すツールの  
一つであることは十分認識をしつつ、改めま  
して、どの世代にも公平に投票の機会や環境  
を整備し、投票する権利を守るために、本市  
が取り組んでいること、そして取り組んでい  
ただきたいことを質問、提案させていただきます。

それでは、通告書に従い、質問させていた  
だきます。

大きな一番です。令和8年2月に行われた  
衆議院議員選挙の現状と課題について、その  
1です。

県内で最も投票率が高かったのは鹿児島  
3区の58.93%でしたが、本市の衆議院  
選挙の選挙区比例区の投票率と期日前の投票  
率を伺います。

その2、今回は衆議院の解散により急な選  
挙となり、投票所整理券も公示日までに配布  
できませんでした。また、投票日の雪により  
出足が心配されましたが、どのような影響、  
課題があったと考えているのかを伺います。

大きな2番です。若者、高齢者、障がい者、  
入院中の方など誰もが投票できる取組につい  
て伺います。

その1、選挙権を18歳以上とすることは、  
2016年の参議院選挙から始まり、18歳  
の投票率は全体より低い傾向にあります。総  
務省公表後の新聞発表の抽出調査集計による  
と、18歳が男性50.10%、女性  
52.83%で、計51.45%、19歳男性  
は34.26%、女性は35.07%で計  
34.64%でありました。本市の18歳、  
19歳、20歳から24歳の投票率、そして

傾向はどうか伺います。

その2です。本市の80歳代、90歳代の投票率傾向はどうか伺います。

その3、市内と市外の不在者投票施設で投票された方の人数を伺います。

その4、中央公民館投票所は、駐車場から投票所までの距離が長いとの声や、高齢の親を連れていくのが大変で、今回は投票を諦めたという声も届いております。公民館前の広場を駐車場として整備できないか伺います。

その5です。段差がなく駐車場から近い伊集院地区公民館を期日前投票所として土曜日にも開設できないか伺います。

終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは回答をさせていただきます。質問事項の1つ目につきましては、選挙管理委員会事務局長より回答いたします。質問事項2つ目、誰もが投票できる取組についてのその1からその3及びその5については、選挙管理委員会事務局長より回答いたします。

その4につきまして、中央公民館前の広場を駐車場として整備できないかのご質問につき、回答いたします。

現在の広場には乗り入れ口がないことに加え、車両の重量に耐え得る構造となっていないため、駐車場整備は難しいと考えています。

以上です。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、質問事項1、衆議院選挙の現状と課題についての（1）投票率と期日前投票率についてご回答いたします。

令和8年2月8日に執行されました衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の本市の投票率は、ともに57.22%となっています。期日前投票の

投票率は、小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙ともに40.89%となっています。

続きまして、（2）の影響、課題についてご回答いたします。衆議院の解散から公示日までが短く、公示日までに投票所整理券が送付できなかったことにより、1月28日の期日前投票開始日から5日間は、期日前投票に来られる有権者は少ない状況でしたが、投票日が近づくにつれ、期日前投票に来られる方が多くなり、期日前投票者総数は1万5,631人となっています。

また、投票日当日は積雪が予想されたことにより、投票日前日の2月7日に期日前投票に来られた方は、期日前投票者数の27.67%を占める4,325人が投票されています。投票日当日は、積雪の影響により投票率の低下が懸念されましたが、結果として前回の衆議院議員総選挙より投票率が1.52ポイント上昇しています。

次に、質問事項2、誰もが投票できる取組についての（1）18歳、19歳、20歳から24歳の投票率傾向についてご回答いたします。18歳の投票率は46.18%、19歳の投票率は36.47%、20歳から24歳までの投票率は34.21%となっています。18歳から24歳まで、年齢が上がるにつれ投票率は低くなる傾向にあります。

次に、（2）80歳代、90歳代の投票率傾向についてご回答いたします。80歳代の有権者数は4,125人で投票率は54.91%となっています。90歳代の有権者数は1,535人で投票率は24.23%となっています。傾向としましては、年齢が上がるにつれ投票率が低くなる傾向にあると考えます。

次に、（3）不在者投票施設での投票者数についてご回答いたします。不在者投票を施設等でされた方の総数は220人で、うち市内施設でされた方は179人、市外施設でさ

れた方は41人となっています。

続きまして、(5)伊集院地区公民館を期日前投票所として開設できないかご回答いたします。

本市の期日前投票所及び当日投票所は、共通投票所となっており、市内どの投票所でも投票ができます。また、巡回期日前投票所の設置や乗合送迎サービス「ひお吉号」の無料乗車券を配布するなど投票機会の確保に取り組んでいるところです。

今後、共通投票所について有権者への周知に力を入れるとともに、巡回期日前投票所を含め、期日前投票所の在り方など投票機会の確保について選挙管理委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○9番（是枝みゆきさん）

それでは、大きな1番もまとめて2回目を質問させていただきます。

3区の平均投票率58.93%には及びませんでした。本市では令和6年の衆議院選挙55.7%から令和8年衆議院選挙57.22%と、若干の伸びが見えております。選挙管理委員会では、定例会の中でどのようなご意見が出されて評価されているのかをお伺いいたします。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

委員の皆様からは、投票率が上がったことにつきまして、期日前投票制度の浸透、共通投票所巡回期日前投票での投票機会の確保などの取組について、一定の成果が見られたとの感想をいただいております。

以上です。

#### ○9番（是枝みゆきさん）

では、その期日前投票について質問をいたします。

今回の期日前投票は、鹿児島県選管のデー

タでは、県全体で36.44%という中で、日置市の1万5,631人、40.89%は高いほうの投票率となっております。期日前投票は、午前8時から午後8時までと、投票管理者や投票立会人の方々には長時間にわたって従事していただいております。

調べてみましたら、1月28日から2月7日まで同じ投票所で、毎日、期日前投票所を開設している市町村は、43市町村中14市町村でした。感謝を申し上げたいと思います。市内どの投票所でも投票することができることは、投票機会の確保という観点からも大いに評価したいと思います。

1万5,631人の投票者の中で、仕事を終えてから来られたと予想する夕方18時から20時までの投票者数はどうかお尋ねいたします。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

18時から20時までに期日前投票された方は1,459人となっております。

以上です。

#### ○9番（是枝みゆきさん）

期日前投票者1万5,631人中1,459人、およそ10%近い方々が、仕事を終えてからでしょうかね、暗くなった時間に投票されているということが分かりました。

続いて、巡回期日前投票所についてお伺いいたします。近辺にお住まいの方、特に高齢者の皆様にとっては、大変便利で、私の住んでいる地域の方々の利用も多くて、駐車場もあって大変喜ばれている声を聞いております。

ここで、回覧板で全戸に配布されたお知らせプリントとホームページのことで伺います。お知らせプリントの巡回期日前投票には、地域の欄に4町の記載があります。ところがホームページを見ると、投票対象自治会の記載があります。広報紙とホームページに記載

の違いがあり、かつ対象地域を記載されていると、ほかの地域の方は投票できないのではないかと思われかねません。ホームページと配布されたプリントの内容を少々改善していただき、巡回期日前の在り方について、改めて市の考え方をお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

巡回期日前投票につきましては、投票所の見直しを行った投票所を巡回しております。当初からどの投票所でも投票できるシステムではございましたけれども、その所属される投票区の方々にスムーズに投票を行っていただきたいという意図から自治会名を記載しておりましたけれども、いろいろ回数を重ねまして、巡回期日前投票におきましても支障なく運用がなされておりますので、どの投票所でも投票できることを周知してまいりたいと思います。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

「対象地域に関係なく、どこでも投票できます」という文言ですね、文字が、つけ加えていただくと、例えば転入された方々だとか初めて投票される方々にとっても大変分かりやすいと考えます。

続いて、大きな2番、若者の選挙についてお伺いいたします。

前回の令和6年10月衆議院選挙では、日置市は18歳が20.90%、これ実は県で最下位でございます。19歳、19.24%、これは下から8番目で離島など人口が少ないと思われる地域が多く含まれている中に日置市があるという結果です。

それから、令和7年ですね、衆議院選挙、ちょっと持ち直します。18歳が38.4%、19歳が35.48%、合計36.98%でした。今回が、18歳が46.18%、19歳

が36.47%、いずれも半分には満たない状況ではありますが、大学受験や就職を控えた18歳の伸び率が見えます。その推移の評価はどのように受け止めておられますか。

また、18歳の有権者数と投票者数をお聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

投票率の上昇につきまして、一概には言えないところではございますけれども、18歳に到達し、新たに有権者となられた方々へ、投票する1票の大切さや政治への参加などを記しましたバースデーはがきを送付しており、はがきが届いたことにより、少なからず投票に興味を持っていただけたものと考えております。

また、18歳の有権者数及び投票者数ですけれども、有権者数が537人、投票者数は248人となっております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

選挙権年齢が18歳に引き下げられて10年となりました。全国各地でバースデーはがきを送る取組がなされております。日置市でも取り組まれ続けているということでした。

今回は2月の選挙ということで、多くの18歳が、まだ地元に住んでいるというメリットも重なったというお声も聞こえてきますが、SNSだとか主権者教育、様々な要素が噛み合ったものかと考えます。

いずれにせよ、令和6年衆議院選では、18歳が20.90%からの40.18%、248人がしっかりと自分の意思を政治に伝える1票を投じてくれたことは喜ばしいことだと思います。

これまでも同僚議員から若者世代の投票率低下の指摘がありました。若者、若年層の投

票率は課題であるとの当局の認識でもございました。選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会の中で、どのようなご意見が出されているのかをお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会では、特にご意見はいただいておりますが、小中高校生に対します主権者教育は、非常に重要であると認識しておりますので、今後も機会を捉えまして、教育委員会と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

学校教育においては、学習指導要領に基づいて主権者教育が行われております。教育委員会主催の子ども議会、我々市議会でも市内4つの高等学校で議員と語る会を行っております。また、協力隊の方々が取り組んでくださった日置市100人会議にも高校生の参加があり、皆さんの前で自分の決意、考えを発表する機会を持つことなども、社会の接点を持つ素晴らしい取組だと考えております。

本市では、選挙管理委員会による出前講座がございます。選挙管理委員会が担当する出前講座の優しい選挙の話の近年の実績はどうか、お伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

令和5年度の出前講座は小学校3校、令和6年度は小学校2校、令和7年度は現時点で小学校1校と、出前講座になっております。このほか選挙に触れる機会といたしまして、生徒会などの選挙のときに投票箱等の貸出しを行っているところでございます。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

19歳、20歳と年齢を重ねるに従い、大学進学、就職など環境が変わってまいります。さきの答弁で、18歳から24歳まで年齢が上がるにつれ、投票率は低くなる傾向にあるとのことでした。20歳、二十歳を迎えた方々に、どのような取組をなされているのかをお聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

二十歳を祝う式のときに選挙に関するパンフレットや選挙啓発用のウェットティッシュなどを配布いたしまして選挙啓発を行っているところです。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、巡回期日前投票所に県立農業大学校があります。何人が投票されたのかお聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回の選挙で県立農業大学校で投票された方は48人となっております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

本市には、4つの高等学校がありますが、同様に学校内の巡回期日前投票の設置、あるいは駅前の観光案内所や商用施設を使った巡回期日前投票の設置は検討できないのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたけれども、巡回期日前投票を含め、期日前投票所の在り方について、選挙管理委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

ぜひ考えていただきたいんですが、考えて実行していただきたいところですが、県内でも、まだまだ商用施設の取組は数か所です。買物客でにぎわう場所や駅周辺の人々が行き交う場所は投票所としてメリットの多い場所となると考えます。

また、昨日、同僚議員から観光案内所を学習スペースにとの提案がありました。指定管理者とお話合いの上、場所のご協力をいただければ、若い方々の投票場所として大変有効な場所になるのではと考えております。

調べましたところ、今回の衆議院選挙で県内の大学・高校での投票所設置は4つの学校でした。その中の1つが我が町の農業大学でした。設置について、県選管に問合せましたら、それぞれの自治体で学校側と調整をしていただくということでした。高校生は、様々な地域から日置市に通学している現状もありますが、市外の生徒にとっても気づきの場所となります。生きた主権者教育にもなるかと思えます。

市内4校の学校側に設置の相談はされていらっしゃるのでしょうか。もしされていなければ、学校へのお声かけをされたらいかがでしょうか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

各高校に対しまして、期日前投票所の設置等の相談は行っておりませんが、選挙管理委員会のほうで、また検討いたしまして、もし可能であればお声かけをさせていただければと思います。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

可能であればというのが、ちょっとよく分からないのですが。

それでは、もう次の質問に参ります。今回

18歳から24歳で不在者投票を利用された方は、どのぐらいいらっしゃいますか、お聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回18歳から24歳の方で不在者投票をされた方は5名となっております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

5人ということで、決して多い数字ではありませんけれども、選挙制度の手続等も分かりの上に1票を投じられた、政治への意識の高い5人の方々だと思われま

さて、2015年に選挙権が18歳以上に引き下げられて10年が経過いたします。ネット社会ですから、若者向けのホームページを作成して不安なく選挙に行ける、あるいは、不在者投票を行うなどの制度などを詳しく案内してはいかがでしょうか。

もっと開きたくなるような自治体ホームページがないかと検索しておりましたら、秦野市のホームページにたどり着きました。

「新有権者の皆さんへ」との見出しで、18歳を迎えた方々へのお知らせはがきや投票所入場券の説明、引越先の住民票の届出、投票日1日だけでなく投票するチャンスはいろいろあることや、投票の流れ、候補者のこと、インターネットによる選挙運動のこと、イラストや実物のはがきなど、ぱっと見て分かるホームページだと感じました。ぜひ若者向けの特別なコーナーを作成してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

私も秦野市のホームページのほうを閲覧させていただきました。とても分かりやすい内容となっております、今後、ほかの自治体も参考

にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

了解しました。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、高齢者等についての質問をいたします。選挙の投票率は、おおむね年齢層が上がるほど高くなる一方で、80代になると低くなる傾向があります。意識調査で行かなかった人の理由を聞くと、7割が健康状態を挙げています。高齢、障がい、病気等の状況があっても誰でも投票する権利はあります。環境を整え、投票する権利を守らなければなりません。

さて、高齢者や障がい者など投票の際に困難を抱えた方々への選挙支援カードがありますが、実際に支援を受けた方の現状は、どうでしょうか。

また、高齢者や障がいのある方々から、これまでに投票所に行くことができない、何らかの対応ができなかったのかなどの声とか相談は寄せられていないのかを伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

今回の衆議院議員選挙におきまして、選挙支援カードを用いて支援を受けられた方はおりません。

高齢者や障がいのある方からの相談につきましては、投票所へ行く手段についてのお問合せがありまして、乗合送迎サービス「ひお吉号」を案内をいたしております。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

投票所の係員に代理投票をお願いできるとは思いますが、そのようなお願いはなかったのか伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純**

**一君）**

お答えいたします。

代理投票を申し出られる方はいらっしゃいます。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

選挙支援カードの存在ですね、もっと周知すれば代理投票等をお願いする方も増えて、行かないという選択肢も減ってくるのではと思います。

投票所整理券にQRコードをつけて選挙支援カードの案内ができないか伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

投票所整理券につきましては、自治体情報システムの標準化が、令和8年9月に本稼働予定となっております。現在使用している投票所整理券のレイアウトも大幅に変わることとなります。自治体独自で掲載できる範囲も限られますので、現在の整理券に掲載している投票所の案内や選挙広報を閲覧できるQRコード、乗合送迎サービス無料券の掲載など、どこまでの掲載ができるかを、現在検討しているところでございます。

ただし、選挙が執行される前に、広報紙等におきまして、選挙の啓発も図ってまいりますので、その機会を捉えまして、選挙支援カードの周知も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

本庁舎前玄関に、体の不自由な方のためにインターホンが設置されておりますが、投票時に中央公民館まで職員のサポートは受けられるのかをお伺いいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

本庁舎玄関のインターホンは、市民生活課窓口へつながっております。開庁時間であれば対応は可能と考えます。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

今回の選挙で、私の95歳と91歳の母、そして93歳、91歳のおばたちも、それぞれ居住地での病院への入院、施設入居により投票所に行くことができませんでした。本市の不在者投票施設は、病院、老人ホーム、身体障がい者施設、それぞれ何施設あるか伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

不在者投票のできる病院が10施設、老人ホームが10施設、身体障がい者施設3施設となっております。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

社会福祉施設は状況によっては厳しい場所もあるかと思えます。職員の人手不足等多忙の中、指定されている施設、病院等には感謝を申し上げたいと思えます。

不在者投票施設として指定を受けるためには、まず、その施設の長から県選挙管理委員会に申請をしていただくこととなりますが、市選挙管理委員会から各施設にお願いのようなことはされているのかお聞きいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

市の選挙管理委員会から依頼は行っておりませんが、病院施設等から相談があった場合は、県の選挙管理委員会へ連絡するような対応をいたしております。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

総務省によると、郵便等による不在者投票の対象者は、身体障がい者手帳の障がいの種

類にもよりますが、1級から3級、あるいは旧日本軍の軍人の方々など、戦地での負傷や病気で一定以上の障がいを残している方々の戦傷病者手帳をお持ちの方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5となっております。要介護5の方が投票できる状態なのかという疑問とともに、高齢化社会の中、対象者が非常に狭いと考えます。実際には介護3であっても投票所までは行きたくても行けないちゅうちょする状況にある方も多感じます。社会状況を鑑み、その辺の緩和を、ぜひ選挙管理委員会からも、皆さんが投票する権利を守るために国へ声を届けていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

九州地区選挙管理委員会連合会や県の選挙管理委員会連合会を通じまして、要望として提案をすることは可能ではと考えております。以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

ぜひ提案していただきたいと思います。

続きまして、（4）になります。中央公民館の南側パーミット駐車場からバリアフリー化は設計されていますが、移動の通路が長くて大変回り道となっております。屋根もなく、雨天時は雨に濡れる移動となっております。本庁東側のパーミットは、中央公民館に近いですが、階段を上ります。そこで本庁の広場側入口を有効活用できないかと私は常日頃思っております。広場を駐車場にという提案は公費負担面からかなり無謀な提案だと私自身も思っておりますので、ぜひ全面とは言わず、一部分をソーラーカーポートとして活用することはできないでしょうか。

おっしゃるとおり広場は、様々なイベントや子どもたちの遊び場として使える大変有効

なスペースですので、閉場時はパーミットを優先する思いやりのある駐車場として、広場の一部を運営し、市のイベントなど必要な場合は、イベント会場として、駐車場は屋根のある、例えばイートスペースなどかイベントスペースで運用をする、また、災害があった場合、防災スペースとして、災害時の緊急車両スペースとして活用するなど、駐車場としてだけの活用でなく、多様性のある運用ができるのではないのかなと考えております。

日置市の65歳以上の人口は、2月現在で1万6,947人、高齢化率は37.26%、4割近い方々が、これから先、年を重ねていけます。高齢者や障がいを持たれた方、歩くのが困難な方、妊婦の方々も、選挙を含めた社会的活動や文化的活動に安心して参加できる中央公民館とするために、ぜひご一考願いたいと思います。

現状では、使いやすいとは言い難いパーミット駐車場を、何らかの対策を打つべきと考えておりますが、いかがでしょうか伺います。

#### ○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

ご提案いただいた多様な運用というのは、限られた公共スペースを有効活用するという観点から一定のメリットがあるものと認識しております。

一方で、当該広場は、中央公民館や本庁舎を利用される多くの歩行者が行き交う市民の皆様交流空間でもあります。駐車場として整備した場合、歩行者と車両の動線が交差することによる安全上のリスクが高まるほか、車両の入出庫管理など運用体制が複雑化するという課題もあります。

先ほど市長から答弁がございましたとおり、車両の乗り入れ口や改修費用といった面も含め、現時点での駐車場整備は難しいものと考えております。

以上です。

#### ○9番（是枝みゆきさん）

それでは、本庁玄関入口にあるインターホンは、開庁時間は中央公民館へのサポートは可能という答弁をいただいております。インターホンは、中央公民館にもつながっているのでしょうか、本庁が閉まる土日につながることは可能でしょうか、お伺いいたします。

#### ○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

土日などの閉庁日については、インターホンの対応というのはできないところでございます。中央公民館には管理人が常駐しておりますので、事前に、あるいは到着時に電話をかけていただくことで誘導解除等の対応というのは可能であると考えております。

以上です。

#### ○9番（是枝みゆきさん）

駐車場を整備するよりは、早く対応できる案かなと思って提案したところでしたが、お電話をかけてくださいということで、インターホンですね、難しいんですかね、つながることはですね。できたら、市民が使う公民館です。土曜日でも日曜日でも、誰もが使いやすい思いやりのある公民館として、玄関のインターホンは、ぜひ本庁から中央公民館までつないでいただきたい。つなげるべきではないかと考えておりますのでご一考いただきたいと思います。

それでは、（5）の質問をいたします。伊集院地区館の当日投票は何人か伺います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

伊集院地区公民館の当日の投票者数は958人となっています。

以上です。

#### ○9番（是枝みゆきさん）

958人、結構多い人数かなと思います。本市は、共通投票所が、先ほど来、答弁いた

だいておりますが、共通投票所があります。巡回期日前投票所も設置されております。無料送迎サービスもあります。そのような中でも、ご高齢の方は基本、居住地域に近い投票所に向かわれます。伊集院地域の中でも人口が集中している場所で、ご高齢の方が多く、駅に近いこと、そして何より駐車場からすぐ投票所に移動できること、高齢者を連れた若い方々も投票しやすい土曜日の開設も場所の選択肢として提案したところでした。一人一人の私の気持ちが社会に反映される大切な選挙ですので、選挙管理委員会で期日前投票所として伊集院地区館も一つの案として前向きに考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

議員のご提案もございますが、今後、期日前投票所の在り方などにつきましては選挙管理委員会で検討をしてみたいと考えております。

以上です。

**○9番（是枝みゆきさん）**

ぜひ選挙管理委員会、誰もが投票しやすい投票所の設置ということで考えていただきたいと思います。

最後に、様々な立場の方が投票しやすい環境の在り方を、今後も含めてどのようにお考えかお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

選挙は、有権者にとりまして大事な権利でもあり、民主主義の根幹をなすものでございます。投票機会の確保につきまして、他市の取組などを研究してみたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

次に、11番、福元悟議員の質問を許可します。

〔11番福元 悟君登壇〕

**○11番（福元 悟君）**

おはようございます。丁寧な言葉遣いの議員の一般質問の後に、だみ声ではありますが、大変恐縮ですが、質問を進めさせていただきたいと思います。

さて、これまで地区館事業の見直しについては一般質問をさせていただいたところですが、昨年3月に協働のまちづくり推進委員会からの最終答申が出されて、その後、担当課を中心に協議が重ねられたことと思います。また、さきの12月議会では、同僚議員のほうからも一般質問で指摘がありました。検討された経緯等について十分に理解が得られなかったこともあり、改めて方針などを伺ってまいります。

早速ですが、令和9年度から新しくなる地区公民館は、これまでどのような内部検討や地区公民館職員の説明がなされているのか。

次に、まちづくり推進委員会からの答申を受けて、どのような検証が行われているのか。現在の地区公民館制度の年間管理費、人件費を含む部分と、新しい地区公民館制度における年間経費の削減額は、どのようになるのか、お示しいただきたいと思います。

次に、行政の館としての役割と、地区自治公民館との役割が、いつも議論されて、市民から分かりづらいという思いです。どのように整理していくのかお伺いいたします。

次に、地域コミュニティ協議会の発足は、どのような手順で進めていくのかお伺いいたします。

次に、社会教育の拠点へ大きく変化していくことになるとは思いますが、各地区公民館との連携や、市民への教育方針をどのように考

えていくのか、これにつきましては、教育長のほうに答弁をいただきたいと思います。

2項目めでございますが、高市政権の誕生で、責任ある積極財政を受けて、日置市の社会インフラの課題に対する取組についてお伺いしてまいります。

まず1番目に、神之川改修や伊作トンネル、湯之元地区の土地区画整理事業の進捗は加速できるのかどうかお伺いいたします。

次に、農業生産基盤の大区画化への整備は、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

最後になりますが、このことは、3番目については、昨日も議員の方から、高校生と語る会の議論の中で、駅周辺に交流拠点で学べる場所ということで非常に期待もあるということ、もう議論された経過でもありますが、私としましては、交流拠点をどのように整備していくのかということで答弁を求めてまいります。

以上、2項目につきまして、答弁をよろしくお願いします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、地区公民館制度の見直しについてのその1、内部検討や地区公民館職員への説明について回答します。

令和4年9月から令和7年3月末まで、日置市協働のまちづくり推進委員会を設置し、約2年半で14回の委員会と2回の分科会を開催しました。令和7年3月に委員会からの最終答申を受け、その後は定期的に庁内横断的な協議の場を設置し、制度設計を進めています。

地区公民館関係者の皆様に対しては、令和7年5月から現在にかけて、計4回にわたり、全26地区公民館を回り、説明を行っています。

その2、検証について回答します。委員会において、これまでの条例地区公民館の在り方の検証を行いました。

条例地区公民館の役割は、平成19年に、「地域づくりも行う生涯学習の館」として明文化され、平成23年には、「生涯学習も行う地域づくりの館」に役割が変更されています。

委員会内でも委員より指摘がありましたが、条例地区公民館の共生・協働への役割変更及び年数の経過により、社会教育の関わりが薄くなり、地域の担い手不足や自治活動の根幹が薄れてしまう事例などの課題が発生していると認識しています。

その3、年間経費の削減額について回答します。令和6年度に地区自治に対する交付金を約4,500万円減額しました。令和9年度からの新制度移行期の地区自治に対する交付金は、混乱を避けるため、おおむね現在と同水準になることを想定しています。

その4、行政の館としての役割と地区自治公民館との役割の整理について回答します。条例地区公民館は、地域のよりどころとしての機能を維持し、地域住民の集会、交流拠点として、誰でもいつでも活用しやすい施設としての役割を担います。

また、市が積極的に生涯学習・社会教育を推進し、現在、そして未来に必要とされる学びの場としての環境を醸成していきます。

地区自治組織である地区自治公民館は、自治会だけでは対応できない役割を担う広域自治組織として自治会を支援し、地域の自治推進の役割を担います。これらの整理を行いながら、これまで以上によりよい協働の関係を築いていきたいと考えています。

その5、今後の手順について回答します。最終答申において、自治会は、市民が暮らすの環境を守り育てる基礎自治組織、地区自治組織は、自治会だけでは対応できない役割を

担う広域自治組織と定義されました。この定義に基づき、自治会と地区自治の関係性をより深める取組を支援していきたいと考えています。

今後の地区自治組織の名称については、地区公民館長、地区公民館長会などの意見を聞きながら、市において検討を行ってまいります。

地区自治組織に対しては、生涯学習を生かした人材育成や関係機関との連携、多様な主体を巻き込む運営手法の構築など、地域の実情に応じた段階的な支援を検討してまいります。

その6については、教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、社会インフラへの取組のその1、事業の進捗について回答いたします。

神之川河川改修については、令和元年度から国の補助事業である大規模特定河川事業を導入するなど、県が集中的に工事を進めていただいています。現在、荒瀬井堰の改修や御門前橋付近の工事に着手しており、流域の浸水リスクを軽減し、早期に安全を確保するため、今後も国県へ要望を続けてまいります。

伊作峠トンネルについては、県が事前調査に着手しており、概略設計や地質調査、坑口検討を実施し、ルート案の選定を行っています。

今後も事業化へ向け、主要地方道谷山伊作線改良整備トンネル建設期成会とともに、国県への要望活動を行ってまいります。

湯之元第一地区土地区画整理事業についても、国県補助金の確保が必要なため、引き続き国県への要望活動に取り組んでまいります。

その2、農業生産基盤の大区画化への整備について回答します。農業生産基盤の大区画化は、農業者の減少や高齢化が進む中で、将来にわたり地域農業を維持していくために重

要な取組であると認識しています。整備に当たっては、現在、整備を進めている継続地区の着実な推進を図り、早期の整備効果発現に努めてまいります。

あわせて、食料・農業・農村基本法に基づく、令和7年度からの農業構造転換の集中対策期間において、畦畔除去などの簡易整備を含む大区画化の推進を図ってまいります。

市としては、引き続き地域計画等を通じて、地域の営農意向を丁寧に把握し、国県の補助制度を最大限活用しながら、市の実情に即した基盤整備に取り組んでまいります。

その3、伊集院駅に高校生なども利用できる交流拠点を確保できないかのご質問につき回答します。

伊集院駅の駅舎は、JR九州所有の建物であることから、JR九州に問合せたところ、橋上駅という構造と、面積も限られることから、交流拠点としてのスペースを確保することが難しいとの回答がありました。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1のその6、各地区館との連携や市民への教育方針をどのように考えるかということについてお答えをいたします。

社会教育法の理念に基づいて、生涯学習を推進し、住民が主体的に学びを得ることができる場として、市が生涯学習を通して地域課題の解決にもつながる体制づくりを推進します。

条例地区公民館の設置主体は市ですが、運営の在り方については、地域特性を踏まえて、地域の皆様とともに模索したいと考えています。

市としては、地域内外の市民のよりどころとしての機能を維持するため、地理、年齢構成、インフラ状況、地域資源や歴史等を考慮

し、地区の特性を生かした取組を、それぞれの地区の皆様に提案をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（福元 悟君）

それでは、順次、再質問を進めてまいります。

同僚議員を介しまして、吹上地域からの制度改革に対して要望書を託されましたが、市長に届いているか、答弁願います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

2月17日付で、吹上地域の地区自治公民館館長会の会長から、市長が対面で受け取っているところです。

以上です。

○11番（福元 悟君）

それでは、この要望書をどのように市長が受け止めたのか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

要望書といった形で、吹上地域の地区自治組織ごとに問題点を取りまとめていただいたと思っております。地区公民館を取り巻く環境については、社会教育課と地域づくり課が連携し、仕組みづくりを行っているところです。今回のご意見を参考にしながら、制度設計することも重要と考えております。

一方で、協働のまちづくり推進委員会の最終答申を踏まえ、現在、市長を含めた庁内会議においても進めている議論の経緯もあり、必要な財源も含めて検討する必要があると考

えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

ただいまありましたとおり、吹上地域の各地区館のほうから、もう全部の地区館ですかね、これ。非常にたくさんの要望項目が出されて、それぞれ今回の見直しに対する市への要望というんでしたか、そういうものが網羅されておりました。見させていただきました。

そういうこともあって、この吹上地域だけにとどまらず各26地区館ではそれぞれ状況が異なっています。ほかにもどのような意見があるのか、また、不満等は聞こえてきていないのか、どのように各地域からの声を受け止めているか、ご答弁願います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

現在、社会教育課とヒアリングを行っている中で、条例地区公民館の管理に地区はどこまで関与すればよいのかであったり、ここからは行政、ここからは自治と分けることで現場が回らなくなるのではないかと、また、生涯学習は各地区に応じた形が望ましいなどのご意見をいただいております。

これらを参考にしながら制度設計を進めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

なかなかそれぞれの立場をそれぞれ追っかけていくと、区分が難しく分かりづらくなるということが、今の答弁で少しうかがえたところがしますが、相互の完全な意見の一致は、制度を変える以上、難しいことと思いますが、今回のこのことは、分かりやすい組織になっていくのか、非常に現状を先ほど答弁いただいたんですが、それでも、市民が受けたときに分かりやすい組織体制になっていくのかというのが非常に気にかかります。これについてご答弁願います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

最終答申にもありました生涯学習を推進し、住民が主体的に幅広い学びを得ることができる場というのを目指しており、条例地区公民館と地区自治組織の役割を明確化することで、分かりやすい制度設計を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

非常に答弁の中でも気づきますが、明確化という言葉の意味がなかなか地区館であり地区自治組織を推進する組織でもあるし、なかなか区分けというところが言葉ほど簡単なものじゃないんだろうなとは思っておりますが、そのことも含めて、この分かりづらさをどのように考えて推進されるのか、お伺いいたします。答弁願います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

議員のお考えのとおり、条例地区公民館と地区自治組織の明確な区分けは難しいと考えております。これまでのヒアリングを参考に、条例地区公民館が担うべき業務と地区自治組織が担うべき業務を現在整理をしているところです。その上で、条例地区公民館の運営と地区自治組織への間接的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

何か言葉を借るようで大変恐縮なんですけど、非常に支援という答弁もありました。支援が過ぎると、なかなか支援じゃなくて主動になっていったりもするし、主体性が非常に守れなくなるというか、だから自主性、主体性というところで間接的な支援を行っていただければなと思ってるんです。そういうことを直接的にやっていくと大事な部分が、大事な部分というのは自主性が損なわれていって

る現状を少し感じております。そういうことが、この吹上地域の要望書の中にも、不可分な立場でも分けられない立場でもあるわけですが、何とかそこは自立性を尊重していくということが、やっぱり行政が求めていく姿なのかなというふうにも感じて、この要望書は読まさせていただきました。

それでは、ちょっと振り返りになるかもしれませんが、地区館は現在、行政業務の役割としてどのような事業が展開されているのか、また、行政業務としてどのような事業を目指してきたのか、地区自治組織への支援が多過ぎたのではないかとという点で、ご答弁を願います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

現在、各種社会教育講座や貸館業務であったり、地区自治組織活動に対する支援を行っているところです。

行政としましては、共生・協働による地域づくりの推進と地域の課題解決を図ることを目指し、交付金の交付であったり、人材を充てるなど、支援を行ってきたところです。

地区自治組織への過度な支援については、日置市協働のまちづくり推進委員会の委員より、社会教育の関わりの希薄化や地域の担い手不足、自治活動の根幹が薄れてしまうなどの課題が生じたのではといった指摘を受けたところでございます。

以上です。

○11番（福元 悟君）

社会教育的な部分での関わりが希薄化したということで、この件については後ほど教育長のほうへ深めてまいりたいとは思っておりますが、そういう現段階での公に指摘がなされているということについては、非常につまびらかになったということでは評価をしているところでもありますが、さらに、地区公民館制度の見直しに当たっては、まちづくり推

進委員会の意見を聞かれてきたわけですが、そもそも何を改善していこうと期待してこういう委員会に委ねてきたのか、財源も限度があり、その財源の枯渇化による解決を図ることで、新しい制度として社会教育に転換していこうとしたのか、この辺のまちづくり推進委員会へ委ねて意見を聞こうとした経緯について、改めてお聞かせいただきたいと思いません。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

時代が変わっていく中で、地区公民館制度が15年以上見直されてこなかったこと、また、合併特例債を原資とした地区自治組織への交付金が枯渇していく問題があり、日置市まちづくり推進委員会を立ち上げ協議してまいりました。

財源である地域づくり推進基金は、地区自治組織への交付金のほか、自治会、伝統芸能の保存などに活用されています。今年度末の基金残高は約10億円あり、仮に毎年1億円ずつ取り崩していくと、令和17年度末には枯渇する予定です。

以上です。

○11番（福元 悟君）

ただいま積極的に財源の方向性というか、状況も述べていただきました。非常に限りあるものであります。

そういう中であって、この地区公民館のソフト事業で事業が展開されてきたわけですが、先ほどの市長の答弁では、令和6年度から交付金を約4,500万円減額してきたと答弁がありました。地域づくり課の事業として、直接支援を行った額が減額になったのか、各地区館に対してはどのような交付金があったのか、規模はどのような額か、今後、この辺はどうなっていくのか、ちょっとまとめた質問になりますが、ご答弁願います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

令和5年度までは地区自治組織への交付金として、いわゆるソフト事業交付金と呼ばれる地域づくり推進事業交付金として毎年約6,650万円、地区自治公民館活性化事業交付金として毎年約3,550万円を交付し、支援を行ってきたところです。そのうち、ソフト事業交付金を廃止し、一部を地区自治公民館活性化事業交付金に上乘せし一本化しました。

今後の交付金については、財政状況を勘案しながら、新たな公民館制度への移行後も3年ごとに見直していく予定です。

以上です。

○11番（福元 悟君）

今後の展開も、3年ごとにはこの事業を地域づくり課としても見直していくということで、またいろいろ状況が、制度が新しく来年度からスタートしますけれども、そういうことで、弾力的にはやっていくんだというお答えをいただきました。

そういうことで、いろいろ地域地域の実情は規模にもよりますし、面積にもよりますし、抱える課題も違うだろうと思うんです。というところで広く捉えれば、そのために地域づくり課が置かれて、地区館を中心に地域の課題は何なんだということで、そもそも地域のコミュニティーの中でこういうものが充実してきたものだろうと思っております。そういうこともあったけれども、先ほど、財源等も将来あるので、今後、新しい形での制度をスタートさせたいということのように受け止めて私はいるところです。

それでは、一番大事なところの地区館だけじゃなくて、地区館が自治会を支援しておりますが、自治会の自立に向けて、どのように地区館は支援していけばいいのかという大きなテーマになりますが、どのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

自治会が自治の観点に立って自立し、自らが課題に対して地域力で解決していく姿が望ましいと考えています。そのような姿を実現するために、自治会が抱えている問題や地区として抱えている問題等を住民と共に発掘し、学びの要素を加えながら、住民が主体となって、対話を通して解決できる支援を行うことが大切と考えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

その姿勢、方向性でも結構かと思えます。やっぱり地域の課題は地域の中で対話を通じて問題点を共有していくということが一番大事な視点であろうかと思えます。そういった意味の自治会のやっぱり体力をつくる、自立していくということへの支援は、ひとつ担当課でも検討していただければというふうにもかねがね考えております。

それでは、そういった中で、やはり自治会がいわゆる少子高齢化の中であって、維持存続も危うい、難しいという、先ほど来から要望書の一節を引用しているところですけど、維持が難しいわけです。

自立という一方の自治会の責任もあるだろうと思うんですが、この自治会の再編について、体力をつけていく意味での再編についてのどのように考えているか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

自治会の再編については、自治が自ら提起し検討するものと考え、行政が主導で進めることは望ましくないと考えています。

一方で、自治会は高齢化や担い手不足など多くの課題に直面しています。市として、自治会への情報提供も含め、再編を行いやすい支援等の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

言葉は簡単に私ども使いますが、やっぱり自主自立を求めていくことが行政的には正しい姿なのかなと思って、支援の限界もあるだろうと思いますので、自らが今のことで迎えている少子高齢化、集落の維持存続、はたまたこの言葉は使いたくないんですが、限界集落というところもやっぱり全国では起こっているわけですし、それを自らが気づくことこそが、やっぱり自治会というものが維持されていくのではないだろうかと思っております。全てが行政が支援するのには限界があるだろうとはかねがね思っております。

少し話題を変えまして、地域コミュニティーのことになります。

過去にも、地域コミュニティ協議会の件で、協議会の議論の中で一般質問をした経緯もございます。特に、伊集院地区の規模に対して、1地区館では、職員の数的にも予算規模的にも、どうしてもほかの地区館と比べた場合、不平等感が残ります。

このことは、やっぱり同等規模というのは一様にはいきませんが、この辺に工夫ができる方策として、このコミュニティ協議会の設置が求められていたと思うんです。そういったことについて、このコミュニティ協議会については、積極的に議論があったのかどうか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

地区自治組織の規模に大きな違いがあるということは把握をしているところです。まちづくり推進委員会の中でも課題として上がり、会の中では、地区自治組織の範囲については、自治会及び地区自治組織の定義を踏まえた上で、自治会等地域の実情や意向を尊重し地域において検討する、または、現状に合わせて整理を行い変化し続ける必要があるとの答申

をいただいております。

以上です。

#### ○11番（福元 悟君）

非常に弾力的にまとめられた報告、まちづくり推進委員会の答申だったんでしょうね。変化し続けるものということでもあるわけですが、当初、まちづくり推進委員会の議論のベースになったのが、たしか市が定めた共生・協働のまちづくり指針ではなかったのかなと思っております。

読み上げますと、人口規模や地理的条件、成り立ちなどにより、地域の特性や抱えている課題などが異なるため、地域コミュニティとして一律的なものを目指すのではなく、地区の自主性を踏まえて実情に沿って展開させる組織体制を整えていくことが、今後、必要になってくるというふうに認識をしているところがございますといった意味もあって、このコミュニティの議論は、今後、まず、このことについてどのように、市長、お考えでしょうか。

#### ○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

議員のお考えのとおり、地域の実情に応じたコミュニティづくりが必要であると考えております。地域の自主性を尊重しながら、私たちも支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○市長（永山由高君）

先ほど来、議員にご指摘をいただいているコミュニティ協議会という単語の意味をひもといてまいりますと、その地域の自治会を含めた様々な地縁組織を取りまとめて、地域としての相互扶助の活動の基軸となるような団体、これをコミュニティ協議会という名称で定義をしている地域が県内でも多くございます。

日置市においては地区自治公民館、これが

地域の各自治会を含めて、様々な専門部等を通して地域の多様な団体のある種、結節点になっているという点もございますので、名称としては地区自治公民館という地区自治組織の名称を持っておりますけれども、実際に果たしていた役割という点においては、議員ご指摘のようなコミュニティ協議会と言える役割も果たしているものであるというふうに認識をしています。

#### ○11番（福元 悟君）

市長から、ただいま丁寧に定義も含めて答弁もあったところでありますが、私のほうで捉えるコミュニティの在り方というのが、また地域で組織できないかという提案については、もちろん冒頭には、伊集院地区館の規模の広さを前提としているわけですが、やっぱり地域の、今、市長からもあったとおり、地域がコンパクトにという言葉もまた使えないんですが、いわゆる課題が共有できるテーマがないと、また、それを超えてまた地域の目標というんですか、そういう議論がなされないと、コミュニティ力って上がっていかないのかなと思っております。

ここで申し上げたいのは、地域はやっぱり狭義で、小さい意味で地域の課題をどう考えていくのか、これは自治会でももう既に毎年なされている経過だろうと思うんですが、それを自治会の枠を超えて地域としての課題は何なのか、これこそが追い求めていく姿が地域コミュニティだろうと思うんです。

そういった意味で、ここで申し上げたいのは、地区館が広過ぎるというところで提言しているわけですが、その内側に、財政のところも指摘しながらでして恐縮なんですけど、地域コミュニティが出来上がっていけば、その地域コミュニティには行政の目的に公益的に沿えば支援する気持ちはございますか、いかがですか。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

地域のコミュニティーについては、地域に応じた形で、実情に応じた形で支援を行っていきたい。まずは、地域のコミュニティーについては、地域の課題としてその地域で検討されるべきであると考えております。

以上です。

○11番（福元 悟君）

ここまで議論しておりますので、はっきりと答弁していただきたいんですが、伊集院地区館という広さを起点に発言しているということをお願いしましたが、伊集院地区館のほうで取りまとめて、地域のコミュニティーの在り方を進めてほしいという答弁になりますか。

○市長（永山由高君）

市内には、たくさんの地区自治公民館が現状活動をしていただいております。その中には、非常に狭いエリアや比較的小規模な地区自治公民館もございます。一方で、伊集院地区のように大きな規模で、広い面積を活動の軸にいただいている地区もございます。

この各活動の広さやどの規模間で活動されるかという点について、これは地区自治、いわゆる自治ということで、住民の皆様がそれぞれご自身の暮らしのエリアをどの観点で捉え、どの規模で問題意識を共有し得るかという点において、各地域の皆様の議論の先に見えてくるものであるというふうに認識をしています。

その観点から、行政側が一方的に何か線を引いて、ここからはこの地域をエリアとしますよといったようなことをご定義をすることはないと認識しておりますし、一方で、例えば伊集院地区自治公民館の皆様が、地区自治公民館の中の議論において規模を変更するという結論が見えた際には、引き続き、その地域の自治の文脈にのっとって支援をさせていただきたいというふうに捉えています。

以上です。

○11番（福元 悟君）

それは確かに伊集院地区館だけのことで展開すると非常に恐縮で、もうそろそろやめたいところですけども、そういった意味で、地域でその方向を見いだしていけば、地区としての規模の適正化は求められるわけですが、なかなか実現はまたこれも大変難しいところでもあります。そういった意味で、もしそういうものが分離してというか、そういうことで独立していくことに対する支援というのは可能かというのを、先ほど、支援というのが財政的な支援のこと、例えば事業面での財源を補助するとかそういったことは可能ですかということで、少し具体的に申し上げて質問を再度しているところです。いかがですか。

○市長（永山由高君）

自治会組織及び地区自治公民館組織の分離や統合というのは、これは全体の予算の変動の中でのバランスの議論も同時に起きてくるところでございます。

例えば、自治会の統合という点であれば、時限的にその間の財政的な支援をするといったようなことを制度設計をした事例もございます。地区自治についても、それが分離であるか統合であるかという点も含めて、長期的かつ全体とのバランスを踏まえた検討になるというところをまずはお伝えできる範囲かと認識をしています。

以上です。

○11番（福元 悟君）

ここは私ども住民側のほうも、自治会としての中での活動とする中においても、議論不足だろうとは感じながらも、そういう展開もまた一つの地域づくりのより身近なところで課題を解決していくということは一番大事な視点ですので、そういうものに支援いただきたいということが発端として意見を申し上げているところです。

少し教育委員会のほうにすいません、時間の関係で戻してまいります。

今回から社会教育相談員を配置していくわけですけど、教育の一貫性を考えたときに、各地域の中心的な地区館に専門的な職員を置いて、各地域の地区館に出前的に派遣していくことを考えたほうが効果的ではないのかということを質問いたします。

#### ○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

議員ご提案の中心的な地区館に専門職員を配置し、他の地区館へ派遣することにつきましては、効果的で合理的な案と認識しています。

まずは、現在、地域に密接に関与、活動している支援員を社会教育相談員へ位置づけ、その専門性を高めていくことから着手したいと考えております。

以上でございます。

#### ○11番（福元 悟君）

来年度からのその先の年度、9年度からの制度の改正になりますので、まだ1年あります。いろいろ何がもって市民と共に地域の課題とか地域のよりどころとしての生涯学習の拠点としての役割が担えるのか、十分に検討を重ねていただきたいなと思って、この地区館についての質問は終わりたいと思っております。

次のほうで質問を続けます。

今度、政権が替わって、非常に社会インフラに対しての取組を国、政府は加速化していくというのが発信されているわけですが、そういった中で、日置市には大きな課題というか、大きな解決しなければならないテーマがあります。その3つを抜き出したわけですが、まず、神之川改修等については、市長もかねがね今の整備が進んでいる中で、昨年の大雨のときには、大変、下流の拡幅が終わったから浸水等の被害がなくて、

この改修が済んだことを大変よかったというような発言もたびたびじゃないんですが、2回ほど、私、記憶しております。

非常にいい事業だなと思って、そういったものが、またこの災害においてはどのように大きく変化していくかも分かりませんので、こういう問題、それから、伊作トンネルについては、地元の期成会が市長を中心に展開されて、要望も毎年国のほうに行かれて、これまでその積み上げがなされております。

また、湯之元地区の土地区画整理事業もなかなか予算に応じた、また、そういう予算枠の中での事業展開で、大変進みが見えづらいんですが、今回はそういったことも踏まえて、防災対策や予防保全に取り組むことが、非常に予算的にも国は構えてくれているんじゃないかというふうにも思っているんです。

それに対して、この3つだけじゃないんですが、大きなテーマとしてまずこの3つ、市長の取組姿勢についてお伺いいたします。

#### ○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

県営事業の神之川改修をはじめ県道改良事業、急傾斜砂防事業等、社会資本整備については、昨年1月に国土交通省へ出向き、予算の安定的・継続的確保についての要望書を提出しております。

また、トンネル建設についても、先ほど回答しましたが、毎年11月に県、国へ要望活動を行っております。

市の事業においても、社会資本整備総合計画に基づき、道路、橋梁、公営住宅などの長寿命化の取組を推進し、インフラ機能の維持と安全性の確保を図られるよう、今後も引き続き国、県へ要望活動を行い、補助事業の予算確保に取り組んでまいります。

#### ○11番（福元 悟君）

ぜひ加速して、いろいろ諸条件があつたにしても、これ一つの、最近では今の中東情勢

から物価高で、非常に経済も危うくなったり生活が非常に危うくなっている状況で、予算が別の方向に流れていくんじゃないかということも危惧しながらも、新しい政府が地方の防災拠点なんか特に加速的に進めるというような発信もされておりますので、要望を重ねていただいて、市長、陳情、要請もどうかと思うんですが、まずはそこが始まらないと獲得できないものだろうと思いますので、ぜひともこの件についてはお願いして終わりたいと思っております。

次に、農業生産基盤の大区画化というところで再質問させていただきますが、これまでも同僚議員も大区画化については前回もあったような気がします、求められているのはコスト縮減でしかないわけですけど、この効率的なものは大区画化であります。

例えば答弁でありました畦畔除去等の簡易整備等は答弁でもありました。どのようなものなのか、まずその要件等について説明をお願いします。

#### ○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

畦畔除去等の簡易整備につきましては、隣り合う農地の畦畔、いわゆるあぜでございますけれども、これを農業者自らが取り除くなど、比較的簡易な工事によりまして農地の区画を拡大し、作業の効率を図るものでございます。

この取組につきましては、令和7年度から令和11年度までの農業構造転換の集中対策期間におきまして実施いたします大区画化等加速化支援事業に国の支援を受けるものでございます。

主な要件といたしましては、農振農用地のうち地域計画を策定した区域、それから、農用地の区画拡大を実施することなどとされているところでございます。

市といたしましては、制度の活用に向けた

情報提供や関係機関との調整を行いながら、地域の取組を支援していきたいという考えでおります。

以上です。

#### ○11番（福元 悟君）

事業の説明までいただきましたが、では、このような事業が、地域でそういう要望等がどのようにまとまっているのか、その点と、まず大区画化等について、今でもまだ東市来辺りでも面的な整備もやっている最中でもあります、まず、水田、畑も一緒にいいです。水田の整備率、大区画化に向けての整備率を答弁願います。

#### ○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

これまでの圃場整備事業によりまして、水田の約90.7%、畑の約52.6%が整備されている状況でございます。

現在、東市来地域の皆田地区、田代地区、岩平地区、それから日吉地域の吉利地区、吹上地区の下与倉地区において圃場の整備を進めており、関係機関との連携の下、早期完成に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

#### ○11番（福元 悟君）

水田は90%を超えるという、今、答弁がありました。畑はまだ52%だということで、畑のほうも条件整備をとにかく進めていかなければならないというふうにも感じております。まだまだその後どういう作物を導入して、高収益の中で農家を担い手をつくっていくのかというのが究極になろうと考えます。

地域計画という大きな計画の中で進められているとは感じておりますが、ぜひ地域と一体的に、話合いの中で促進していただきたいなと思っております。

そういった意味で、先ほど大区画化と加速化支援事業、いわゆる畦畔除去を課長のほうから答弁がありました、これが一番手っ取

り早いのかなど。畦畔除去ですので、大きなトラクターがあれば我々でもできるというふうにも理解するんですが、そのような規模なのか、もっと棚田あたりも狙った畦畔除去なのか、その辺の進め方とそれと、もう一点、そういう事業が取組が実例として現場での申込みがあるのか、その辺についてお聞かせください。

**○農地整備課長（上 勇人君）**

お答えいたします。

先ほど説明いたしました大区画化と加速化支援事業につきましては、面積要件等の指定はございません。進め方につきましては、地域計画に基づいて地域の意向を踏まえながら進めていくもので、先ほども申し上げましたとおり、農業者等が自ら行うものについての支援でございます。

畦畔除去等の簡易整備につきましては、比較的短期間で実施可能でありまして、担い手の経営判断に基づき取り行われる手法というふうに考えております。

以上です。

令和8年度の取組ですけれども、本市におきましては、令和8年度から農業法人1経営体が主体となりまして、畦畔除去による農地の拡大に取り組む計画がございまして、現在、関係機関と連携を取りながら準備を進めているところでございます。

以上です。

**○11番（福元 悟君）**

1事業体がそのような取組があるということで答弁でしたが、この要件というんですか、そこまでできないのかどうか。補助というか、自ら農家が行うということで、それは農家の負担で行うんですか、それとも何か財政的な補助等があるのか、その辺の基準についてお知らせください。

**○農地整備課長（上 勇人君）**

お答えいたします。

要件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、農振農用地のうち地域計画を作成した区域、それから農用地の区画拡大といったものが指定の要件となっております。

財政につきましては特に定めがございません。

畦畔除去につきましては、具体的には、メーター400円といったところが指定されているところでございます。

**○11番（福元 悟君）**

最後のところは聞き取りにくかったんですが、メーター400円という答弁だったんでしょうか。この辺の上限が示されているのかどうか、補助事業等のその辺、ちょっと個別な案件で申し訳ないんですが教えてください。

**○農地整備課長（上 勇人君）**

すいません。答弁いたします。

事業の上限については定めがございません。以上です。

畦畔除去につきましては、メーター400円ということでございます。

**○11番（福元 悟君）**

ぜひ地域計画に定めていくということでのくくりがあるようですので、ひとつ農政と連携した上で、地域に下ろしていきながら規模拡大の上にコスト低減ができる農業の展開をまず主動していただきたいなというふうにも考えております。

最後のところになります。伊集院駅に高校生なども利用できる交流拠点ということで申し上げましたが、よく遊びに出るときと言えばいいんでしょうか、阿久根駅の駅舎を見ることがあります。今年も1回、2月に行って見ておりますと、やっぱり学生さんが小さな喫茶店なんですけど、もちろんスペースがあるというような場所と図書棚があって読書ができるスペースがあって、その奥にはレストランがあって、これ皆さんも行かれてご承知の施設だろうと思うんですけども、さらに

は多目的ホールが備えられてピアノが置いてあったんですかね。駅にしては非常に豪華な構えがありまして、もちろんそこまでの整備を求めているわけでもありません。

ぜひ、高校生が、これだけ昨日の話もありますが、3つの学校もぜひそういうスペースが欲しいという工夫をひとつ受け止めていただいて、私がここで求めたいのは、市道といえ改札口の正面ぐらいに待合を設けるぐらいのまちづくりの展開をすると、さらに学生もそうですけど、利用される、また子どもさんたちを待ち、JRから下りてくるそういう学生さんたちを迎えるスペースとしても、保護者であったりお年寄りであったり、非常に助かるんだろうなと思いつつも、ぜひ、金額的なところは調べておりませんが、改札口の正面の辺りにそういう待合をつくってあげれば、さらに利便性の高い伊集院駅、そして日置市の利便さということで、交流促進にもつながっていくのかなというふうにも感じております。

阿久根を例に申し上げましたけれども、非常に地域でもあれだけすてきな駅の環境整備ができるんだということを目の当たりにしまして、この辺についてそういう視点は持たないのか、最後に市長に答弁を求めてみたいと思いますがいかがですか。

#### ○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたとおり、伊集院駅の駅舎についてはJR九州の所有物であるということから、まずはJR九州に問い合わせたところ、難しいというご連絡をいただいているというところでもあります。

一方で、高校生の学習の場所や居場所というものについての必要性については認識をしておりますので、そのほかの公共施設の有効活用を含めて、引き続き検討をしてみたいと。

伊集院の中心部には、民間で既に自習室と

いうことを事業としてやっておられるところもございますので、その民間の取組とのバランスもこれはしっかりと視野に入れながら、検討する必要があると認識をしています。

以上です。

#### ○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

#### ○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔8番佐多申至君登壇〕

#### ○8番（佐多申至君）

寒の戻りでしょうか。花粉症に加えて寒さに対する体調管理に気をつけ、今日の一般質問に臨んでおりますと、挨拶を朝から考えていましたが、大分ぼかぼかしてきました。まぶたが落ちないように声を出して、元気出してまいります。

さて、令和8年3月議会一般質問の最後の登壇となりました。

大きなテーマを題材に選び、36回目の登壇になりますが、大トリはさすがに緊張します。通告書に従ってゆっくりと質問してまいりますので、しっかりと市民に分かりやすい答弁をいただきたいと思っております。

それでは、本市の多文化共生について。

これまでの技能実習に代わる新制度として、2027年度までに試行予定の育成就労制度が始まります。外国人がキャリアアップしながら長期にわたり日本国内で活躍できる道が開かれ、今後、さらに在留外国人の増加や長期滞在化、定住化、そして外国籍化が進むと考えられます。

一つ、本市の外国人住民について、国籍別、

在留資格別、児童生徒数等の数はどのような状況か。

2、本市は多文化共生事業において、国籍や文化の違いを超え、全ての市民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、誰もが自分らしく輝ける共生社会を推進すると主要施策に上げておられます。現代社会において多文化共生の重要性は何か。

3、多文化共生事業の効果と懸念について、1、社会的な点、2、経済的な点、3、教育的な点のそれぞれどう考えるか。

4、本市において、外国人住民における課題はどのようなものがあるのか。

5、本市の外国人住民における一つ、暮らし（子育て・生活ルール）、2、災害（防災・緊急情報）、3、教育（文書・学習支援・進路指導）それぞれの取組状況は。

そして最後に、今後の社会環境及び教育環境において、効果と懸念を念頭に日本人も外国人も安心して暮らせるまちづくり、理解し合えるまちづくり、社会参画の促進などを目標にし、市民を巻き込んだ協議と基本的な計画作成を早々に進めるべきと考えるがどうか。

2項目めの本市の市民歌と市の花と市の木について。

1、市民歌で梅香る日置市、風雨に耐え得るクロマツと歌われているように、市のシンボルとなっている梅とクロマツですが、現在、シンボルとして花・木それぞれにどのような取組を行っているのか。

2、市民歌、市の花、市の木、それぞれ梅とクロマツになりますが、それに市民が触れる機会や醸成は必要と考えるが、市はどのように考えているのか。

最後の項目に本市の街路樹について、街路樹の役割は重要と考えます。今後の街路樹維持管理の方針は。

以上、1問の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

## ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、本市の多文化共生についてのその1、国籍別、在留資格別の数について回答します。

本市における外国人住民は、令和8年3月1日時点において、国籍別でインドネシア141人、ベトナム96人、ミャンマー84人を含め30か国、合計で478人です。

在留資格別では、技能実習181人、特定技能165人、永住者・定住者40人、日本人の配偶者等及び家族滞在39人、その他の資格で53人となっています。

児童生徒数については、教育長より回答いたします。

その2、多文化共生の重要性について回答します。

人口減少が進む中、本市に住む外国人につきましては年々増加傾向にあり、貴重な労働力の担い手となっているほか、連携を図ることで地域の活性化を担うことなども期待されています。

その上で、同じ地域で暮らす全ての人が違う個性を認め合い、尊重され、安心して暮らすことができる社会の形成は大変重要なことです。

その3、多文化共生事業の効果と懸念について、社会的な点及び経済的な点について回答します。

多文化共生事業の効果については、多様な価値観に触れることで相互理解が深まるとともに、労働市場の多様化による産業の活性化、地域内の消費促進などが期待されます。

一方で、懸念される事項としては、市からの情報を外国人住民の方に届ける手段が限られている点や、支援が多岐にわたるため、体制構築等に相応の時間を要することなどが考えられます。

教育的な点については、教育長より回答い

たします。

その4、本市での外国人住民における課題について回答します。

本市において、外国人住民に関するトラブルや苦情の相談等は、現在までのところありません。令和5年に市内事業所を対象とした外国人従業員雇用に関する調査と、鹿児島県が令和7年に調査した外国人県民を対象とした多文化共生に関する実態調査によりますと、言葉が通じず円滑なコミュニケーションが取れないことが上位に上げられる課題となっています。また、外国人を雇用している一部の企業からは、住宅の確保が難しいとの声をいただいています。

その5、本市の外国人住民における取組状況の中で、①の暮らしと②の災害について回答いたします。

本市では、外国人を対象に日本語教室や交通安全教室を開催しているほか、市広報紙や市ホームページにおける多言語対応、窓口においては、5か国に対応したごみの出し方についての手引を配布しています。

また、保護者や保育園等からの要望に基づき、保育園等に対して、通訳や翻訳のための機器導入の補助を行っています。

災害対応については、ハザードマップに内閣府の防災情報ページに掲載してある多言語リーフレットが検索できるQRコードを掲載するとともに、昨年度は防災セミナーも実施しています。

教育面における取組は、教育長より回答いたします。

その6、計画作成について回答します。

多文化共生の推進は、本市に住む外国人が年々増加傾向にある中、大変重要なことと認識し、今年度も交通安全教室や、やさしい日本語講座など、新たな取組を行っています。

計画作成については、先進自治体の事例を参考に、市民や企業、外国人の皆様のご意見

もいただきながら検討してまいります。

質問事項の2つ目、市民歌と市の花、市の木についてのその1、それぞれにどのような取組を行っているのかのご質問に回答します。

市の花である梅、市の木であるクロマツについては、合併後の平成18年5月に市民に親しまれる花・木として市民憲章とともに制定され、本庁舎正面に植栽を行っています。

また、市のシンボルとして市のホームページに掲載するとともに、過去に開催した市制施行記念式典のパンフレットにも掲載を行いました。

クロマツについては、吹上のクロスカントリーコースや、昨年整備されたフォレストアドベンチャーの利用により、触れる機会が増えるものと考えています。

その2、市民が触れる機会やその醸成について回答します。

市民歌については、市の花などと同様に市のホームページで掲載し、歌詞の確認や音源を再生できるようにするとともに、防災行政無線の正午の時報や、筋ちゃん広場の体操でも活用しています。

また、日置市市制施行20周年記念式典では、日置市ジュニアオーケストラによる市民歌の演奏に合わせて歌っていただきました。

今後も市のシンボルとして、市民歌、市の花、市の木を身近に感じていただけるよう式典等の機会を捉えて周知してまいります。

質問事項の3番目、本市の街路樹についてのその1、今後の方針について回答します。

道路の街路樹には、景観の保全、強い日差しの遮り、騒音の遮断、排気ガスを吸着することによる空気の浄化などの効果があります。市道の街路樹の中には数十年を経過したものもあり、成長した幹や枝葉による見通しの悪化や、害虫及び自然災害などによる倒木などが発生しているため、現在は、路線の特性に

応じて剪定を実施しています。

今後は、費用を抑えつつ、安全性を高める維持管理として、伐採後の再植樹を行わずに、街路樹の総数を減少させながら、老朽化・巨木化に対応していく方針です。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1及び質問事項2の教育委員会に関する部分について、回答をいたします。

まず、児童生徒数でございます。

本市における外国籍の児童生徒は、令和8年3月1日時点において、国籍別でパキスタンが4人、中国が2人、合計で6人です。小学校、中学校にそれぞれ3人ずつ在籍しています。

その3、多文化共生の効果と懸念、教育的な点についてお答えをいたします。

教育的な効果としては、異文化理解、国際理解の促進、対話スキルの育成などがあると考えます。今のところ、学校現場における多文化共生の観点からは、懸念することはありません。

続きまして、その5の教育における取組状況です。

学校においては、必要に応じて翻訳した文書を配布しています。学習面については、1人1台端末に翻訳機能のあるアプリを入れて対応したり、別室で個別に指導をしたりしています。進路指導については、国籍を問わず行っています。

また、令和5年度から日本語指導教室を開設し、月に六、七回、個に応じた指導を実施しています。

続きまして、その6、計画策定等についてでございます。

子どもたちは柔軟性に富み、外国籍などの児童生徒に対しても関心を持って積極的に受

け入れていることから、学校では自然と異文化理解が進んでいるようです。

教育委員会としては、今後も支援体制の充実に向けた取組を進めるとともに、市全体の多文化共生の計画づくりにおいても、関係機関と連携し、教育現場の実情を適切に反映できるように取り組んでまいります。

続きまして、質問事項2の市民歌・市の花・市の木についてでございます。

市内の小学校3年生に市民歌・市の花・市の木について掲載されている社会科副読本のびゆく日置市、「ひおき学」学習ブックを配布しています。児童生徒はこれらを活用しながら学習しており、これからも日置市に誇りと愛着を持てるような意識の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○8番（佐多申至君）

それでは、多文化共生について一つずつ質問してまいります。

まず、第1項目のほうで、教育委員会のほうの児童生徒数についての答弁がございました。小中学校それぞれ3人、6人いらっしゃるということですが、この6人の子どもたちはどこの学校へ通学しているのでしょうか。差し支えない範囲でお答えください。

#### ○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

それぞれ居住している地域、いわゆる校区の学校に通学をしております。

#### ○8番（佐多申至君）

地域にその子どもたちがいるところで学校に通っているということで、その点については、私の考えるところでは理解できて納得いくところでございます。

さて、その外国人の子どもたちは、学校での教員の支援はどのような状況かお尋ねします。

#### ○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

学習内容の理解に困難な様子が見られる場合に個別指導を行ったり、また、休み時間などを活用して補充指導を行ったりもしております。さらに宿題の量を調節し、複数体制で指導をしたりするなど、児童生徒の実態に応じて支援をしております。

#### ○8番（佐多申至君）

2問目の私は重要性を問いたところですが、おおむね回答をいただいた内容は、私がおおむね理解するところでございます。ですので、重要性については私の意を述べるところはございませんが、3番目の多文化共生事業の効果と懸念について、あえて質問をさせていただいたところでございます。

教育長の答弁に、懸念することはありませんといただきました。誠にうれしい限りでございます。懸念することがないということが本当に望むところでございますが、これが社会全体となるとどうであろうかということで、私は考えているところでございます。

懸念するところの、先ほど答弁の中で、体制構築に相当の時間を要するというところではございました。社会全体を考えると、私の意を述べさせていただくと、効果的には偏見、誤解をなくすためにも、相互理解の促進が必要とありました。そのことも答弁いただきました。そして、労働市場の多様化で経済の活性化、これも述べていただいているところです。

また、異文化への理解、共感とグローバル社会での適応力として、次世代の国際的な人材育成を考えているとっておりましたので、それも少し私のほうは考えているところです。

大事なところは、これからのその次の懸念についてなんです。懸念については、市長からはいろいろと答弁いただきましたが、先ほど述べたように、教育長からは、子どもたちにとっては懸念はないということござい

ましたが、私の考えを述べますと、宗教的な習慣や生活様式の違いから来る文化、価値観、そして摩擦や緊張感が起きるのであろうと想定しているところであります。

暮らしにおいては、医療支援など行政サービスの負担、そしてコストの増大も想定されますが、答弁にあったように、児童生徒においては、最初は意思の疎通ができなくても、向上心を持って交流を通して学んでいく過程こそが教育と考えています。

現段階では、懸念と効果についてはおおむね理解するところですので、4番の項目に入っていきます。

先ほど、本市の外国人住民における課題はどのようなものかということで、いろいろと言葉が通じず、円滑なコミュニケーションが取れないことが上位に上げられました。ここであえて、円滑なコミュニケーション力向上の推進として、6番目でしたか、やさしい日本語講座等も開催をしているとの答弁がありました。どのような形式で、また、その内容はどのようなものなのか伺います。

#### ○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

優しい日本語とは、普段使われている難しい言葉を言い換えたり、一文を短くしたり、また敬語や略語は使わないなど、外国人や子どもたちなどに対し分かりやすく配慮した表現方法になりますが、その講座を今年度6月に日本人の市民向けに、8月には市職員向けに開催をしたところでございます。

当該講座につきましては、優しい日本語とは何かと活用のポイントなどを学んだほか、優しい日本語の演習問題や、実際の場面を類似体験するロールプレーなどを通じて、優しい日本語を学び、理解する内容となっております。ところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（佐多申至君）

それでは、市長にお尋ねします。

先ほどから、言葉が通じず円滑なコミュニケーションが取れないことが課題であるとの答弁の中で、教育委員会からは、子どもたちの社会では、意思の疎通ができないことをきっかけにその壁を乗り越え、交流を深め、学び、成長していきます。子どもたちは成長していきます。そのことを考えると、この課題から大人社会が取り組むべきことが明確になってくると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

#### ○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、多文化共生社会におきまして、円滑なコミュニケーションは、お互いの信頼関係を築き、異なる文化や価値観を持つ人々が、対等な関係で共に生きていくための基礎となる、大変重要なことであるものと認識をしているところでございます。

その上で、本市では、昨年度から外国人住民向けの日本語教室を開催いたしまして、先ほど申し上げた今年度からは、日本人住民向けのやさしい日本語の講座を開催したところでございます。

これらの取組に加えまして、例えば、スポーツ交流の開催や双方の文化理解講座など、先進事例も参考にさせていただきながら、今後とも円滑なコミュニケーションを目指した取組については、推進をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○市長（永山由高君）

私も優しい日本語講座を受講いたしまして、率直に申し上げて本当に学びの深い時間でありました。普段話している言語が聞き手にとってどういう構造で理解されているかということのを改めて学ぶ機会になりましたので、このような機会を通して日本語でのやり取りについても、日本人としても学びがあるなとい

うことを率直に感じましたので、この多文化共生の取組の中で、我々が学ぶべきものはたくさんあるというふうに実感をいたしております。

#### ○8番（佐多申至君）

私が想定した回答をいただき、誠に自分で理解して納得いく回答をいただきありがとうございます。

それでは、5番において、いろんな外国人住民における取組状況を一つ一つずつ私は聞いてまいります。

まずは、先ほどやさしい日本語教室もありましたが、開催された外国人向けの交通安全教室がありました。その内容と参加状況はどうだったでしょうか、お答えください。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回開催いたしました交通安全教室は、日置地区交通安全協会の協力をいただき、自転車に関する交通ルールを学ぶとともに、庁舎前庭に模擬交差点を設置いたしまして、交通ルールに即した実技指導も行ったところでございます。

参加者につきましては、インドネシア、ミャンマーの方など28人が受講しております。

以上です。

#### ○8番（佐多申至君）

交通安全教室については、数名の同僚議員も参加して、私も一緒に参加しましたが、本当に日本というか地元の日本の方々と同様、しっかりとルールを理解して自転車を操作されていたことにはびっくりしたところでございました。

3問目、次に、先ほど市長の答弁で、保育園の翻訳機導入の補助を行っているということでしたが、実績状況はどうでしたでしょうか。

#### ○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美

宗香さん)

お答えいたします。

今年度、保育園より1件申請がございました。既に交付決定を行い、保育現場では翻訳機が使用されているところでございます。

以上です。

○8番(佐多申至君)

早速、幼児保育の現場にも翻訳機が導入されて、そうやって多文化の共生についてのいろんな取組がなされていることには、大変うれしい限りでございます。

また、その答弁の中に、日置市の防災ハザードマップの表紙に外国人住民対応のQRコードがあります。実際、先ほどもありましたが、答弁がありました。内閣府の防災情報ページの多言語リーフレットへ飛ぶようになっているようですが、今後、外国人住民向けの身近な地域情報として、防災ハザードマップを活用できる検討が必要ではないかと考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長(東純一君)

お答えいたします。

多言語に対応いたしましたハザードマップも必要であると考えておりますけれども、外国人の方々へもスマートフォンが普及しております。スマートフォンの翻訳機能で、ハザードマップなど日本語で記載されたものを母国語で見ることがもできますので、そのような方法も紹介していきたいと考えています。

以上です。

○8番(佐多申至君)

防災セミナーの内容と参加状況はどうだったでしょうか、お尋ねします。

○企画課長(園田賢一君)

お答えいたします。

防災セミナーにつきましては、昨年度、吹上中央公民館で開催をいたしました。その内

容につきましては、日本の災害のことや地震のときに気をつけること、また避難所のこと、災害の前に準備することなどを学ぶ内容となっております。当日は8人の外国人住民が参加をいただいたところでございます。

以上でございます。

○8番(佐多申至君)

先ほど、保育園の翻訳機の導入の補助ということが話がありましたが、小学校、中学校での通訳、翻訳のための機器導入の必要性はないですか、それについてお答えください。

○学校教育課長(段原修司君)

お答えします。

学校には1人1台端末を整備しております。教師と外国語でのやり取りが必要な児童生徒、そして保護者間の相互のコミュニケーションツールとして役に立っております。さらに、必要に応じた個別の対応として翻訳アプリを活用することもございます。

子どもたちは様々なコミュニケーションを通じて柔軟に言語を身につけていっているようです。

○8番(佐多申至君)

小中学校、それから保育園のこういった翻訳機の導入の補助とかいろいろ取り組んでいらっしゃるの、いかに自分たちの今持っているタブレットがどの程度翻訳できるのかと思って、先日自分でも確かめてみたら、もうブラジル語とかアラビア語はなかなか自分はまだ読めないんですけど、そういった翻訳機能がこのタブレットの中にも私たちの議会タブレットにも入っています。今後こういったITをうまく活用し、そして使いこなすことで、使いこなさないとなかなか自分たちの意思とかを相手に伝えるにはなかなかいい手段ではないかなと思っているところでございます。

さきに行われた外国人向けの交通安全教室の話がありましたが、そこに参加された外国

人の方々が、日本語で話す講師と外国人の参加者とのやり取りの様子を私は後ろのほうで拝見していましたが、正確に理解され、日本語で書かれたアンケートも漢字と片仮名でしっかりと上手に書いて回答されていました。

日常生活においては、スマホの翻訳機能アプリを活用しているとのことでした。現在、市民サービスとして、本町及び支所では何台の翻訳機等が活用されているのでしょうか、お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

令和3年度にウクライナ避難民支援事業におきまして、70言語対応可能なポータブル型の翻訳機を10台購入しており、うち5台は本庁各支所の窓口と産業建設部に配置しておりまして、外国人の方が来庁された際に活用しております。また、残りの5台は貸出用として総務課のほうで保管をいたしております。

このほか、避難所に配備するタブレット端末には翻訳アプリも入っておりますので、避難所においても対応は可能となっております。

以上です。

**○8番（佐多申至君）**

今現在の外国人の方々と対応は、企業の方々がついておられて、いろんな手続とかされるので、なかなか、今、翻訳機とか機器を使うことが少ないとおっしゃっていました。先日の聞き取りではそうおっしゃっていましたが、今後、家族、いろんな育成就労となると、キャリアを持って、そして仕事がうまくなっていくと、もう主任、係長、課長クラスに上がっていくと、今度は家族を呼んで一緒に生活することが想定されます。そうすると、今度は家族単位で庁舎に来られる可能性が多くなります。

ぜひとも今のあるものをフルに活用してい

くことになると思いますので、その辺は準備していただきたいと思いますと考えております。

5番目の質問の最後なんですが、例えばその翻訳機は日本人と外国人、または国の違う外国人間、例えばインドネシアの方とフィリピンの方とか、全く違う国の人たちの対話などにその翻訳機は対応できるのでしょうか、伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）**

お答えいたします。

日本人と外国人の方々はもとより、違う国の方でも翻訳機能は対応可能となっております。

以上です。

**○8番（佐多申至君）**

それでは、多文化共生の最後の6項目です。計画策定のところに入るわけですが、先にこの多文化共生について、最後になりますので私の思いを少々述べさせていただきたいと思っております。

多文化共生を実現するためには、労働力や生産向上へ、そしてGDPを高めるためにも外国人受入れの現状を理解することにあると考えています。成功事例やトラブル事例など多くを知ることが大事です。また、外国人の在留資格ごとの制約や権利等も知らない支援もできません。

答弁にあったように、就労企業も含めた立場の違う人たち、文化の違う人たちでまずは議論の機会をつくり、議論を重ねた上で、誰もが安心して暮らせる地域社会をしっかりと関係者を巻き込んで形成していくべきと私は考えています。

先ほどから述べますように、子どもたちは懸念というよりも教育環境の下、交流を通してきっと純粋に謙虚に学び成長していくでしょう。大人を取り巻く社会において多文化共生の意識を醸成していくには、それぞれに持

つ価値観の融合にそれ相当に時間がかかると私も考えています。

グローバル化が進む現代において、多様性を受け入れる姿勢と異文化への理解力と、先ほどからありますように、日本人には言葉を正確に理解し表現できる総合的な国語力も必要です。人口減少社会と個々の将来のキャリアにおいても、また、持続可能なまちづくりには重要です。

長くなりましたが、私のこの思いを伝えた上で、多文化共生の実現に向けて、市長と教育長にそれぞれご答弁ください。

#### ○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

人口減少が進む中、本市に住む外国人につきましては、年々増加傾向にございまして、貴重な労働力の担い手となっていただいているほか、連携を図ることで地域の活性化を担うことなども期待できるところでございます。その上で、同じ地域で暮らす全ての人が違いや個性を認め合い、尊重され安心して暮らすことができる社会の形成は大変重要なことであるものと認識をしております。

今後も、多文化共生の実現に向けまして、市民や企業、外国人の皆様のご意見もいただきながら、交通安全教室ややさしい日本語教室など、様々な取組を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### ○市長（永山由高君）

先ほど担当課長が申し上げました同じ地域で暮らす全ての人が違いや個性を認め合い、尊重され安心して暮らすことができる社会の形成、これが大変重要であるということでございます。

既に3月1日時点で日置市に在住しておられる外国人住民の方が478名ということで、1%を超える方々でございます。

一方で、今、この町で暮らしている外国人の方の立場に立てば、99%近い方々が違う

国籍の方だということになるかと思えます。その意味で様々なご不安もあられるかと思えますし、そういった方々の不安にしっかり寄り添うこと、それと、もちろん計画も含めた今後の道筋をつくることは重要ですけども、まずは自分自身が彼らにとってよき隣人であること、その意識をこれは自分自身も持ち続けることも併せて意識をしまいたいと考えています。

以上です。

#### ○教育長（奥善一君）

多文化共生につきましては、現在の学校教育においては非常に重要な視点となっております。学校では全教育活動を通して学習を進めているところでございます。

それから、現在、外国の児童生徒が在籍している学校におきましては、生活を通してお互いの文化を理解し尊重し合う学びを学校全体で推進できているというふうに考えておりまして、今後とも、誰もが安心して学べる環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○8番（佐多申至君）

しっかりと市長、教育長のお言葉をいただいて、今後もこの多文化共生の取組については注視していきたいと考えております。

それでは、多文化共生から全く180度変わりますが、身近で我々が日頃、日常的によく会話にも入ってくるんですけども、本市の市民歌と市の花、そして市の木について、最近よく身近では語られることが多いので、こうやって取り上げてきました。

現在、伊集院総合グラウンドの近くにありました梅園もありません。そして、過去ありました梅マラソン、冠のつくイベントもありません。日置本庁舎石碑の場所にはクロマツと梅の木が植えてあります。先日、写真を撮ったら、きれいな梅の花が咲いておりますの

で、数少ない花を撮りましたが、多くの市民が訪れる本庁舎並びに支所等にももっと植えるか、もしくは公共施設でも絵画、もしくはモニュメントを設置するとか、市の花、市の木らしく、答弁にありましたが、意識をもって、もっと市民が身近に感じる醸成に取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

市の花である梅、市の木であるクロマツについては、本庁舎正面に植栽をしております。また、日置市中央公民館の入り口の庭園には、松と関ヶ原町から寄贈された梅が植栽されているところでございます。

市の花、梅にちなんだイベントについては、いじゅういん梅マラソンがございましたけれども、これが形を変えて、みんなのYUMEトライアルとして、夢と梅、UMEを掛け合わせたタイトルにおいて開催されているところでございます。

市の木、クロマツについては、吹上のクロスカントリーコースや、昨年整備されましたフォレストアドベンチャーの利用により、市民の皆様に触れる機会が増えるものと考えているところです。

以上です。

**○8番（佐多申至君）**

今、YUMEトライアルの意味が初めて分かりました。ローマ字にすると梅という言葉が入っているのを、今、書き並べるとそうだなと思いました。

今回、市の花、市の歌、そして市民歌については、当然、好きな方々は本当によく歌いながら交流を深めていらっしゃる団体もあります。今回、いろんな団体の方々と話をする中で、梅とクロマツについていろいろ問合せも多かったものですから、市民を代表して、今の質疑をしたところです。

今後、市民歌と市の花についても、いろん

な市民の声を届けていきたいと思っておりますが、今回のところはこの辺で終わりたいと思っております。

私の今日の最後の本市の街路樹について述べたいと思っております。

私はこれまで、街路樹については、1期生のころから毎年毎年、この街路樹については話をしているところです。市長においては、私の街路樹、いろんな美化については、私のトレードマークみたいになって質問しているわけですが、今回、歩道に植えてあるツツジが根も太くなり、またその根が張り、歩道の路面を表面層をちょっとひびが入ったり盛り上がったりして、高齢者の方が足が引っかかったりして、いろいろと苦情ももらっているところです。

ツツジの刈り込みの中に生える雑草など、根から取ることなどが困難になってきています。今後の街路樹について検討すべき時期になっているのではと市民の皆様と話をしているところですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

**○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）**

お答えします。

低木樹のツツジについては、春にきれいな花をつけ、目を楽しませますが、一方では、横断歩道の近くでは子どもたちが見えにくい、カヤ、雑草が生えて見苦しい、舗装の根上がりがあるなど、様々な意見をいただいております。

今後、低木樹の撤去や更新が必要とは考えますが、造園業者等の専門家の意見、また自治会等の意見を聞きながら、地域や現状に応じた維持管理を行ってまいりたいと考えております。

**○8番（佐多申至君）**

時間はまだありますので、今の答弁をいただいて、この街路樹については、私は妙円寺団地に住んでおりますが、目の前がきれいな

桜木通りで本当にありがたいと思っておりますが、先日、うちの前の桜木が3本ほど切られていましたので、それはもう致し方ないと考えているところですが、街路樹については、本当に先ほどから何回も質問してきて、人と草木との闘いはこれからも続くと思います。

そして、私の周りからも様々な意見があります。草の除草剤をまいてどうのこうのとかいろいろあるんですけれども、その除草剤についても議論は必要だと思います。

また、地域によっては、地域の自治会で刈っているところもあります。ただ、刈る時期がきれいに刈ってあるんですけども、そのおかげできれいに刈ってあるからこそ、ツツジの花が咲かなかったり、これは本当にありがたいと思いつつも、いろんな価値観の違いで意見が飛び交うわけです。このことについては、本当に今後とも議論する必要があるんじゃないかと思います。

先ほどから多文化の話もしてきましたが、多文化と同様に議論が必要と考えている状況ですので、これは必ず取り組んでいただきたいところですが、このことについて市長に最後にお尋ねして、私の最後の質問とさせていただきます。

#### ○市長（永山由高君）

先ほど担当部長、担当課長からも答弁ありましたけれども、造園業者等の専門家のご意見、またやはりこれは地域の自治会の方々の声も非常に大切な論点であろうというふうに考えますので、様々な方々からご意見をしっかりと伺いながら、今後については検討してまいりたいと考えています。

---

△散 会

#### ○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時48分散会



第 5 号 ( 3 月 3 0 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	同意第 1号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 2	議案第 4号 日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
日程第 3	議案第 6号 市道の路線の認定について
日程第 4	議案第 7号 日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 9号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6	議案第13号 日置市農村センター条例の一部改正について
日程第 7	議案第14号 日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
日程第 8	議案第24号 令和8年度日置市一般会計予算
日程第 9	議案第25号 令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第10	議案第26号 令和8年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第11	議案第27号 令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第12	議案第28号 令和8年度日置市介護保険特別会計予算
日程第13	議案第29号 令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第14	議案第30号 令和8年度日置市水道事業会計予算
日程第15	議案第31号 令和8年度日置市下水道事業会計予算
日程第16	議案第32号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第14号）
日程第17	議案第33号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第34号 日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結について
日程第19	議案第35号 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第20	発議第 2号 日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について
日程第21	閉会中の継続審査の申し出について
日程第22	閉会中の継続調査の申し出について
日程第23	所管事務調査結果報告について
日程第24	行政視察結果報告について

本会議（3月30日）（月曜）

出席議員 20名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	16番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満渉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
健康保険課長	宇都敏君	福祉課長	宮前美紀さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
上下水道課長	神余徹君	学校教育課長	段原修司君
社会教育課長	入佐好彦君	監査委員事務局長	濱崎慎一郎君

農業委員会事務局長

有 島 春 己 君

会計管理者兼会計課長

今 村 幸 代さん

消防本部次長兼警防課長

久保園 幸 一 君

消防本部次長兼警防課長

久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

---

△日程第1 同意第1号日置市監査委員  
の選任につき議会の同意を  
求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第1、同意第1号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

同意第1号は、日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。現委員が、令和8年3月31日をもって退職するため、新たに後任委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

漆島政人氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しま

した。

これから、同意第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

---

△日程第2 議案第4号日置市過疎地域  
持続的発展計画を定めるこ  
とについて

○議長（富迫克彦君）

日程第2、議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。本案について、総務企画常任委員長長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長倉浩二君登壇〕

○総務企画常任委員長（長倉浩二君）

ただいま議題となっております、議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は、2月18日の本会議にて本委員会に付託され、2月19日に委員1名欠席、6名の委員が出席のもと、委員会を開催し、総務企画部長、企画課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

本案は、現行の計画が令和7年度で期間満了になることから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年を期間とし、過疎地域持続的発展方針に基づき、日置市過

疎地域持続発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により提案されたものであります。

本計画は、13章で構成されており、対象となる地域は、東市来地域、日吉地域及び吹上地域の区域とし、本計画を策定することにより、本計画に基づいて行う事業については、過疎対策事業債を活用することが可能になるなど、財政上その他の必要な特別措置を受けることができることになっております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。委員より、議会と高校生との語る会を開催したが、そうすると開口一番、JRの便数が少ない、バスが少ないという意見が出されます。計画を見ても、交通手段の確保と挙げられているけれども、具体的な推進方法、あるいは利用促進の手立ては考えられないのかとの問いに、公共交通機関においてはバス路線の維持に加え、ひお吉号を運行させていただいている。公共交通機関としての社会的意義を踏まえ、今のご意見も含めて、JR、バス事業者と地域公共交通会議を通して協議をしていきたいとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市過疎地域持続的発展計画を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### △日程第3 議案第6号市道の路線認定について

**○議長（富迫克彦君）**

日程第3、議案第6号市道の路線認定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

**○産業建設常任委員長（福元 悟君）**

おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております、議案第6号市道の路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月18日の本会議におきまして当委員会に付託され、2月19日に委員全員出席のもと委員会を開催し、今回の認定に係る3路線の現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め質疑・討論・採決を行いました。

認定路線1番は、路線名「城之町鶴城寺線」延長206メートル、起点は市道長里城之町線、終点は県道江口長里線となっております。

次に、路線番号2番は、路線名「皆田外堀線」延長339メートル、起点と終点は市道皆田鉾谷線となっております。

次に、路線番号3番は、路線名「南宮内線」延長428メートル、起点は市道中原入来浜線、終点は市道坂下八幡線となっております。

どちらの路線も、農地整備課所管の狭あい道路整備等促進事業で整備した集落道を市道認定路線として提案をされたものです。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、3つの路線にロードミラーを設置する計画はないかとの問いに、各路線は集落道として整備をして2年以上経過しているがそのような要望はなかったため、計画していないとの答弁がありました。また、委員より、農地整備課が当初整備した際の工事期間はという問いに、城之町鶴城寺線が令和2年度から6年度、皆田東外堀線が令和元年から4年度、南宮内線が令和2年度から5年度となっているとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後、自由討論を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第6号市道路線の認定については全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長（富迫克彦君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第6号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

△日程第5 議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

**○議長（富迫克彦君）**

日程第4、議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について及び日程第5、議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長倉浩二君登壇〕

**○総務企画常任委員長（長倉浩二君）**

ただいま一括議題となっております、議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について及び議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、2月18日の本会議にて本委員会に付託され、2月19日に委員1名欠席、6名の委員が出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、税務課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

初めに、議案第7号日置市一般職の任期付

職員の採用等に関する条例の制定についてを御報告いたします。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本市において専門的な知識経験を有する人材や、一時的に増大する業務に対応できる人材を、任期を定めて採用できる仕組みを整えるもので、多様化・高度化する行政課題に対し、柔軟かつ機動的な人員配置を可能にするとともに、組織の活性化と行政運営の効率化を図ることを目的としております。

なお、施行期日を令和8年4月1日とし、附則において、本条例の制定に伴い日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の所要の見直しを行うものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より、第3条の高度の専門的な知識経験を有する者と第3条の2項は、具体的にどのような職種なのかとの問いに、第3条は高度な専門知識ということで、弁護士、公認会計士、高度なセキュリティ専門家を想定している。3条の2項については、例えばメタバースとかDXとか、大規模プロジェクトのマネージャーとか、専門的な知識ということで、特定の分野に精通している方を想定しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてをご報告いたします。

今回の改正は、国民健康保険の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率及び税額を見直すことに関し、条例の一部を改正するものであります。

なお、当該税率等については、令和8年度の県への納付金を含めた国保財政収支見込により国保税必要額を算出するとともに、県が示す標準保険税率との比較も行い決定されております。

また、施行期日を令和8年4月1日とし、改正後の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することにしてあります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より、モデル的な家庭で、国保税がどれくらい下がるのかとの問いに、例えば、被保険者2人の所得が100万円の世帯で、改正前の令和7年度の税率で計算すると、世帯として16万5,400円である。改正後の令和8年度税率で計算すると14万8,700円で、差額が1万6,700円となるとの答弁。ほかには質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について

△日程第7 議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第6、議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について及び日程第7、議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

ただいま議題となっております、議案第13号日置市農村センター条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月18日の本会議において当委員会に付託され、2月19日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び農林水産課長など当局の説明を求め質疑・討論・採決を行いました。

今回の改正は、農村センター条例に掲げる施設の目的外使用について、管理上支障のない範囲内で使用許可ができるよう改正するものであります。また、併せてセンターの使用時間を午後10時までに統一し、センター内の会議室及び冷暖房の使用料についても改正するものであります。

なお、本条例の施行日は令和8年4月1日であります。

次に、質疑の主なものを御報告いたします。

委員より、夜の10時まで使用する場合、鍵の取扱いはどうなるのかとの問いに、常駐の管理者がいないことから、伊集院地域は本庁農林水産課、他地域であれば各支所で鍵を受け取ることになる。返却については、夜遅くまで使用する場合は、翌日返却していただくと考えているとの答弁がありました。さらに、午後10時まで使用可能とする内容だが、10時以降も使用できるという案はなかったのかとの問いに、公共施設等総合管理計画の中で、他の施設が午後10時となっていることから、足並みをそろえて10時としているとの答弁がありました。また、本会議において、学習室としての使用はできないと答弁があったが、年齢制限等はあるのかとの問いに、年齢制限は設けていない。用途を学習室として利用することは可能だが、子どものみで利用することは、安全面を考慮すると許可することは難しいとの答弁がありました。

コミュニティ活動や市民活動に活用していただくことで、施設の有効活用や地域活性化につながるものと考え、活動事例としては、地域住民の各種会合やサークル活動・グループ活動・地域イベントの準備や打ち合わせを想定していると説明がありました。このほかにも質疑がありました。このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後、自由討議を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第13号日置市農村センター条例の一部改正については全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、ただいま議題となっております議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は2月18日の本会議において当委員会に付託され、2月19日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長など当局の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、1つに、入居手続時の誓約書において、連帯保証人をこれまで「2名の連署」としていた部分を1名とすることを可能とし、併せて個人ではなく、家賃債務保証会社等の法人も保証人となること。

2つ目に、連帯保証人の変更に係る市長の承認を受けなければならない事由に、「入居者に代わって連帯保証人が負担した額が、民法に規定する極度額に達したとき」を加えること。この2点を、それぞれの条例において改正するものであります。

なお、本条例の施行日はそれぞれ令和8年4月1日であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、極度額と記載されているが、極度額はおおよそ幾らぐらいになるのかとの問いに、入居時の家賃の12カ月分を極度額と

するとの答弁がありました。

さらに、保証人を団体とすることも可能となるが、想定している団体等はあるのか。また、その団体に依頼する場合、費用はどの程度となるのかとの問いに、条例が可決された後に要綱で定めていく内容となるが、考えている団体としては始良市、南九州市が協定を結んでいるナップという法人を検討している。年間の保証料は1万円となっているとの答弁がありました。また、これまで、連帯保証人が滞納金を支払ったケースはあるのかとの問いに、2年前に1件、吹上地域で保証人が支払ったことがあったとの答弁がありました。このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後自由討議を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号日置市農村センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第14号日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第24号令和8年度日置市一般会計予算

△日程第9 議案第号25号令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第10 議案第号26号令和8年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第11 議案第号27号令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第12 議案第号28号令和8年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第13 議案第号29号令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第14 議案第号30号令和8年度日置市水道事業会計予

算

△日程第15 議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算

**○議長（富迫克彦君）**

日程第8、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算から、日程第15、議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下園和己君登壇〕

**○予算審査特別委員長（下園和己君）**

ただいま議題となっております、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算から、議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算までの8件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る3月4日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、3月13日、16日、17日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて3月23日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議いたしました。

初めに、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算についてご報告いたします。

今回の当初予算は、本市における総合的かつ計画的な運営を行うための基本計画である、第3次日置市総合計画の初年度に当たり、「日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、新たな総合戦略の初年度となるため、総合計画及び総合戦略で定めている「日置のありたい姿」や「市民の暮らし」、基本目標の達成に向けた施策の確実な推進に資する予算となっております。

また、社会保障関係費の増加や物価高騰による歳出経費の増加などが見込まれている状

況を踏まえ、今後も、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう一層の歳出削減と歳入確保を図っていく中で、令和8年度一般会計当初予算額は、歳入歳出総額それぞれ320億9,300万円とし、前年度の当初予算が骨格予算だったことから、6月補正予算後との比較で5億3,654万1,000円増となっています。また、予算を使わないゼロ予算事業においては、36事業が挙げられています。

質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、備品購入費で広報用ドローンの購入が計上されているが、取扱いができる職員は何名いるのか。また、今後の人材確保の取組を伺うとの問いに、市長部局では広報戦略係に1人、建設課に1人、消防本部にも扱える職員がいる。現状では限られた職員になるが、今後、人材育成についても努めたいと考えているとの答弁。

財政管財課所管では、委員より、委託料の公共施設最適化検討支援業務ではどういった取組をやっていくのかとの問いに、現在、未利用財産の民間譲渡を進めているが、今後、公共施設の総合管理計画及び個別計画に伴って、ますます推進していく必要があり、検討委員会、アンケート、ワークショップ等のサポートをしていただく業務として計上したものであるとの答弁。

企画課所管では、委員より、省エネルギー家電製品購入支援事業補助金だが、条件として所得制限や市税の滞納状況のチェックは入るのかとの問いに、補助対象者の条件として、交付要綱を作成中であるが、市税等の滞納がないかといった部分については規定したいと考えている。所得制限については考えていないとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、湯田地区公民館改修事業だが、改修の概要はどの問

いに、そもそも公共施設の管理計画に記載がされていたもので、改修内容としては、全般的に外壁、防水、そして中の壁面のひび割れ等も含めて、大規模の改修を行う予定となっているとの答弁。

税務課所管では、委員より、串木野日置地区納税貯蓄組合連合会への負担金があるが、今の感覚でいえば納税組合がどれだけ機能しているのかと思うが、今の納税貯蓄組合連合会の役割、現状、今後の方針はどうなっているのかとの問いに、納税貯蓄組合連合会の構成団体が日置市商工会、いちき串木野市商工会議所、市来商工会、串木野日置法人会、串木野日置青色申告連合会の5団体となっている。会員は延べで約2,000人と聞いている。役割としては、納税貯蓄の意識の自覚を強めるために、納税資金の備蓄を確実に励行しながら、期限内納付を推進するところと、中学生の作文募集により租税教育の推進を図るところが役割ということである。今後の方針、役割については、納税貯蓄活動や将来の納税者の租税教育を推進することにより、納期内納税等につなげる継続した活動が、今後も見込まれるとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、ふるさと納税のポータルサイト及びクレジット会社への手数料だが、全国でふるさと納税に関して、業者への手数料の問題が起こっているが、日置市の本年度予算で、寄附額が15億1,400万円、手数料が1億9,500万円単純に計算すれば12.88%になるが、12.88%の全国的な状況はどの問いに、6年度のデータでは10.8%ほどで、現在、総務省から調査が来ている。ポータルサイト等の経費及び配送を合わせて令和11年度までに40%未満に抑える必要があるため、価格設定の見直しや経費を削減する手法の見直しをかけていきたいとの答弁。

消防本部では、委員より、防火水槽の設置

工事が計画されているが、予定されている場所を伺うとの問いに、南分遣所付近に地下式消火栓1基しかなく、耐震性の防火水槽がないため、南分遣所の敷地内に耐震性貯水槽40トンを作る計画であるとの答弁。

市民生活課所管では、委員より、次期一般廃棄物最終処分場基本構想策定と候補地選定業務について業務内容を伺うとの問いに、現在、クリーン・リサイクルセンターの閉鎖に向けて事業を執行しているところであるが、新たな最終処分場を整備するため、搬入するごみの種類や搬入量の推計などを整理・検討し、基本構想の策定を行う。次期最終処分場の候補地選定は、一次候補地として12か所程度、さらに4か所程度まで絞り込み、地域住民の方との意見交換会を踏まえ、最終的には1か所に絞り込む予定としているとの答弁。

福祉課所管では、委員より、ひきこもり支援事業の委託料について、相談件数、男女別などこれまでの実績と相談体制について伺うとの問いに、令和3年度から今年の2月までの実績として、相談件数が49件、うち男性38名、女性11名である。また、月1回相談会を行い、会場に来ていただく形をとっていたが、来年度からは社会福祉協議会への委託によりアウトリーチでの支援が可能になると考えているとの答弁。

子ども未来課所管では、委員より、放課後児童健全育成事業について、新たに加わる事業所はどこか。また、地区公民館での運営状況のチェック体制はどうなっているのかとの問いに、つつじが丘保育園とパーム保育園の2園が新たに加わる。地区公民館での運営については、各地区自治公民館で運営委員会を設置し、その中でチェックしていただいている。また、報告書等により収支状況は市のほうで確認しているが、帳簿等の細かな書類までは確認していないとの答弁。

健康保険課所管では、委員より、保険指導

費の各種検診について、7年度と8年度では受診者数に顕著な動きがあったのかとの問いに、がん検診、特定健診は増えている。乳がんと子宮頸がん検診については、7年度からクーポン券の対象者年齢を拡大したことから増加している。特定健診については、受診率が増えているとの答弁。

介護保険課所管では、委員より、重層的支援体制整備事業費の権利擁護事業費分について、高齢者虐待の防止・保護・擁護者への支援などに関する予算が計上されているが、これまでの虐待件数を伺うとの問いに、令和6年度の相談件数は28件、うち11件が虐待認定されている。令和7年度12月時点の相談件数は23件、うち11件が虐待認定されている状況であるとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、委員より、中学校の部活動指導員報酬について、これまでモデル事業で実施していたと思うが、令和8年度はどのような内容になるのかとの問いに、今後は部活動指導員を会計年度任用職員として登録し、通常分として1日3時間以内、大会引率分として1日6時間以内を上限に報酬を支払うことになる。現在、外部指導者として携わっていただいている方を中心に15人分を予算計上しているとの答弁。

社会教育課所管では、委員より、東市来図書館・保健センター改修工事について、工事概要を伺うとの問いに、屋根と外壁に約1億2,750万円、トイレ改修に約3,250万円、照明のLED化に約1,750万円となっているとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、有害鳥獣捕獲事業の委託料が昨年度と比べ、倍以上になっている。会員が極端に増えたわけでもないが昨年度は予算が足りなかったため、増額して予算計上しているということかとの問いに、1点目は捕獲した有害鳥獣の単価を見直したこと。2点目は捕獲時期を伸ばしたこと

によるものであるとの答弁。

また、委員より農業団体への電気柵補助が69団体として計上されているが、これは3月補正時にあった早期米の団体以外の数で積算しているということかとの問いに、補正予算の際は、早期水稲に取り組む団体数を積算根拠として計上したが、今回は普通期水稲に取り組む団体数を基に積算している。しかし、12月補正時に申請できなかった団体等についても申請できるように設定していく予定であるとの答弁。

農業委員会所管では、委員より、モバイル端末の管理料が27台と8台分に分かれているが、違いは何かとの問いに、27台分が国費で購入した分であり、8台分は市費で購入した分となっているとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、多面的機能支払交付金事業（共同活動）で自治会の清掃の際に合わせて活動している団体もある。住民の中では、農業に関する活動という意識のない方もいる。農家と非農家の地域住民が協力するという説明がされずに進むのは良くない。事業の趣旨等を踏まえて、地域への指導や周知は行っているのかとの問いに、多面的機能支払交付金事業が高齢化による人口減少を踏まえ、農家だけでは水路などを維持できず、今後活用できなくなることを防ぐために、農家と非農家の方々も一緒になって活動をしてもらう取組であることは認識いただいている。活動実績としては、令和6年度の農家の参加は延べ8,204名。非農家の方が1万99名。合わせて1万8,303名の方が活動をいただいております、その参加者の約55%は非農家の方となっているとの答弁。

建設課所管では、委員より、橋梁修繕事業費の中で吹上の赤仁田橋の撤去と新赤仁田橋の修繕があるが工事内容はどのようなものか。また、旧赤仁田橋が残っていた理由はどの問いに、平成の初め頃に新赤仁田橋を架けてお

り、旧赤仁田橋を残した理由は不明である。今回計上している工事については、新しい橋を修繕するのであれば、撤去にかかる費用も国の予算を充てられるため、予算計上しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて、分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、省エネルギー家電製品購入支援事業で、購入した機器が省エネであるのは何を見て分かるのか、募集はいつ頃から始まるのかについて質疑や説明はあったのかとの問いに、省エネルギーを確認する方法としては、メーカーが出している省エネルギー基準達成率100%以上と表示のあるものを対象とすることと、購入期間は令和8年6月から11月の6カ月間を予定している。購入する店舗は日置市内に所在する店舗との説明があったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第24号令和8年度日置市一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第25号令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億5,451万4,000円とし、前年度より1億8,310万2,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税では7億8,746万6,000円を計上。前年度より1億88万9,000円の減額となっております。

4款県支出金では、保険給付費等交付金など44億3,086万7,000円を計上。前年度より6,620万5,000円の減額とな

っております。

6款繰入金では、一般会計繰入金など4億1,114万2,000円を計上。前年度より1,700万8,000円の減額となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費では、療養給付費、高額療養費など計上。

3款国民健康保険事業費納付金では、医療給付費、介護給付費、後期高齢者支援金など計上。

6款保健事業費では、特定健康診査等事業費、疾病予防費、国保ヘルスアップ事業費など計上。

いずれも所要の予算を計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、少子高齢化が加速する中、本市の被保険者数の動向について伺うとの問いに、五、六年前までは1万人以上であったが、現在は8,500人程度に減少している。これまで団塊の世代が毎年700人程度後期高齢者医療制度に移行していたが、徐々に緩やかになってきていることから、今後の減少幅は小さくなると思われるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第25号令和8年度日置市国民健康保険特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号令和8年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,370万5,000円とし、前年度より2,952万1,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、繰入金で9,311万

6,000円を計上しております。

歳出の主なものは、会計年度任用職員報酬で4,212万8,000円、施設維持管理のための需用費4,163万円などを計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

プール空調機更新工事の工事内容と実施時期はとの問いに、エアーハンドリングユニットという部品が壊れており、プールの熱交換機能が滞っているために更新を実施するものである。更新をすることで、冬の除湿機能の強化、結露防止、換気機能強化につなげ、建物の腐食等を防ぐことができる。時期については、予定では4月、5月早々に執行する形で、工期は半年ほどを想定しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第26号令和8年度日置市健康交流館事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ643万5,000円とし、前年度より269万4,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料では、有償で配湯している温泉使用料175万4,000円を計上し、前年度より20万2,000円の増額となっております。

3款繰入金では、無償で配湯している使用料218万3,000円、吹上温泉施設整備費248万4,000円を計上し、前年度より248万4,000円の増額となっております。

歳出の主なものは、維持管理費として、温泉審議会委員の報酬、需用費、委託料などがあります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、以前、湯量が不安定な時期があったが現在はどうかとの問いに、現在は、タンクに90%以上貯湯しており、湯量は安定しているとの答弁。

また、現在、泉源を管理されている方に来年度も継続して委託されるのかとの問いに、引き続きお願いしたいとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第27号令和8年度日置市温泉給湯事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号令和8年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億3,397万5,000円とし、前年度より436万円の増額となっております。

歳入の主なものは、1款介護保険料では11億4,639万7,000円を計上。前年度より2,820万6,000円の増額となっております。

3款国庫支出金では、介護給付費負担金、調整交付金など13億3,866万8,000円を計上。前年度より2,594万1,000円の減額となっております。

4款支払基金交付金では、介護給付費負担金、地域支援事業交付金など14億9,538万3,000円を計上。前年度より596万5,000円の増額となっております。

5款県支出金では、介護予防・日常生活支援総合事業など8億2,347万円を計上。前年度より360万円の減額となっております。

す。

6款繰入金では、一般会計繰入金、介護保険料軽減負担分繰入金など8億2,449万円を計上。前年度より322万4,000円の減額となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費では、介護予防サービス給付費、高額介護サービス費など計上。

5款地域支援事業費では、包括的支援事業・任意事業費、介護予防・生活支援サービス事業費など計上。

いずれも所要の予算計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、各自治会で筋ちゃん広場の活動が活発になってきているが、現在の団体数を伺うとの問いに、令和7年度中に1団体立ち上がったので、124自治会で実施されているとの答弁。

また、このように健康・生きがいつくり活動が活発になってきている中、介護認定の状況はどうかとの問いに、令和7年9月時点で16.3%であった。平成28年度までは20%を超えていたことから、認定率は減少傾向にあるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第28号令和8年度日置市介護保険特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,762万2,000円とし、前年度より1億2,899万6,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保

険料では、特別徴収保険料、普通徴収保険料 7億7,879万円を計上。前年度より1億1,319万円の増額となっております。

3款繰入金では、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金など3億346万3,000円を計上。前年度より1,566万9,000円の増額計上となっております。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料、保険基盤安定負担金など計上。

3款保健事業費では、健康診査費、疾病予防費を計上。

いずれも所要の予算計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、事業説明書529ページ、疾病予防費の人間ドック受診費用について、7年度と同額計上になっているが、7年度の受診実績を伺うとの問いに、現時点では、厚生連病院で受診された方が150人、それ以外が43人、合計193人の実績であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第29号令和8年度日置市後期高齢者医療特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号令和8年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和8年度に係る水道事業の業務の予定量では、給水戸数は2万3,100戸で、前年度比増減なし、年間総給水量は475万6,000立方メートルで、前年度比3万2,400立方メートルの増、1日平均給水量は1万3,030立方メートルで、前年度比89立方メートル増と定め、収益的収入及び支出では、収入総額10億1,670万

3,000円、支出総額9億8,753万8,000円を予定額として定め、資本的収入及び支出では、収入総額を1億6,370万円、支出総額7億5,848万9,000円を予定額として定めたものであります。

なお、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける予定額は、前年度より590万6,000円減の3,584万8,000円であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、配水管布設替えの工事請負費が各地域分であるが、単独で布設替えをしていくものと、道路改良工事と併せてするものどちらになるのかとの問いに、今回計上している工事は、道路改良工事に伴うもの、単独で行うものどちらも入っているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第30号令和8年度日置市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和8年度に係る下水道事業の業務の予定量では、接続戸数は8,870戸で、前年度より105戸増、年間総排水量は215万5,749立方メートルで、前年度より3万4,396立方メートル増、1日平均排水量は5,906立方メートルで、前年度より95立方メートル増と予定量を定め、収益的収入及び支出では、収入総額8億4,046万9,000円、支出総額6億6,877万7,000円を予定額として定め、資本的収入及び支出では、総収入額1億3,910万円、支出総額3億3,699万3,000円を予定額として定めたものであります。

なお、一般会計から下水道事業会計へ補助

を受ける予定額は、前年度と同額の3億429万8,000円であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、荒瀬地区の雨水ポンプ借り上げ、徳重地区の雨水ポンプ運搬などが計上されている。神之川の改修工事も進んできているが、この事業が完了すると荒瀬地区、徳重地区は雨水ポンプを借り上げずに済むのかとの問いに、県が河川改修を進めているが、箇所ごとに改修しているので、現時点ではすぐに撤収ができるという状況にはない。今後も、河川の幅が広がった後もポンプを備えていかなければならない。完了後も増水時に備え、雨水ポンプ等は残していく可能性が高いと考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、討論を付したところ討論もなく、採決の結果、議案第31号令和8年度日置市下水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

**○議長（富迫克彦君）**

これから、8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第24号から議案第31号までの8件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第24号から議案第31号までの8件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第24号から議案第31号までの8件を採決いたします。

お諮りします。8件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第24号から議案第31号までの8件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

---

午前11時15分開議

**○議長（富迫克彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第16 議案第32号令和7年度日置市一般会計補正予算（第14号）

△日程第17 議案第33号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

**○議長（富迫克彦君）**

日程第16、議案第32号令和7年度日置市一般会計補正予算（第14号）及び日程第17、議案第33号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の2件を一括議題とします。

2件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下園和己君登壇〕

**○予算審査特別委員長（下園和己君）**

ただいま一括議題となっております議案第32号令和7年度日置市一般会計補正予算（第14号）から、議案第33号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第

5号)の2件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月4日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、3月13日、16日に分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて、3月23日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第32号令和7年度日置市一般会計補正予算(第14号)についてご報告いたします。

歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,152万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億9,960万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、衛生費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定化等事業費国庫負担金、衛生費県負担金では、国民健康保険基盤安定化等県負担金で、いずれも交付決定に伴う増額であります。財政調整基金繰入金では、歳入歳出予算額の調整に伴う増額であります。

歳出の主なものは、社会福祉総務費の障害児通所給付費では、実績見込みに伴う補正。国民健康保険財政対策費の繰入金では、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴う補正で、いずれも増額であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第32号令和7年度日置市一般会計補正予算(第14号)については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

3,922万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,577万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分であり、いずれも交付決定に伴う増額であります。

歳出の主なものは、基金積立金で、国保保険給付等準備基金積立金の執行見込みに伴う増額であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、議案第33号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

#### ○議長(富迫克彦君)

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(富迫克彦君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第32号及び議案第33号の2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(富迫克彦君)

討論なしと認めます。

これから、議案第32号及び議案第33号の2件を採決します。この採決は議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第2の議案第32号及び議案第33号の2件を採決します。

お諮りします。2件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、採決順位第2の議案第32号及び議案第33号の2件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第18 議案第34号日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結について

△日程第19 議案第35号児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

**○議長（富迫克彦君）**

日程第18、議案第34号日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結について及び日程第19、議案第35号児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第34号は、日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結についてであります。

日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

次に、議案第35号は児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

子ども家庭庁関係内閣府令の一部改正に伴い、関係条例の整理を図りたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）**

それでは、議案第34号日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

最終処分場の閉鎖に伴う最終覆土工事となります。

それでは、議案書により説明させていただきます。

内容につきましては、日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事の入札を条件付一般競争入札により実施しました。

請負金額は2億2,021万8,284円で、契約の相手方は、日置市伊集院町大田7番地、ウエダ開発・吉村興業特定建設工事共同企業体です。

代表取締役、植田利一です。

本件につきましては、令和8年3月18日に仮契約を締結し、工期は令和9年3月19日までを予定しております。

次のページは入札結果となります。

今回の入札は、単体企業と特定JVによる混合入札により実施しました。1月21日に

公告を行い、5者の単体企業と6者の特定JVの計11者の参加申込みがありました。3月12日に電子入札を実施し、1者が辞退、10者の応札があり、また、入札額が全者同額であったため、電子くじにより、ウエダ開発・吉村興業特定建設工事共同企業体が落札しました。

続きまして、議案第35号児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和8年4月1日に施行されることに伴い、本市の確認基準条例及び運営基準条例を改正するために制定するものでございます。

なお、改正につきましては、従うべき基準はもとより参酌基準についても、内閣府令と同内容となるように行っています。

関係条例は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

それでは、別紙をご覧ください。

まず、第1条で改正する確認基準条例についてでございますが、全体を通して、既に確認基準条例に規定している他事業と同様に、満3歳以上限定小規模保育事業を位置づけるための改正を行っています。その上で、確認基準条例第39条第3項では、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する規定を新設してございます。

また、確認基準条例第42条第8項として、満3歳未満の小規模保育事業と異なり、小学

校就学前まで保育を利用することから、連携施設に接続先としての連携協力を求めることを要しないこととする規定を新設してございます。

次に、8ページをご覧ください。

第2条で改正する認可基準条例についてですが、先ほど説明いたしました確認基準条例と同様、認可基準条例においても、満3歳以上限定小規模保育事業を位置づけるための改正でございます。

なお、第2条で改正する認可基準条例第27条の改正により、満3歳以上限定小規模保育事業を既存の小規模保育事業所A型と同様の区分に位置づけるため、具体的な設備及び職員の基準、利用定員等については、小規模保育事業所A型と同様としてございます。このことから、利用定員につきましては、既存の小規模保育事業と同様、6人以上19人以下となります。

最後に、事業実施についてでございますが、現在の市内の保育環境から、事業実施予定の施設はございません。

以上で補足説明を終わります。議案第34号、35号、ご審議よろしくお願いたします。

#### ○議長（富迫克彦君）

これから、2件について質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至議員の発言を許可します。

#### ○8番（佐多申至君）

8番。議案第34号日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結について質疑いたします。

議案資料において、条件付一般競争入札で、落札金額が2億2,021万8,280円とあります。近年の高度な数量積算システム等による見積りで、同額となり得ることは理解しております。くじによる入札については、令和5年3月議会で同僚議員が一般質問もして

おります。

この入札業者の全てが同額となり、くじ引きによる入札となりましたが、そのほかの審査方法はないのかお伺いします。

**○財政管財課長（小園秀作君）**

お答えいたします。

その他の審査方法としては、価格と技術力を総合的に判断する総合評価方式を導入しております。この方式の適用範囲につきましては、土木一式工事においては、予定価格が2,000万円以上1億5,000万円未満、舗装工事については800万円以上2,000万円未満の工事を対象としております。

今回の事案につきましては、予定価格が2億円を超える大規模な工事であったため、現行の基準に照らし、条件付一般競争入札による入札を執行したところでございます。

以上です。

**○議長（富迫克彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第34号及び議案第35号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第34号及び議案第35号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第34号日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（富迫克彦君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第35号児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について

**○議長（富迫克彦君）**

日程第20、発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長長倉浩二君登壇〕

**○総務企画常任委員長（長倉浩二君）**

ただいま議題となっております発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について、総務

企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は11月20日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日に委員全員出席の下、委員会を開催し、発議者である山口政夫議員に発議の趣旨及び理由等の説明を求め質疑を行い、その後、総務企画部長、地域づくり課長など所管課へ説明等を求め質疑を行いました。

初めに、発議者より、自治会の歴史的経緯として、部落会町内会整備要綱、ポツダム政令15号による廃止、住民自治組織の復活、地方自治法改正による任意団体としての明文化、地方分権一括法や個人情報保護法の施行が未加入増加に与えた影響等について、詳細な説明がありました。

また、全国における自治会加入促進条例の制定状況（塩尻市やいちき串木野市等の事例）にも触れ、提案された条例案は、市民の自治会加入及び活動参加を促す理念条例であり、努力目標として位置づけるためのものである旨の説明がありました。

次に、発議者への質疑の主なものを申し上げます。

委員より、ライフスタイルの多様化や行政サービスの充実など、自治会発足時から社会背景は大きく変わっている。現在の共働き世代などの社会的背景から見た未加入の原因についてはどう考えているかとの問いに、共働きで余裕がない、土日仕事があるといった話は聞いている。理念があることで適切な加入のお願いができるようになるかと考えるとの答弁。

また、委員より、自治会加入を推奨する際、この条例があることで、具体的にどのような対応ができるようになるかと考えるかとの問いに、これは規則ではなく理念条例であり努力目標である。何も後ろ盾がない状況では、自治会長が勧誘して訴訟を起こされ、敗訴する

例もある。条例という根拠があれば、自治会長が市の理念に基づいて相談していると胸を張って言えるようになるかと考えるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、発議者の説明で了承し、質疑を終了。

続いて、地域づくり課より、自治会加入率低下を重く受け止めているものの、理念条例の制定だけでは加入率向上に直結しない事例があることを踏まえ、市としては、自治会長連絡協議会との連携強化による実質的な加入促進策を重視するとの説明がありました。

次に、地域づくり課への質疑の主なものを申し上げます。

委員より、地域づくり課では、自治会の未加入の原因についてどのように把握しているかとの問いに、アンケートの結果では、必要性を感じないという理由が最多であった。ほかにも、生活に困らない、役員になりたくない、自分のことで精いっぱいといった理由があり、特に高齢者の方は、役員の順番が回ってくるタイミングで退会されるケースもあると聞いているとの答弁。

また、委員より、今回、議員発議で自治会の役割を明記する条例案が出されたが、議会が先行してPRを行うことによる執行部側のメリット・デメリットをどう考えるか。現場の動きを妨げる懸念はないかとの問いに、内部協議では3つの懸念があった。1点目は住民間の対立で、任意団体に対して条例をつくることで自由意志が制限され、未加入者との溝が深まるおそれである。2点目は実効性で、他市の事例でも、条例が加入率向上に直結しておらず、根本的な解決になりにくい。3点目は介入のリスクで、住民の反発や地域間の分断を招くおそれがあるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。休憩に入り、自由討議を行ったところ、委員より、自治会を取り巻く現状や自治会関係者の意見をより深く把

握する必要があるとの判断から、閉会中の継続審査とし、日置市自治会長連絡協議会の意見を聴取すべきとの意見があり、継続審査とすることに決定しました。

その後、1月7日に委員全員出席の下、委員会を開催し、日置市自治会長連絡協議会会長及び副会長3名を参考人として出席を求め、ご意見を伺った後、質疑、討論、採決を行いました。

日置市自治会長連絡協議会からは、理事会の総意として、本条例制定に反対する旨の明確な意見表明がありました。その主な理由として、自治会が任意団体であるため、条例化されると逆に動きにくくなること、法制化による義務発生や自治会への負担増加、自治会が担う行政事務（ごみ捨て・防犯等）などの解消が先であること、条例制定により、既存会員の脱会が増える懸念があること、自治会長へのプレッシャーや成り手不足の加速につながるなど、各自治会の規則があり、全体で条例を定める必要性に疑問があることなどが上げられました。

次に、参考人への質疑の主なものを申し上げます。

委員より、発議者は、緊急時の連絡、高齢者の見守りに着目して条例を出したと言われたが、この点についてどう考えるかとの問いに、それは自治会規則において最も大切な部分であり、既に最優先で取り組んでいる。消防や行政と連携し、特に災害時に助けが必要な要支援者をどう守るか、各自治会で常に話し合っているとの答弁。

また、条例の有無に関わらず、常日頃から行っているのが実情である。必要なのは、行政と一体となった魅力ある自治会づくりというのが大方の意見であるとの答弁。

また、委員より、協議会の総意としては条例制定に否定的とのことだが、あったほうが良いという意見は出なかったかとの問いに、

加入するものとするという強い文言が入るならつくってもいいという方も一部にはいた。しかし、それでは自治会が壊れるのではないかと議論すると納得された。結局、任意である以上、強制的な言葉を使っても限界がある。この条文にある個人の尊厳を尊重するという理念と強制的な加入促進をどう両立させるのか、みんなが疑問を感じているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、参考人の説明で了承し、質疑を終了。討論に付したところ、発議第2号について、地域のトラブルの解決、役員の高齢化、成り手不足、業務の負担など、自治会の抱える問題はたくさんあると思うが、日置市自治会長連絡協議会よりあった課題を解決しないまま加入促進をしても、自治会の持続が難しくなり、かえって現場の負担を増やす結果になると思うので、条例制定には反対であるとの反対討論がありました。

このほかに討論はなく、採決の結果、発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定については、賛成者はなく、全会一致で否決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、中村清栄議員の反対討論の発言を許可します。

#### ○4番（中村清栄君）

私は、ただいま議題となっております発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について、

反対の立場から討論いたします。

まず、自治会が地域防災、環境美化、見守り活動など、地域社会において重要な役割を果たしてきていることについては、私も十分に認識、理解しております。これまで献身的に活動されてきた役員や会員の皆様には、深く敬意を表するものであります。

しかしながら、本条例において賛同できない理由として、まずは、自治会加入は本来、住民一人一人の自由意志に基づく原則任意のものであると認識しています。条例により加入や参加を促進することが、事実上の義務化や加入しない住民への心理的、社会的圧力につながるおそれは否定できません。条例という形で特定の団体への参加を後押しすることには、慎重であるべきだと考えます。

次に、多様化する住民の価値観などの配慮があるとは言えません。単身世帯、共働き世帯、そして、子育てや介護に追われる世帯など、地域住民の背景は年々多様化しています。時間的、身体的、そして精神的な理由から、自治会活動への参加が難しい方々に対し、参加すべきというようなメッセージを発することは、結果として、住民が住みにくくなるのではないかと考えられます。

最後に、地域のトラブルの解決から、役員の高齢化、成り手不足、業務負担など自治会そのものが抱える課題はたくさんあると思います。ただいま委員長報告でもありましたが、自治会長連絡協議会の役員全員の意見として、これらの課題を解決しないまま加入や参加だけを促進しても、自治会の持続が難しくなり、今後の自治会活動のハードルも上がってしまい、かえって現場の負担を増やす結果となる可能性があり反対との意見でした。

このことから、まずは自治会活動の負担軽減、任意で参加しやすい活動の支援などの施策が今後は求められているのではないかと考えます。

以上のことから、本条例に賛成できないため、私の反対討論といたします。

○議長（富迫克彦君）

ほかに、賛成討論を含めて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案についてお諮りします。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

ここでしばらく休憩します。

午前11時48分休憩

---

午前11時50分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（富迫克彦君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

採決を確定します。賛成少数であります。したがって、発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定については否決されました。

---

△日程第21 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（富迫克彦君）

日程第21、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第22 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（富迫克彦君）

日程第22、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第23 所管事務調査結果報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第23、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、所管事務調査結

果報告がありました。委員会からの報告書は、市長へ送付いたします。

---

△日程第24 行政視察結果報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第24、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から、議長へ行政視察結果報告がありました。報告書は議員へ配付いたします。

---

△閉 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、2月18日の招集から本日の最終本会議まで41日間にわたり、令和8年度一般会計予算をはじめ、令和7年度一般会計補正予算、補正予算の専決処分の承認、市道の路線の認定、日置市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定、日置市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、日置市国民健康保険税条例等の一部改正、日置市農村センター条例の一部改正、日置市火災予防条例の一部改正、日置市営住宅条例及び日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正、日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事請負契約の締結、日置市監査委員の選任の同意など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

先般、市政方針及び予算説明で申し上げました第3次日置市総合計画では、目指す未来を日置のありたい姿とし、その実現のために6つの市民の暮らしを掲げ、関係する皆様と連携し、長期的な視点に立った持続可能な施策に取り組み、展開してまいります。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（富迫克彦君）**

これで、令和8年第2回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 富迫克彦

日置市議会議員 福元 悟

日置市議会議員 山口政夫